

ベトナム社会主義共和国
法整備支援プロジェクト（フェーズ3）
終了時評価調査報告書

平成 18 年 6 月
（2006 年）

独立行政法人国際協力機構
社会開発部

社会
J R
06-091

**ベトナム社会主義共和国
法整備支援プロジェクト（フェーズ3）
終了時評価調査報告書**

平成18年6月
（2006年）

**独立行政法人国際協力機構
社会開発部**

目 次

序 文

略語表

評価調査結果要約表

第1章 終了時評価調査の概要	1
1-1 プロジェクト概要	1
1-1-1 背景	1
1-1-2 協力内容	1
1-2 終了時調査概要	4
1-2-1 調査団構成	4
1-2-2 調査日程	4
1-2-3 調査目的	5
1-2-4 調査方針	5
1-3 終了時評価の実施方法	5
第2章 プロジェクトの実績	7
2-1 投入・活動実績	7
2-1-1 ベトナム側のインプット	7
2-1-2 日本側のインプット	8
2-2 成果達成度	9
2-2-1 サブ・プロジェクトAの成果達成状況	9
2-2-2 サブ・プロジェクトBの成果達成状況	12
2-3 プロジェクト目標の達成度	14
2-4 上位目標の達成見込み	15
第3章 評価結果	16
3-1 評価5項目による評価	16
3-3-1 妥当性	16
3-3-2 有効性	16
3-3-3 効率性	17
3-3-4 インパクト	17
3-3-5 自立発展性	18
第4章 まとめ	20
4-1 プロジェクト実施期間の延長	20
4-2 これまでの協力（フェーズ2含む）を振り返っての概観	20
4-2-1 協力内容側面の概観	20
4-2-2 事業実施側面	21

4-2-3	政策支援型協力としての法整備支援	22
4-3	今後の協力に向けての提言	23
4-3-1	充実した現地プロジェクト実施体制の確立の重要性 (特に、長期専門家の重要性)	23
4-3-2	プロジェクトの開始時における実施体制整備の必要性	23
4-4	団長所感	24

付属資料

1.	PDM	31
2.	訪問先／面会者一覧	35
3.	ミニッツ	37
4.	評価グリッド	57
5.	質問票回答：ベトナムカウンターパート機関	95
6.	日本・ベトナム両側からの投入実績	115
I.	ベトナム側投入	115
1.	カウンターパート配置	115
2.	施設・事務室	117
3.	運営経費自己負担	117
4.	その他	117
II.	日本側投入	118
1.	長期専門家	118
2.	短期専門家派遣	118
3.	機材供与	118
4.	研究会活動	121
4-1	民法改正共同研究会	121
4-2	民法改正共同研究会知的財産法小委員会	128
4-3	民事訴訟法共同研究会	130
4-4	法曹養成共同研究会	133
4-5	判決書・判例整備共同研究会	138
5.	その他	142
5-1	倒産法	142
5-2	ベトナム国家大学ハノイ校日本法講座支援	142
5-3	経済統合に向けた法制度研究	143

序 文

我が国は、ベトナム社会主義共和国において同国が推進する市場経済化政策に適合する新たな法制度を構築すべく、1990年代より継続的に法整備分野の協力を行っており、2003年7月からは民商事関連法令の制定整備及び法曹強化を目的とし、法整備プロジェクトフェーズ3を実施してきました。

本終了時評価調査は本プロジェクトの協力期間終了を控え、プロジェクト活動実績の整理・確認を行うとともに今後の協力を行ううえでの教訓・提言を取りまとめることを目的とし派遣されました。

本報告書は終了時評価結果を取りまとめたもので、今後のプロジェクトの展開に広く活用されることを願うものです。

最後に、これまで本プロジェクトの実施にあたりご協力いただいた内外の関係者各位に対し、心から感謝の意を表します。

平成 18 年 6 月

独立行政法人国際協力機構

社会開発部 部長 岡崎 有二

略 語 表

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
C/P	Counter Part	カウンターパート
JA	Judicial Academy	国家司法学院
JCC	Joint Coordination Committee	合同調整会議
MM	Man Month	人月
M/M	Minutes of Meetings	協議議事録
MOJ	Ministry of Justice	司法省
MPI	Ministry of Planning and Investment	計画投資省
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
R/D	Record of Discussions	合意議事録
SPC	Supreme People's Court	最高人民裁判所
SPP	Supreme People's Procuracy	最高人民検察院
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
VNU	Vietnam National University, Hanoi	ベトナム国家大学ハノイ校
WTO	World Trade Organization	世界貿易機構

評価調査結果要約表

1. 案件の概要	
国名：ベトナム社会主義共和国	案件名：法整備支援プロジェクト（フェーズ3）終了時評価調査
分野：法制度整備	援助形態：チーム派遣
所轄部署：社会開発部第一グループ（社会開発） 社会制度・平和構築チーム	協力金額（評価時点）：3.2億円
協力期間	<p>（フェーズ1）：1996年12月1日～1999年11月30日</p> <p>（フェーズ2）：1999年12月1日～2003年6月30日</p> <p>（フェーズ3）：2003年7月1日～2006年6月30日</p>
	<p>先方関係機関：司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所、ベトナム国家大学ハノイ校、国家司法学院</p> <p>日本側協力機関：外務省、法務省（法務総合研究所）、最高裁判所、日本弁護士連合会</p> <p>他の関連協力：民法改正共同研究会、民事訴訟法共同研究会、法曹養成共同研究会、判決書・判例整備共同研究会</p>
<p>1-1 協力の背景と概要</p> <p>ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」と記す）政府は、1986年のドイモイ路線採用以降、市場経済化と対外開放政策を推進している。その一環として、市場経済化に適合する新たな法的枠組みを構築することが急務になっていたため、同国は、各国政府及び国際機関の協力により法律の整備を進め、1992年に新憲法、1995年に民法を制定した。同国においては、引き続き商法や民事訴訟法等の法律や民法典の附属法令等を整備するとともに、市場経済化に対応した法制度に精通した人材を早急に育成する必要があった。</p> <p>かかる背景を踏まえ、我が国は、1996年度より、ベトナムにおける法整備支援プロジェクトを開始し、短期・長期専門家派遣や、国別特設研修を通じて、ベトナム政府の各種法律（特に市場経済の導入に対応した民法、商法等）の整備や、人材育成に資する協力を実施した。</p> <p>その後、1999年度よりフェーズ2が始まり、司法省に加えて最高人民検察院及び最高人民裁判所を対象機関とし、各種法律の立法作業への助言、法体系整備への助言及び人材育成を三本柱とした協力を実施してきた。特に、民法共同改正研究については、日本の大学教授や法曹関係者との協働のもと、改正民法草案の内容・質の向上や、関連他法令との整合性の確保などに貢献してきた。</p> <p>フェーズ2終了に際し、ベトナム政府からの協力継続要請に基づき、従来の成果をさらに発展させるべく、民法を中心とした民商事分野立法支援及び法曹強化を二本柱としたフェーズ3の実施を協議し、2003年6月に行われた実施協議調査団においてR/Dの署名・交換を行い、協力を開始している。</p> <p>1-2 協力内容</p> <p>(1) 上位目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サブ・プロジェクトA：民法を中心とした民商事分野立法支援 「市場経済化に適合した法制度の基盤が構築される。」 2. サブ・プロジェクトB：法曹強化 「法曹の能力強化を通じて法執行体制が強化される。」 <p>(2) プロジェクト目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サブ・プロジェクトA 「立法関連部局職員の法案起草能力の向上を通じて、市場経済化と整合性のある民商事関連の基本法が制定される。」 	

2. サブ・プロジェクト B

「司法分野において有能な人材が育成されるための制度的枠組みが確立される。」

(3) 成果

1. サブ・プロジェクト A

- (1) 改正民法の最終草案が起草される。
- (2) 知的財産関連法規に関する基礎知識が修得され、草案が起草される。
- (3) 民事訴訟法及び倒産法の最終草案が起草される。
- (4) 民法に関連する法案準備が促進される。
(不動産登記法、担保取引に関する国会令、国家賠償法、判決執行法、経済統合に関する法的枠組みの研究)

2. サブ・プロジェクト B

- (1) 統一的な新規法曹の養成機関（国家司法学院）の設立を視野に入れ、その機関を構成することになる既存の研修機関のトレーニングプログラムや教材が改善される。
- (2) 判決様式が標準化され、全ての法曹にとってアクセス可能な判例情報が整備される。
- (3) ベトナム国家大学ハノイ校における学生が日本法についての理解を深めると共に、講師が育成される。

(4) 活動

1. サブ・プロジェクト A

- (1)-(1) 日越双方に民法草案作業部会を発足させる（司法省等）。
- (1)-(2) 短期専門家により、草案に対する助言・指導を行う。
- (1)-(3) 書面による草案へのコメント付与を行う。
- (1)-(4) 長期専門家による助言・指導を行う。
- (1)-(5) 本邦研修を実施する（1回）。
- (2)-(1) 日越双方に知的財産関連法規に関する作業部会を発足させる（司法省、科学技術省、文化情報省など）。
- (2)-(2) 短期専門家により現地ワークショップを開催する。
- (2)-(3) 書面による草案へのコメント付与を行う。
- (2)-(4) 長期専門家による助言・指導を行う。
- (3)-(1) 日越双方に民事訴訟法作業部会及び倒産法作業部会を発足させる（最高人民裁判所など）。
- (3)-(2) 短期専門家により現地ワークショップを開催する（各法案に2回ずつ）。
- (3)-(3) 書面による草案へのコメント付与を行う。
- (3)-(4) 長期専門家による助言・指導を行う。
- (4)-(1) 民法、民事訴訟法との整合性を確保すべく、民法関連の4法案に関連する短期専門家による現地ワークショップの開催や、書面による草案へのコメント付与を行う。
- (4)-(2) 長期専門家による助言・指導を行う。
- (4)-(3) ベトナム側の「経済統合における法制度状況調査」に対し、長期専門家による助言・指導や書面によるコメント付与を行う。

2. サブ・プロジェクト B

- (1)-(0) 詳細活動計画完成のための準備活動が実施される。
- (1)-(0)-(1) 日越双方に法曹養成機関強化のための作業部会を発足させる（法曹養成学校、最高人民検察院、最高人民裁判所）。
- (1)-(0)-(2) ベトナム側の将来的な法曹育成計画及び現状の教授方法や教材に関する情報収集及び意見交換を行う。

- (1)-(0)-(3) 長期専門家を通じ、日本及び諸外国の法曹養成制度についての情報を提供する。
- (1)-(0)-(4) 詳細活動計画を完成させる。
- (1)-(1) 長期専門家を通じ、法曹養成機関の組織・運営に関する指導・助言を行う。
- (1)-(2) 長期専門家を通じ、カリキュラム、テキスト及び教育マニュアルの準備のための指導・助言を行う。
- (1)-(3) カリキュラム策定、テキスト作成及び教授方法論に関する本邦研修を行う（年1回）。
- (1)-(4) カリキュラム策定、テキスト作成及び教授方法論に関する現地セミナーを行う（年1回）。
- (1)-(5) 作成・改善されたカリキュラム、テキスト及び教授方法に対する書面によるコメント付与を行う。
- (2)-(1) 日越双方に判決様式標準化のための作業部会を発足させる（最高人民裁判所及び法曹養成学校）。
- (2)-(2) 長期専門家を通じ、判決様式及び判決起案マニュアル準備に資する指導・助言を行う。
- (2)-(3) 長期専門家を通じ、判例情報の収集・普及システム準備に資する指導・助言を行う。
- (2)-(4) 本邦研修を行う（年1回）。
- (2)-(5) 短期専門家派遣により、判決様式や判決起案マニュアル、判例情報の収集・普及システムに関する現地セミナーを実施する（年1回）。
- (3)-(1) カリキュラムの準備も含め、詳細活動計画を作成する。
- (3)-(2) 日本人専門家により日本法の講義を実施する（日本語、英語）。
- (3)-(3) テキストや参考図書を提供する。
- (3)-(4) 学生の理解度測定及び単位取得のための試験を実施する。
- (3)-(5) 日本法講座の講師候補の養成（共同リサーチへの参加、講義録の作成、共同講義の実施など）。

(5) 投入（評価時点）

1) 日本側投入

a) 専門家派遣

・長期

4名（2006年4月時点）（①チーフアドバイザー／民法・法曹強化・判例整備、②民事関連法整備、③民法・法曹強化・判例整備、④業務調整）：協力期間中延べ7名

・短期

2003年度：10名（2.5MM）、2004年度：5名（1.3MM）、2005年度：12名（3.6MM）：延べ29名（7.4MM）

-サブ・プロジェクトA：民法、知財関連法規、民事訴訟法、倒産法、不動産登記法、担保取引に関する国会令、国家賠償法、判決執行法

-サブ・プロジェクトB：法曹養成機関強化、判決様式標準化及び判例情報の収集・普及、日本法専門家

b) 研修員受入れ

①法曹養成機関能力強化（2004年2月から1か月、11名）、②法曹人材教育カリキュラム開発（2005年1月から0.5か月、9名）、③改正民法（2005年2月から0.5か月、12名）、④判決書標準化（2005年9月から0.5か月、14名）、⑤法曹人材育成機関能力強化（2006年2月から0.5か月、10名）

c) 機材供与（コンピューター、プリンター等のコンピューター周辺機器、コピー機、事務

<p>機器及び消耗品、その他) 総額約 0.076 億円</p> <p>d) 現地業務費 総額約 0.48 億円</p> <p>e) 国内支援体制の構築 課題別に第一線の学者・実務家からなる共同研究会（①民法改正共同研究会、②民事訴訟法共同研究会、③法曹養成共同研究会、④判決書・判例整備共同研究会）を設置</p> <p>2) 相手国側投入</p> <p>a) C/P の配置 プロジェクトディレクター（司法省副長官）、プロジェクトマネージャー（司法省国際協力部部長）、業務調整員（司法省国際協力部職員）、ワーキンググループ（①民法、②知的財産、③民事判決執行法、④企業倒産法）、連絡員（①不動産登記法、②担保取引登記令、③国家賠償法、④判決執行法）</p> <p>b) 施設、事務室 司法省内にプロジェクト担当者用の常設事務所（司法省内支所）、各 C/P 機関内にセミナーやワークショップ等用会議室（司法省、国家司法学院、最高人民検察院、最高人民裁判所、ベトナム国家大学ハノイ校）</p> <p>c) 運営経費自己負担 ①ベトナム側職員の給与及び諸手当、②常設事務所の水道光熱費、③JICA 供与機材の免税措置、及び通関、保管、国内輸送、設置の費用、④機材等のメンテナンスコスト、⑤研修実施経費、⑥その他（一部の翻訳費用、事務経費等）</p> <p>d) その他 検察官マニュアル作成費（最高人民検察院、13,770 米ドル）、判決書マニュアル作成（最高人民裁判所、1,550 米ドル）、法曹三者共通教科書 4 冊（国家司法学院、11,600 米ドル）</p>
--

2. 評価調査団の概要

調査者	(担当分野)	(氏名)	(所属)
	(1) 総括	木下 俊夫	国際協力機構社会開発部 第一グループ長
	(2) 法曹養成	相澤 恵一	法務省法務総合研究所 国際協力部長
	(3) 協力企画	岩間 創	国際協力機構社会開発部第一グループ 社会制度・平和構築チーム
	(4) 評価分析	南海 泰平	株式会社ソーワ コンサルタント
	(5) 通訳	大貫 錦	財団法人日本国際協力センター
調査期間	2006 年 4 月 10 日～4 月 19 日		評価種類：終了時評価

3. 評価結果の概要

3-1 評価結果の要約

(1) 妥当性

本プロジェクトの妥当性は高いと評価される。

これは、市場経済化に適合した法体系の整備に関するベトナムのニーズが依然として高いことに加えて、本プロジェクト目標は、JICA を含めた国際援助機関の協力のもとで 2002 年 3 月にまとめられた「Legal Needs Assessment」で示されているベトナムの法整備・司法改革の長期戦略方針に合致しているからである。また、本プロジェクトは我が国の対ベトナム国別援助計画（2004 年 4 月）、及び JICA の国別事業実施計画（2005 年 12 月）の方針にも見合っており、

政策的に高い優先度が置かれた協力プロジェクトであることが確認された。

(2) 有効性

プロジェクトの有効性は、以下の理由からかなり高いと判断される。

サブ・プロジェクト A については、PDM で示されている 4 つの成果のうちの成果 4 は協力期間終了までに達成が困難と見込まれている。しかし、市場経済化に適合する法体系の根幹となる改正民法その他の基本法が制定されたこと及び立法関連部局職員の能力が向上していることから、プロジェクト目標は概ね達成されているといえる。

サブ・プロジェクト B については、3 つの成果のいずれも評価実施時点では未達成である。しかし、国家司法学院が設立され、法曹人材養成カリキュラム及び同カリキュラムで使用するテキストブックが近時に完成する見込みであること、第一審における検察官の活動に関するマニュアル及び裁判官が使用する判決書マニュアルが近時に完成する見込みであること、ベトナム国家大学ハノイ校で行われている日本法講座が安定的に運営されていること、並びにプロジェクト開始時と比べて C/P の知識・能力がとても向上してきていることなどから、ベトナムの法曹人材育成体制の基盤がある程度整備されたと判断できる。

(3) 効率性

プロジェクトの効率性は、活動・投入の実績及び成果の達成状況に鑑みて高いと判断される。

日本・ベトナム両側からの投入は、プロジェクト初期における長期専門家の欠員及び現地セミナーの実施を目的とする短期専門家の派遣が過少であったことを除いて概ね適切・適時に行われており、成果の達成のために適切なものであったと評価できる。

(4) インパクト

プロジェクト実施は以下のようにベトナム社会に広くプラスインパクトを与えていることが認められる。

C/P 機関関係者は日本の法体系及び司法システムについて有益な知識・経験を修得し、市場経済化に必要な法整備、国際経済統合に必要な法概念・法理論に関する認識が向上したと自己評価している。また、本プロジェクトの実施により、きわめて重要な基本法である民法が改正され、民商事分野の他の基本法のいくつかが制定された。これは、ベトナムの改革開放政策、法体系整備戦略の実施を背後から支える重要な基盤であり、同国における法の支配確立に向け大きなインパクトを与えたと評価できる。

(5) 自立発展性

プロジェクトの自立発展性は相当のレベルで認められるものの、以下の理由により、今後も引き続き外部からの支援が必要であると判断される。

政策面では自立発展性が相当程度あると考えられる。ベトナム共産党中央委員会政治局は、2005 年に第 48 号決議及び第 49 号決議を公表し、法整備・司法改革を強力に推進する方針を打ち出している。本プロジェクトの C/P 機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家司法学院、ベトナム国家大学ハノイ校）は今後、ベトナム政府から一層強い支援を受けられると予想される。

しかし、人的・物的（財政的）・技術的な面では、C/P 機関の体制にはいまだ不備な点があり、本プロジェクト終了後、本プロジェクトの成果を自主的に発展させ、ベトナム国内に広く普及させることは困難といわざるを得ない。

3-2 効果発現に貢献した要因

プロジェクト目標達成の貢献要因として次の点があげられる。

- (1) 長期・短期専門家として第一線の実務家・学者を派遣しており、こうした日本側からの指導・助言に対し、ベトナム側から高い評価を得られたこと。
- (2) プロジェクトオフィスと C/P 機関間のコミュニケーションが良好であったこと。
- (3) プロジェクト活動に対し、C/P 機関、ワーキンググループメンバーが積極的に従事したこと。
- (4) 2005 年に公表したベトナム共産党中央委員会政治局決議第 48 号・第 49 号により、法整備関係者の改革意欲が一層高まり、活動が活発化したこと。
- (5) ドナー間の協調体制が良好であったこと。

3-3 問題点及び問題を惹起した要因

プロジェクトの活動の一部に遅滞を起こした要因として次の点があげられる。

- (1) プロジェクト活動の詳細については、プロジェクト開始前に日本・ベトナム関係者の間に共通の問題意識と理解が形成されず、事前評価の際に日本側があらかじめまとめたプロジェクト・ドキュメント案の内容をベトナム側と合意できなかった経緯がある。特に、サブ・プロジェクト B の国家司法学院、最高人民検察院、及びベトナム国家大学ハノイ校に係るコンポーネントにおいては、プロジェクト開始前に、ベトナム側の希望聴取と意見のすり合わせが不十分であったため、プロジェクト初期に活動内容や実施体制等を巡って日本・ベトナム双方に意見の相違があった。
- (2) プロジェクト初期における長期専門家の欠員により、初期の活動に支障を来したほか C/P 機関との信頼関係に悪影響を及ぼしたこともあった。
- (3) ベトナムの上層部（政府及び国会）において関係者間の意見調整が難航していたなどの理由で、立法スケジュールが変更され、その結果としてサブ・プロジェクト A の成果 4 で協力対象となっている法令の成立が遅れている。

3-4 結 論

ベトナムにおける法整備支援プロジェクトは 1996 年に開始され、ここまで 10 年間以上にわたって継続的に実施してきた協力の成果が本フェーズに入って具現化してきた。プロジェクト目標がベトナムの政策方針に合致していること、長期専門家の非常な熱意、尽力及び高い専門能力、日本・ベトナム関係者間に長年蓄積された強い信頼関係・相互協力関係等により、プロジェクトの目標が達成されつつある。具体的には、市場経済化と整合性のある民商事関連の基本法である改正民法、知的財産法、民事訴訟法、企業倒産法が制定されたほか、統一的な法曹人材育成に必要な法曹三者共通カリキュラム、検察官マニュアル、判決書マニュアル等が作成された。ベトナム国家大学ハノイ校における日本法講座も開設され、安定的に運営されている。これらに加えて、プロジェクト開始時と比べて C/P の知識・能力が非常に向上してきていることなどを考慮に入れると、立法関連部局職員の能力が強化され、質の高い法曹人材育成体制の基盤がある程度整備されたと判断できる。

しかし、ベトナムの立法スケジュールの遅延等の理由により、プロジェクトの協力対象である 4 つの民法関連基本法案が協力期間内に成立することが困難と見込まれている。また、プロジェクト

初期における長期専門家の欠員等の理由で、国家司法学院で使用する予定のテキストブックの一部がプロジェクト期間内に完成できないことも見込まれている。このため、プロジェクトはある程度の延長期間が必要と判断される。

3-5 提言（当該プロジェクトに関する具体的な措置、提案、助言）

当初成果を達成するため、2007年3月31日までプロジェクト期間を延長することを調査団として提言する。

3-6 教訓（当該プロジェクトから導き出された他の類似プロジェクトの発掘・形成、実施、運営管理に参考となる事柄）

（1）充実した現地プロジェクト実施体制の確立の重要性（特に、長期専門家の重要性）

法整備支援は、国家統治の根幹をなす基本法典の起草、司法制度の強化及び法曹の養成に対する協力を行い、法の支配の確立に寄与しようとするものであり、支援対象国の国政のあり方の中枢にかかわる支援である。このため、本プロジェクトのC/P機関はハイランクの国家機関を対象にしていることから、日本側の支援体制も、こうしたハイレベルの法律専門機関の幹部らと専門分野に関して互角にわたり合い、相手方の敬意と信頼を勝ち得ることのできる知識と経験を備えた充実した陣容と、これを支える補助機構を整備することが不可欠である。

（2）プロジェクトの開始時における実施体制整備の必要性

本プロジェクトのように先方C/P機関の数が多く、また日本側にも研究部会が設置されており、連絡調整のロードが大きい案件の場合、プロジェクト開始時点から円滑なプロジェクト実施のために十分な体制となるよう日本側投入について考慮する必要があると思われる。

（3）プロジェクト実施期間中における柔軟な詳細計画の修正

今回の現地調査中、いくつかのベトナム側C/P機関より、プロジェクト実施側面について、何らかの活動を行う場合、事前に十分協議を行い、必要に応じ計画の修正にも柔軟に対応してほしいとの言及があり、MM上にもこの点を記述した。実際には本プロジェクト期間中、上記対応は十分考慮されており、本プロジェクトとしての懸案事項ではなく、あくまでも今後の協力における継続的な留意事項との位置づけである。

第1章 終了時評価調査の概要

1-1 プロジェクト概要

1-1-1 背景

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」と記す）政府は、1986年のドイモイ路線採用以降、市場経済化と対外開放政策を推進している。その一環として、民商法を中心に、市場経済化に対応した法制度を整備するとともに法律に精通した人材を早急に育成する必要があるがあった。

かかる背景を踏まえ、我が国は、1996年度より、ベトナムにおける法整備支援プロジェクトを開始し、短期・長期専門家派遣や、国別特設研修を通じて、ベトナム政府の各種法律（特に市場経済の導入に対応した民法、商法等）の整備や、人材育成に資する協力を実施した。

1999年度より「法整備支援プロジェクト（フェーズ2）」を実施し、司法省（Ministry of Justice : MOJ）に加えて最高人民検察院（Supreme People's Procuracy : SPP）及び最高人民裁判所（Supreme People's Court : SPC）を対象機関とし、各種法律の立法作業への助言、法体系整備への助言及び人材育成を三本柱とした協力を実施してきた。特に、民法共同改正研究については、我が国の大学教授・法曹関係者の協力を得て、改正民法草案の内容・質の向上や、関連他法令との整合性の確保などに貢献した。

さらに、我が国の継続的な支援を効果的に拡充すべく、カウンタパート（Counter Part : C/P）機関にベトナム国家大学ハノイ校（Vietnam National University, Hanoi : VNU）を加え、2003年7月より3年間の予定で「法整備支援プロジェクト（フェーズ3）」を開始している。フェーズ3は「民法を中心とした民商事分野立法支援」及び「法曹強化支援」の2つのサブ・プロジェクトによって構成されており、2003年1月と4月にそれぞれ実施された第一次、第二次事前評価調査における成果を踏まえ、2003年6月に行われた実施協議調査団において合意議事録（Record of Discussions : R/D）の署名を行った。フェーズ3では4名の日本人長期専門家（総括、業務調整、法曹養成、民法を中心とした民商事法分野立法支援）で構成されている。また、国内の支援組織として、「民法改正共同研究会」「民事訴訟法共同研究会」「法曹養成共同研究会」「判決書・判例整備共同研究会」の4つの研究会がある（研究者、法務省、日本弁護士連合会、最高裁判所等によって構成）。

今般、2006年6月の協力期間の終了を控え、終了時評価調査団を派遣し、プロジェクト活動の実績を整理・確認するとともに、評価5項目の観点から評価を行い、評価結果をもとに教訓・提言を取りまとめることとした。

1-1-2 協力内容

(1) 上位目標

1. サブ・プロジェクトA：民法を中心とした民商事分野立法支援
「市場経済化に適合した法制度の基盤が構築される。」
2. サブ・プロジェクトB：法曹強化
「法曹の能力強化を通じて法執行体制が強化される。」

(2) プロジェクト目標

1. サブ・プロジェクトA：民法を中心とした民商事分野立法支援
「立法関連部局職員の法案起草能力の向上を通じて、市場経済化と整合性のある民商事関

連の基本法が制定される。」

2. サブ・プロジェクトB：法曹強化

「司法分野において有能な人材が育成されるための制度的枠組みが確立される。」

(3) 成果

1. サブ・プロジェクトA：民法を中心とした民商事分野立法支援

- (1) 改正民法の最終草案が起草される。
- (2) 知的財産関連法規に関する基礎知識が修得され、草案が起草される。
- (3) 民事訴訟法及び倒産法の最終草案が起草される。
- (4) 民法に関連する法案準備が促進される。

(不動産登記法、担保取引に関する国会令、国家賠償法、判決執行法、経済統合に関する法的枠組みの研究)

2. サブ・プロジェクトB：法曹強化

- (1) 統一的な新規法曹の養成機関（国家司法学院）の設立を視野に入れ、その機関を構成することになる既存の研修機関のトレーニングプログラムや教材が改善される。
- (2) 判決様式が標準化され、全ての法曹にとってアクセス可能な判例情報が整備される。
- (3) ベトナム国家大学ハノイ校における学生が日本法についての理解を深めるとともに、講師が育成される。

(4) 活動

1. サブ・プロジェクトA：民法を中心とした民商事分野立法支援

- (1)-(1) 日越双方に民法草案作業部会を発足させる（司法省等）。
- (1)-(2) 短期専門家により、草案に対する助言・指導を行う。
- (1)-(3) 書面による草案へのコメント付与を行う。
- (1)-(4) 長期専門家による助言・指導を行う。
- (1)-(5) 本邦研修を実施する（1回）。
- (2)-(1) 日越双方に知的財産関連法規に関する作業部会を発足させる（司法省、科学技術省、文化情報省など）。
- (2)-(2) 短期専門家により現地ワークショップを開催する。
- (2)-(3) 書面による草案へのコメント付与を行う。
- (2)-(4) 長期専門家による助言・指導を行う。
- (3)-(1) 日越双方に民事訴訟法作業部会及び倒産法作業部会を発足させる（最高人民裁判所など）。
- (3)-(2) 短期専門家により現地ワークショップを開催する（各法案に2回ずつ）。
- (3)-(3) 書面による草案へのコメント付与を行う。
- (3)-(4) 長期専門家による助言・指導を行う。
- (4)-(1) 民法、民事訴訟法との整合性を確保すべく、民法関連の4法案に関連する短期専門家による現地ワークショップの開催や、書面による草案へのコメント付与を行う。
- (4)-(2) 長期専門家による助言・指導を行う。
- (4)-(3) ベトナム側の「経済統合における法制度状況調査」に対し、長期専門家による助言・

指導や書面によるコメント付与を行う。

2. サブ・プロジェクトB：法曹強化

- (1)-(0) 詳細活動計画完成のための準備活動が実施される。
- (1)-(0)-(1) 日越双方に法曹養成機関強化のための作業部会を発足させる（法曹養成学校、最高人民検察院、最高人民裁判所）。
- (1)-(0)-(2) ベトナム側の将来的な法曹育成計画及び現状の教授方法や教材に関する情報収集及び意見交換を行う。
- (1)-(0)-(3) 長期専門家を通じ、日本及び諸外国の法曹育成制度についての情報を提供する。
- (1)-(0)-(4) 詳細活動計画を完成させる。
- (1)-(1) 長期専門家を通じ、法曹養成機関の組織・運営に関する指導・助言を行う。
- (1)-(2) 長期専門家を通じ、カリキュラム、テキスト及び教育マニュアルの準備のための指導・助言を行う。
- (1)-(3) カリキュラム策定、テキスト作成及び教授方法論に関する本邦研修を行う（年1回）。
- (1)-(4) カリキュラム策定、テキスト作成及び教授方法論に関する現地セミナーを行う（年1回）。
- (1)-(5) 作成・改善されたカリキュラム、テキスト及び教授方法に対する書面によるコメント付与を行う。
- (2)-(1) 日越双方に判決様式標準化のための作業部会を発足させる（最高人民裁判所及び法曹養成学校）。
- (2)-(2) 長期専門家を通じ、判決様式及び判決起案マニュアル準備に資する指導・助言を行う。
- (2)-(3) 長期専門家を通じ、判例情報の収集・普及システム準備に資する指導・助言を行う。
- (2)-(4) 本邦研修を行う（年1回）。
- (2)-(5) 短期専門家派遣により、判決様式や判決起案マニュアル、判例情報の収集・普及システムに関する現地セミナーを実施する（年1回）。
- (3)-(1) カリキュラムの準備も含め、詳細活動計画を作成する。
- (3)-(2) 日本人専門家により日本法の講義を実施する（日本語、英語）。
- (3)-(3) テキストや参考図書を提供する。
- (3)-(4) 学生の理解度測定及び単位取得のための試験を実施する。
- (3)-(5) 日本法講座の講師候補の養成（共同リサーチへの参加、講義録の作成、共同講義の実施など）。

1-2 終了時調査概要

1-2-1 調査団構成

担当	氏名	所属
総括	木下 俊夫	国際協力機構社会開発部 第一グループ長
法曹養成	相澤 恵一	法務省法務総合研究所 国際協力部長
協力企画	岩間 創	国際協力機構 社会開発部第一グループ 社会制度・平和構築チーム
評価分析	南海 泰平	株式会社ソーワ コンサルタント
通訳	大貫 錦	財団法人日本国際協力センター
オブザーバー	小岩 憲一郎	法務省法務総合研究所国際協力部 国際協力専門官

1-2-2 調査日程

2006年4月10日（月）～4月19日（水）（評価分析団員のみ4月5日～4月19日）

	月日（曜日）	用務
1	4月5日（水）	コンサルタント 成田→ハノイ 午後：JICAベトナム事務所打合せ
2	4月6日（木）	午前：長期専門家打合せ 午後：MOJ表敬・ヒアリング：評価方針、評価グリッド説明
3	4月7日（金）	午前：SPP、SPC表敬・ヒアリング：同上 午後：国家司法学院（Judicial Academy：JA）表敬・ヒアリング：同上
4	4月8日（土）	終日：ヒアリング結果取りまとめ
5	4月9日（日）	同上
6	4月10日（月）	午前：VNU表敬・ヒアリング：同上 午後：官団員 成田→ハノイ
7	4月11日（火）	午前：JICAベトナム事務所、在ベトナム日本大使館表敬・協議 午後：計画投資省（Ministry of Planning and Investment：MPI）、MOJ表敬・協議
8	4月12日（水）	午前：専門家協議 午後：MOJ協議
9	4月13日（木）	午前：JA協議 午後：VNU協議
10	4月14日（金）	午前：SPP、SPC協議 午後：団内打合せ
11	4月15日（土）	終日：M/M作成
12	4月16日（日）	終日：資料整理
13	4月17日（月）	終日：合同会議・ミニッツ案協議
14	4月18日（火）	午前：M/M署名、レセプション 午後：在ベトナム日本大使館・JICAベトナム事務所報告 ハノイ発→
15	4月19日（水）	成田着

1-2-3 調査目的

- (1) R/D及びプロジェクト・デザイン・マトリックス (Project Design Matrix : PDM)、運営指導調査時のM/Mに基づき、これまでのプロジェクト活動の進捗状況、実績を整理及び確認する。
- (2) プロジェクトについて評価5項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性) の観点から評価を行う。
- (3) 上記評価結果を受けた提言・教訓をM/M (英文) としてまとめ、上記C/P機関と共通認識を得る。
- (4) 今後のベトナム法整備支援の協力方針及び評価の実施に資する教訓・提言等を導き出し、上記(1)乃至(3)の内容を含め、終了時評価報告書 (和文) に取りまとめる。
- (5) 評価結果を踏まえ、プロジェクト終了 (2006年6月末) 以降、フォローを必要とする協力内容があれば、その内容を確認・進め方について検討する。

1-2-4 調査方針

<「内容・質的評価」の取り扱い>

- (1) 法整備におけるPDM活用及び評価の経験の不足への配慮

ベトナム法整備支援プロジェクトでPDM作成を行ったのは今次フェーズが初めてであり、「JICA技術協力プロジェクト」という形態で本格的に実施したのも今次フェーズが初めてである。これまでの運営指導調査等の経緯をみても、PDM活用及びプロジェクト評価経験はいまだ不足していると予測される。この点を踏まえ、以下の対応を行う。

- 1) 合同評価を十分な形で実施することは困難と思われるため、あらかじめ調査団派遣前に日本側で評価結果を用意したうえで、現地調査時に同結果をベトナム側に説明、ベトナム側コメントを反映したうえで最終的に認識共有を図る形で進める。
- 2) PDM以外に、運営指導調査のM/M等関連資料も踏まえる。
- 3) 日本・ベトナム関係者のヒアリング等を踏まえ、定性的評価にも配慮する。

- (2) 評価調査の取りまとめ方

成果ごとにC/Pが異なり、4つのC/P機関が存在するため、ベトナムの縦割りの実施体制、評価調査の効率化を考えると各論 (各成果=機関ごと) と総論 (マネジメント、共通化できる事項=MOJ国際局) を分けて取りまとめる。そのうえでベトナム側に関連する内容については、可能な限り終了時評価調査にてベトナム側に問題提起をし、意見を聴取する。また、日本側の検討課題は帰国後検討のうえ、評価報告書にまとめる。

1-3 終了時評価の実施方法

評価は、2004年2月にJICAがまとめた「プロジェクト評価の手引きー改訂版JICA事業評価ガイドライン」で定めた手法に沿って実施された。

評価調査にあたっては、まず評価目的、調査項目、評価の視点等を取りまとめ、これらをもとに評

価グリッドを作成した。評価グリッドで示した評価視点、評価設問等に基づいて、①長期専門家向け質問票及び②ベトナム側C/P機関関係者向け質問票が作成され、関係者に回答してもらった。

これに加え、質問票の回答内容を確認し、また補足的情報を収集するために、現地調査期間中に長期専門家及びベトナム側C/P機関関係者に対して個別にヒヤリングを行った。評価グリッドは、主としてこれら関係者の質問票回答、ヒヤリング結果及び既存資料・報告書に基づいてまとめられたものである。また、現地調査実施前に各研究会委員より主に事業実施側面に対する評価について、ヒヤリングを行った。

評価は、評価グリッドをもとにし、次の評価5項目に沿って行われたものである。

(1) 妥当性 (relevance)

プロジェクトの目標が受益者のニーズと合致しているか、援助国側の政策と日本の援助政策との整合性はあるか、公的資金であるODAで実施する必要があるかといった「援助プロジェクトの正当性」を問う視点である。

(2) 有効性 (effectiveness)

「成果」によって「プロジェクト目標」がどこまで達成されたか、あるいは達成される見込みがあるかを検討する。また、プロジェクト目標達成状況が成果の結果によりもたらされたものであるかどうか、プロジェクト目標に効果のあったものは何か、貢献しなかった事業はどれかなどを検討する。

(3) 効率性 (efficiency)

プロジェクトの資源の有効活用という観点から効率的であったか(または効率性が見込めるか)どうかを検証するもの。PDMでは投入と成果の関係性をみることになる。投入コストが成果やプロジェクト目標達成度合いに見合っているか、他の手段によってより効率的に行うことができたのではないかという視点である。

(4) インパクト (impact)

プロジェクト実施によりもたらされる、より長期的短期的、直接的間接的効果やその波及効果をみるもの。当初予期した正負のインパクトとともに、プロジェクト計画時に予期しなかった正負のインパクトも含む。

(5) 自立発展性 (sustainability)

援助が終了してもプロジェクトで発現した効果が持続しているかどうか(または、持続の見込みはあるか)を検証するもの。プロジェクト目標や上位目標に着目し、プロジェクトがもたらした直接的間接的効果が終了後一定期間経ても持続して発現しつづけるかどうかをみる。

第2章 プロジェクトの実績

2-1 投入・活動実績

プロジェクト活動は、サブ・プロジェクトA（民法を中心とした民商事分野立法）及びサブ・プロジェクトB（法曹強化）に分かれているが、全体の投入は主に次のとおりである。なお、日本・ベトナム両側の投入の詳細については付属資料6に示す。

2-1-1 ベトナム側のインプット

(1) C/P配置

- 1) プロジェクトディレクター：Dr. Hoang The Lien（MOJ副長官）
- 2) プロジェクトマネージャ：Mr. Nguyen Huy Ngat（MOJ国際協力部部長）
- 3) 業務調整員：Mrs. Dinh Thi Bich Ngoc（MOJ国際協力部職員）
- 4) 成果A1（改正民法）担当C/P
- 5) 成果A2（知的財産法）担当C/P
- 6) 成果A3（民事訴訟法、及び破産法）担当C/P
- 7) 成果A4（民法に関連する基本法令）担当C/P
- 8) 成果B1a（国家司法学院）担当C/P
- 9) 成果B1b（検察官能力強化）担当C/P
- 10) 成果B2（判決書・判例整備）担当C/P
- 11) 成果B3（VNU日本法講座）担当C/P

※各成果ごとの担当C/P一覧は付属資料5を参照のこと。

(2) 施設、事務室

- 1) MOJ内にプロジェクト常設事務所
- 2) 各C/P機関内にセミナーやワークショップ等用会議室（MOJ、JA、SPP、SPC、VNU）

(3) 運営経費自己負担

- 1) プロジェクト担当フルタイム職員の給料・手当
- 2) JICAが供与する機材の入国税、保管、国内運搬、据付けにかかるコスト
- 3) JICAが供与する機材等のメンテナンスコスト
- 4) 一部の翻訳費用、事務経費等

(4) その他

- 1) 検察官マニュアルの作成費（SPP、13,770米ドル）
- 2) 判決書マニュアルの作成費（SPC、1,550米ドル）
- 3) 法曹三者共通教科書4冊の作成費（JA、11,600米ドル）

2-1-2 日本側のインプット

(1) 長期専門家

	氏名	担当分野	派遣時期
①	杉浦 正樹	法整備支援 司法アドバイザー（法曹強化）	2002年7月1日～2004年3月31日
②	丸山 毅	アドバイザー（総括、経済法分野、司法制度分野、人材育成分野）	2003年5月26日～2004年5月25日
③	榊原 信次	民事法立法、法曹人材養成、判例強化	2004年5月2日～2005年5月1日
④	森永 太郎	総括、民事法立法、法曹人材養成、判例強化	2004年5月8日～2006年6月30日
⑤	山下 哲雄	業務調整	2004年7月20日～2006年6月30日
⑥	佐々木 直史	アドバイザー（民法を中心とした民商事法分野立法支援）	2004年11月29日～2006年6月30日
⑦	國分 隆文	民事法立法、法曹人材養成、判例強化	2005年5月22日～2006年6月30日

(2) 短期専門家派遣：本フェーズ3開始後2006年3月30日現在まで、延べ29名（7.4MM）

- 1) 2003年度：計12名（2.5MM）
- 2) 2004年度：計15名（1.3MM）
- 3) 2005年度：計12名（3.6MM）

(3) 機材供与：（コンピューター、プリンター等のコンピューター周辺機器、コピー機、事務機器及び消耗品、その他）

総額約0.076億円

(4) 本邦研修

研修目的	実施時期、期間	参加者数
①法曹育成機関能力強化	2004年2月～1か月	11名
②法曹人材教育カリキュラム開発	2005年1月～0.5か月	9名
③改正民法	2005年2月～0.5か月	12名
④判決書標準化	2005年9月～0.5か月	14名
⑤法曹人材育成機関能力強化	2006年2月～0.5か月	10名

(5) 国内支援体制の構築

日本国内では、各種共同研究会、関係機関（外務省、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会）、JICA本部、国内支援委員会事務局（財団法人国際民商事法センターが受託）が支援体制を構築し、後方からプロジェクトを支援している。

課題別に第一線の学者・実務家からなる各種共同研究会が設置され、これら共同研究会は長期専門家と緊密に連絡を取り合いながら各活動に関する問題点を検討し、意見書の付与、短期

専門家の派遣、本邦研修、現地セミナー及びテレビ会議システムを利用したセミナー・会議を実施することによって、日本から直接にベトナム側C/Pに対する助言・情報提供を行っている。共同研究会の委員及び開催内容については付属資料6を参照のこと。

法務総合研究所の国際協力部は、外務省、JICAなどと協力して、協力要請国の市場経済発展のため、その基盤となる民商事法分野の法令の整備とその確実な運用に焦点を当てて法整備支援を進めているものであり、次の活動を通じて本プロジェクトを支えている。①日本国内での研修（国別研修と多数国研修）、②現地セミナーへの講師の派遣、③法律案の起草支援、④現地へのアドバイザー型専門家の派遣、⑤その他の活動。

JICA本部（社会開発部第一グループ社会制度・平和構築チーム）は、プロジェクトの実施主体であり、プロジェクト計画策定・運営管理・モニタリング・評価、専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等に係る手続き業務、国内支援委員会の運営等を行っている。

JICAベトナム事務所は、JICAの現地事務所として、早急な対応を要する懸案事項や現地事務所にて対応可能な諸問題に対する助言・指導を与えている。

国内支援委員会事務局は、各種共同研究に係る業務進捗管理・現地専門家との連絡窓口、資料翻訳・校閲・送付管理、国内支援委員会開催補助等を行っている。

2-2 成果達成度

実施協議調査で作成したPDM（2003年6月27日）では、サブ・プロジェクトAの成果が4つ、サブ・プロジェクトBの成果が3つ示されている。終了時評価調査の時点における各成果の達成状況は次のように取りまとめられる。

2-2-1 サブ・プロジェクトAの成果達成状況

サブ・プロジェクトAのアウトプットの達成状況は次のとおり。

(1) 成果A1：市場経済と整合する改正民法の最終草案が起草される。→達成済み。

改正民法草案起草支援はフェーズ2から継続的に行われてきたものであり、フェーズ3においてもベトナム側の草案に対する助言・指導を通じ活発な支援を行った結果、2005年5月19日にベトナム第11期国会第7回本会議で可決成立し、2006年1月1日施行された。この支援活動については、日本側のベトナム民法改正共同研究会がフェーズ2から活発な支援活動が続けており、同研究会委員らにより各段階の草案に対する多数の書面コメントが提供されたほか、テーマを絞った現地セミナーが実施された。また、JICA-Netを頻繁に活用することにより、同研究会委員とベトナム側C/Pの間で直接対話形式で詰めた議論が行われ、これが草案の内容の改善に大きく寄与した。さらに、長期専門家によるワーキングセッションの実施及びC/Pの要請に応じた日本法関連資料の提供が行われた。最終的に、2005年2月、MOJ起草担当者らを中心とする研修員らを対象とする2週間の本邦研修が実施され、その結果を織り込んだ最終草案が同年4月に開催される国会に提出され、同年5月に可決成立し、2006年1月に施行された。

本調査に先立ち、法務省の招聘により2006年3月に来日したリエン司法次官も、来日中に行ったスピーチにおいて改正民法制定について日本からの支援に高い評価を表明していた。本成果は単に今次フェーズのみならず、1996年から本格化したJICA法整備支援による大きな成果として捉えることができると思料する。

(2) 成果A2：知的財産法の立法に要する基礎知識が習得され、改正民法と整合する知的財産法の草案が起草される。→達成済み。

知的財産法については、日本・ベトナム双方において準備活動が若干滞り、更には2004年8月の段階までベトナム国会・政府の基本的な立法方針が明確にならなかったことなどもあって、具体的活動の開始が遅れた。日本側では同じく2004年8月に上記民法改正共同研究会に付属する小委員会が日本側で結成され、具体的な活動に入った。同小委員会委員による書面コメントの提供、JICA-Netを活用した協議及び現地セミナーの実施を通じて、改正民法の知的財産関連部分や「知的財産法」の草案に対する助言・指導を行った。同草案は2005年11月の秋の国会で成立した。

(3) 成果A3：市場経済と整合する民事訴訟法及び企業倒産法の最終草案が起草される。→達成済み。

民事訴訟法草案起草支援については、日本国内のベトナム民事訴訟法共同研究会が数次にわたる書面コメントの提供を行ったほか、同研究会委員らによる2回の現地セミナーが実施された。さらに、長期専門家が補足的なワーキングセッションを実施した。このような支援活動の結果、同草案は、2004年5月のベトナム国会において、若干の修正を加えられたあと、可決成立するに至り、2005年1月1日に施行された。改正民法と並び今次フェーズのみならずJICA法整備支援の大きな成果と捉えることができる。

企業倒産法起草支援については、谷口安平京都大学名誉教授らによる現地セミナーが実施され、ベトナム側C/Pが作成した草案に対する詳細なコメントが提供されるなどした結果、ベトナム側C/Pにおいて現代的な企業倒産法のあるべき姿についての知識が習得された。このような支援を受けて起草された企業倒産法最終草案は、2004年5月の国会において若干の修正のあと可決成立した。なお、同法の起草はアジア開発銀行（Asian Development Bank：ADB）が支援を行っていたが、ADBの支援は法律制定前に中断したことから、ADB支援関係者（邦人）による継続的な支援をサポートする形をとった。

(4) 成果A4：民法に関連するその他の法案の準備が促進される。

1) 不動産登記法

不動産登記法起草支援については、2004年から活動が本格化し、起草作業も第12次草案まで進んだが、他法との調整等の問題があることから立法スケジュールが変更され、本プロジェクト終了時まで最終草案が完成しないことが見込まれる。不動産登記法草案は、当初、2005年中に国会本会議への提出が予定されていたが、法律の目的及び適用範囲に関して土地法及び住宅法（2005年成立）とどのように調整するかについて政府部内及び国会常任委員会において議論が紛糾したため、立法スケジュールが変更され、2006年秋の国会に最終草案を提出することとなった。長期専門家は、変更前及び変更後の立法スケジュールに合わせ必要に応じて、日本法に関する情報の提供、草案に対するコメント等の支援を行っていたが、スケジュール変更後も不動産登記の実施体制のあり方等についての意見対立が収束せず、首相裁定によりこれまでの草案を白紙に戻し、一から法案の起草を行うこととなった。現時点では立法スケジュールが未確定であるが、MOJとしては2007年中の成立をめざしているとの発言があった。

結果的にはプロジェクト期間中の成立は困難な状況であるが、MOJからは本法案にかかわる動向をむしろベトナム側立法関連部局職員の法案起草能力向上の観点から肯定的に捉えるべきとの意見が出された。本法案にかかわる立法スケジュールの遅れは、ベトナム政府部内で同法案についての市場経済化との整合性について真剣な議論が行われている結果とみとれるとの趣旨である。

2) 担保取引登録令

担保取引登録令起草支援についても、プロジェクト期間の前半に活発な活動が行われていたが、不動産登記法の起草作業との関係から起草スケジュールが変更され、本プロジェクト終了時まで最終草案が完成しないことが見込まれる。同令に関しては、民法改正共同研究会委員において数次にわたるコメントを提供し、更には長期専門家によるセッションやJICA-Netを利用した民法改正共同研究会委員によるセッションを行うなどして支援活動を続けていた。2004年においては、C/P側の草案に相当程度日本側意見を取り入れ、更には理論的に混乱していた部分を整理するなどの改善が見られた。しかし、2005年には、国会よりMOJ（担保取引登録局）に対し、不動産登記法の起草を優先させ、担保取引登録令については起草作業を後回しにすべしとの指示が出されたため、一時的に休止状態が続いている。現在、担当部局では不動産登記法の起草作業に全力を傾注している状況にあるため、同令に関する作業再開は見通しが立たない状況になっている。不動産登記法の起草作業が予定より大幅に遅れていることから、同令の本プロジェクト期間内における最終草案提出は困難と見られる。

3) 判決執行法

本プロジェクトでは、判決執行法の民事執行の手続部分についてのみ支援を行うことが予定されており、当該部分に関する助言・指導等の活動が行われ、草案の起草作業が進んでいるが、関係機関との調整の問題等が残っており、法律の成立までには紆余曲折も予想される。判決執行制度については、カナダ、米国などが主として執行実務面の改善を目的としたプロジェクトを展開しており、当プロジェクトではこれら各国と連携を保ちながら民事執行の手続部分の草案起草に関し、現地セミナー、長期専門家によるセッション及び資料提供等を行っており、判決執行法草案の起草は最終段階まで進んでいる。しかしながら、全体の立法指針についてMOJ内においても確たる方向性が定まっていなほか、関係諸機関の見解の相違が相当程度残っている。同法草案は、2005年に事前審査のために国会本会議に提出されたが、その場における意見も多種多様であって、最終草案が2006年の国会でそのまま問題なく成立するか否かは予断を許さない状況にある。

4) 国家賠償法

国家賠償法については、ベトナム側の要望で支援対象とされたものの、2004年にはMOJにおいていまだ具体的な方針が定まっておらず、国会の立法スケジュールにも正式には載っていない。2005年後半にようやく活動が開始したが、立法スケジュール上では後順位にあるため、本プロジェクト期間中における最終草案起草は到底見込めない。国家賠償法については、根本的な論点のいくつかが未解決であり、法案成立は2007年以降にずれこむ可能性がある。

5) 経済統合に向けた法的枠組みに関する研究活動

主として情報提供であり、成果は十分に達成している。

この活動は、MOJにおいて今後、ベトナムが国際市場経済への統合をめざしていく際にい

かなる法令整備等が必要となるかについて、いわば基礎研究を行うものであり、具体的起草支援ではないが、サブ・プロジェクトAに分類されている。2004年前半には、担当する長期専門家の不在により活動が開始されていなかったが、2004年後半に担当長期専門家が着任し、ベトナム側C/Pとの協議を開始した。活動は、主として情報提供であり、その目的は十分に果たしているといえる。現在、「司法共助」に関する法律の制定に資する情報提供を実施しており、今後もワークショップの開催及び資料の提供などを実施する予定である。

2-2-2 サブ・プロジェクトBの成果達成状況

サブ・プロジェクトBのアウトプットの達成状況は次のとおり。

(1) 成果B1a：統一的な新規法曹の養成機関（国家司法学院）の設立を視野に入れ、その機関を構成することになる既存の研修機関のトレーニングプログラムや教材が改善される。

本成果に関する活動は、2004年前半に本格的に運営が開始されたJA（MOJ管轄下の法曹養成機関）における裁判官、検察官及び弁護士の一統修習についてのカリキュラムや教科書の作成を支援するものである。本活動については、日本国内において司法研修所教官を含めたベトナム法曹養成共同研究会が定期的に会合をもちながらベトナムの法曹教育の実情及びカリキュラム案について検討を加えているほか、2004年には同研究会委員による現地セミナーを実施した。また、現地において、2003年から引き続きほぼ1月に1回のペースで定期的に長期専門家によるワーキングセッションを開催した。さらに、2004年2月には本邦研修を開催し、日本における法曹教育の制度や実情について紹介するなどの活動を行った。その結果、法曹三者共通カリキュラムが、2005年10月に完成した。JAでは現在、同カリキュラムに基づいて、①民法、②民事訴訟法、③民事事件解決技能及び④刑事事件解決技能の4教科書を執筆中である。このうち、③民事事件解決技能及び④刑事事件解決技能の2冊に関しては、改正民法が成立して間がないことなどの事情により、本プロジェクト終了予定時までに執筆を完了することは困難な見通しであり、協力活動の継続が必要である。

(2) 成果B1b*：検察官マニュアルの作成。

本成果に関する活動は、主として、検察官の業務の手引書として、またJA等での教材として、それぞれ使用する予定の検察官マニュアル（捜査・第一審公判編）の作成支援を行うものである。本活動については、ベトナム側C/PであるSPPにおいて作業チームを発足させ、同マニュアルの作成計画を策定したあと、同マニュアルの記載内容に関して長期専門家を交えて2回のワーキングセッションを行い、検討を進めた。同マニュアルの作成作業は、若干の遅れがあったものの、草稿は既に完成し、意見聴取のワークショップも実施した。2006年4月現在、その最終草稿がSPP幹部によって校閲されている。2006年6月末までには印刷が終了し、プロジェクト期間内にベトナムで初めての検察官向けマニュアルが完成し、配布されることが期待されている。ただし、同マニュアルを用いて行われる地方の検察官に対する研修（普及活動）については、本プロジェクト終了予定時までには実施できないと見込まれる。

* 検察官マニュアル作成に係る協力は、当初PDMに計画されなかったが、運営指導調査（2004年6月）においてベトナム側の要請に応じて追加されたものである。

(3) 成果B2：判決様式が標準化され、全ての法曹にとってアクセス可能な判例情報が整備される。

本成果のうち判決標準化に関する活動としては、主として、裁判官が判決書を作成する手引きとなる判決書マニュアルの作成支援が実施された。本支援については、日本国内においてベトナム判決書・判例整備共同研究会が組織され、ベトナムの判決書について分析・検討を加え、長期専門家を通じてベトナム側C/Pにコメントを提供したほか、2004年には同研究会委員による現地セミナーを開催した。さらに、長期専門家において定期的にワーキングセッションを実施し、民事第一審判決の書き方についてきめ細かい助言を行った。高位の裁判官を中心とするC/Pの人員が本体業務に忙殺されていたため、2004年に予定されていた本邦研修が延期されるなど、活動の遅滞が生じたが、2005年にサンプル判決書付きの判決書マニュアルの草稿が作成され、改訂作業が急ピッチで進められた。判決書・判例整備共同研究会及び裁判官出身の長期専門家のきめ細かな助言により、特に民事一審分野において質の高いマニュアルの原稿が作成された。2006年4月現在、判決書マニュアルの最終稿がC/P機関の上層部のチェックを受けており、2006年5月中に上層部の許可を得て同年6月に印刷を発注することが見込まれている。ただし、このマニュアルを用いて行われる予定の地方の裁判官に対する研修（普及活動）については、マニュアルの完成が本プロジェクト終了予定時（2006年6月30日）ころになる見通しであることから、同終了予定時までには実施できないと見込まれる。

本成果のうち判例整備については、判決標準化の作業の遅れに押され、本格的な作業には入れなかった。これは、日本側、ベトナム側とも、判決書マニュアル作成を優先させるべきであると考えていたことに加え、他ドナーのプロジェクトも同時並行していたことからベトナム側C/Pが多忙を極めたからである。本プロジェクト期間中には、判例整備に向けた監督審判決の改善及び判例編纂方法の確立まで達成することは困難と見られる。しかし、判例整備は、2005年5月に発表されたベトナム共産党中央委員会政治局決議第49号「2020年までの司法改革戦略」においても求められており、ベトナム側C/Pの問題意識も高い。さらに、2005年に米国のSTARプロジェクトの支援によりSPC裁判官評議会の監督審決定の一部が公開されたこともあって、今後は日本・ベトナム両国の判例整備に向けた共同作業がより一層進展するものと予想される。

(4) 成果B3：ベトナム国家大学ハノイ校における学生が日本法についての理解を深めると共に、講師が育成される。

本成果に関する活動は、2003年には進展が見られなかったが、2004年後半に入ってから日本・ベトナム双方で具体的な活動方針が合意され、2004年9月に、VNUの法学士（日本・ベトナム法学）課程の一部として日本法講座が正式に開設されるに至った。同月、ベトナム国家大学または他の大学の日本語学科を卒業した13名の学生が第1期生として入学し、2005年9月には第2期生19名が入学した。1年次の日本法講座は2種類あり、一つは、VNUの教授が担当する「日本の法律用語」と題する講座（全180授業時間）、もう一つは長期専門家が講師を担当する「日本法の初歩」（全60授業時間）という講座である。1年次の講座は、いずれも2年次に行う日本の大学教授らによる民法及び商法の集中講義（最大300授業時間）の準備的性格を有している。2005年には、第1期生を対象に計6回の集中講義が実施され、講義を担当した日本側教授陣から良好な評価を受けた。ベトナム法も含めた2年間の全課程を履修した学生は、日本・ベトナム双方の法律の初歩的・基本的知識を身につけ、ベトナムに進出する日本企業等でその知識・能力を活用できる人材となることが期待されている。学生の日本法に対する理解は十分に進ん

でおり(試験の成績も上々である)、所期の目的を十分に達しているが、講師の育成については、現在なお1名にとどまっております不十分である。

なお、本課程に対する支援は、プロジェクト終了時にVNUと日本の大学との大学間協定に基づく協力に移行して継続することが予定されており、この移行が円滑に行われることが本講座の継続性を確保する鍵となる。大学間協定への移行については、特に中央大学が積極的に国内で準備をしているものの、他の大学の対応を含め、国内体制はまだ整っておらず、移行時期については慎重な検討を要する。

2-3 プロジェクト目標の達成度

(1) サブ・プロジェクトA：民法を中心とした民商事分野立法支援

サブ・プロジェクトAのプロジェクト目標は、プロジェクト開始時のR/Dにおいて次のように設定されていた。

「立法関連部局職員の法案起草能力の向上を通じて、市場経済化と整合性のある民商事関連の基本法が制定される。」

- 1) 改正民法、民事訴訟法、知的財産法、企業倒産法など、プロジェクトで目標とした重要な民商事関連基本法が当初プロジェクト期間内に制定・施行されており、総じてみればプロジェクト目標については達成されたと評価される。サブプロジェクトAの立法支援分野については、ベトナム側で各法案の起草を行い、日本側は起草された条文に対し日本側有識者で組織された専門部会から専門的・技術的コメントを行うという形で協力を進めてきている。こうした協力の進め方について、非常に質が高く適切なコメントをタイミングよく受領でき、起草作業に非常に有益であったとして、ベトナム側からは高い評価を受けている。
- 2) プロジェクト目標に記述がある「立法関連部局職員の法案起草能力の向上」という観点については、その成否を明確に図る術がなく客観的に評価を下すことは困難といわざるを得ない。PDM上も本事項に関連する指標は設定されておらず、厳密に言えばPDMの設定自体の限界ともみてとれる。ただし、PDMの不完全性に関しては、本調査以前より認識されており、この時点でその是非をことさらに強調する必要はないと思われる。ベトナム側起草能力向上に関しては、日本側関係者(部会委員、法務省関係者)からは、依然十分といえないものの総じて能力向上の兆しはみてとれるとのコメントが寄せられている。現地調査中のベトナム側との協議の場においても、ベトナム側(MOJ等)からは、各法案起草作業を通じ、ベトナム側司法関係者の自主性、起草能力が向上しているとの自己評価が表明されている。
- 3) 次に、制定された法律内容が市場経済化と整合性を確保されているか、ベトナム社会実情に適合しているかといった観点についてであるが、この点も正確に客観性をもった形で評価することは現時点では困難と言わざるを得ない。PDM上においても本事項を図る指標は明示されていない。制定された法律の内容面の評価に関しては、現在、日本側各部会委員の方々からコメントをいただいているところである。本調査時、ベトナム側よりは内容の評価について、現時点では施行されて間もないため十分な検証は困難であり、もう少し時間をかけてモニタリングしていくべきとの言及があった。
- 4) 成果4に関連する民法関連法案については、主にベトナム側の立法スケジュールの遅延が原因となり、プロジェクト期間中に成立にはいたらなかった。不動産登記法や判決執行法などいずれも民商事分野において重要な法案であり、国会成立まで、引き続き法案内容に関する概念・

事例紹介、条文案についてのコメント提出などが求められる。

(2) サブ・プロジェクトB：法曹強化

サブ・プロジェクトBのプロジェクト目標は、プロジェクト開始時のR/Dにおいて次のように設定されていた。

「司法分野において有能な人材が育成されるための制度的枠組みが確立される。」

サブ・プロジェクトBについては、3つの成果についてかなりの進展が見られるが、いずれも完了には至っておらず、協力活動の継続が必要と認められる。成果B1については、JAで使用する予定の「法曹三者共通カリキュラム」の作成が終了しているが、ほかに作成予定の4冊の教科書のうち2冊は完成見込みであるものの、残りの2冊を完成させるためには、プロジェクト終了後、さらに数か月の共同作業が必要であると見込まれる。

成果B2については、協力期間内に裁判官の能力強化に使用する予定の「判決書マニュアル」は完成見込みであるものの、その普及活動を期間内に「判例整備」に関する活動を完了することは困難である。

成果B3については、VNUの学生が「日本法の基礎について知識をもつようになる」の部分では一応成果が達成したと評価できるが、「講師が育成される」の部分ではまだ不備である。しかし、全体的に考えると、本プロジェクトの実施によりベトナムの法曹人材育成体制の基盤が形成されつつあると判断でき、サブ・プロジェクトBの目標「質の高い法曹を育成できる体制が整備される。」がかなりの程度まで達成していると評価できる。

2-4 上位目標の達成見込み

プロジェクト終了後数年以内（2010年頃まで）に、サブ・プロジェクトAの上位目標「市場経済に適合した法制度の基盤が構築される。」が達成できると見込まれる。これは、民法、民事訴訟法、知的財産法及び企業倒産法が既に成立し、またプロジェクトが協力対象としている他の法令も数年内に成立が見込まれ、2010年までには民商事分野における基礎的な法令が成立すると予想されるからである。

サブ・プロジェクトBの上位目標「法曹の能力強化を通じて法執行体制が強化される。」も数年以内に達成すると期待される。これは、ベトナム指導層が2005年に発表したベトナム共産党中央委員会政治局48号決議及び49号決議において、同国の法体系整備及び司法制度改革を強力に推進する方針を打ち出したことにより、ベトナムの法曹人材育成体制の整備に係る活動が大きな推進力を受けられると予想されるからである。

第3章 評価結果

3-1 評価5項目による評価

3-3-1 妥当性

本プロジェクト（フェーズ3）のサブ・プロジェクトAに関する主な活動は、フェーズ1（1996年に開始）及びフェーズ2（1999年に開始）で実施していた活動を引き継いだものである。本フェーズにおいても、ベトナムの市場経済化に適合した法体系の整備ニーズは、フェーズ1及び2のときと同じく高く、本プロジェクトで協力の対象とした法令は同国国会の立法計画にすべてリストアップされていたものであることから、プロジェクトの妥当性は依然として高いと評価できる。

これに加えて、市場経済化に向けた法制度の整備が急務であるとの認識のもとで、ベトナム政府は2001年1月に「Legal Needs Assessment」調査をMOJに指示した。この指示を受けたMOJは、SPC、SPP、その他関連省庁と連携し、司法関連機関間の横断的運営委員会（Inter-Agency Steering Committee）を発足し、JICAを含めた国際協力機関の協力のもとでLegal Needs Assessmentを実施した。Legal Needs Assessmentの結果及びその関連提言は、2002年3月にまとめられた。本プロジェクトの目標は、Legal Needs Assessmentの提言で示しているベトナムの法整備・司法制度改革の長期戦略の方針に合致している。

さらに、Legal Needs Assessmentの提言を受けたベトナム共産党中央委員会政治局は、2005年5月24日に第48号決議（2010年までの法制度開発戦略及び2020年までの同開発指針）を、2005年6月2日に第49号決議（2020年までの司法改革戦略）を発表した。プロジェクト目標はこれら決議の方針にも合致している。

他方、日本の対ベトナム国別援助計画（2004年4月）では、「成長促進」「生活社会面での改善」及び「制度整備」を重点分野としている。このうち、「制度整備」の分野横断的なものにおける重点事項として、「法制度整備」と「行政改革」があげられており、本プロジェクトは対ベトナム国別援助計画に合致している。さらに、JICAは同国別援助計画を踏まえた2005年12月の国別事業実施計画の中で、「制度整備」の重点事項として以下のとおり法制度整備を位置づけていることから、本プロジェクトは政策的に高い優先度が置かれたものである。（以下、該当部分のみ抜粋）

「当該分野の支援は、法整備支援プロジェクトの実施を通して、民法を中心とした民商事分野立法に焦点を当て、市場経済化に適合した法制度整備に貢献してきた。今後、法曹養成機関の強化も視野に入れた協力を含め、同分野における協力の拡大実施を図る。また、司法改革と関連して必要となる法律情報の整備・普及に係る支援も検討する。」

3-3-2 有効性

(1) サブ・プロジェクトAについては、市場経済化に適合する法体系の根幹となる改正民法その他の基本法が制定された、または近時に制定される見込みであること、及び立法関連部局職員的能力がかなりの程度まで強化されていることから、プロジェクト目標はかなりの程度まで達成しているといえる。

(2) サブ・プロジェクトBについては、JAで使用する予定の「法曹三者共通カリキュラム」が作成され、4冊のテキストブックのうちの2冊が協力期間内に完成が見込まれているほか、検察官能力強化用の「検察官マニュアル」及び裁判官能力強化用の「判決書マニュアル」も協力期

間内に完成する見込みがあること、VNUで行う日本法講座が安定的に運営されていることから、ベトナムの法曹人材育成体制の基盤がある程度整備されたと判断できるため、プロジェクト目標がかなりの程度まで達成していると評価できる。

- (3) サブ・プロジェクトA・Bを通じて、プロジェクト開始時と比べて、C/Pの知識・能力の著しい向上を見てとれる。ワーキングセッション等における、個々の参加者の発言内容や日本側に対する質問内容から、両サブ・プロジェクトのC/P機関及びその構成員とも、ワーキングセッション、現地セミナー等を重ねるたびに、日本側の法理論を咀嚼、吸収してきていると推知される。プロジェクト開始時にはワークショップ等において、基本的法概念に対する理解の不足に起因するのではないかと思われる発言や質問も散見されたが、近時では基本的な認識を共有したうえで発展的な議論ができるようになってきている。また、起草される条文の表現も適切なものとなってきている。法整備の根幹にかかわりをもつ国会の常任理事会、法務委員会の国会議員の多くは市場経済と整合する法的枠組みを概ね理解するようになってきている。

3-3-3 効率性

- (1) PDMにおける活動項目の設定及び日本・ベトナム両側からの投入に関しては、プロジェクト初期における長期専門家の欠員及び現地セミナーの実施を目的とする短期専門家の派遣が過少であったことを除いて適切で適時に行われていると評価される。長期専門家の投入について、プロジェクト開始初期に欠員が生じたことでプロジェクト初期の活動実施に支障が生じ、C/P機関との信頼関係に悪影響を及ぼしたことが指摘されている。さらに、短期専門家の派遣について、現地セミナーの需要は当初予想したよりも大きく、人選・派遣回数には特に立法支援の分野で過少であったという指摘がある。この2点以外は、活動項目の設定及び実際の投入は、参加経験者が高く評価する日本研修も含めて、成果の達成のために適切なものであったと評価できる。

- (2) プロジェクトのコストパフォーマンスがかなり高いと評価できる。この要因としては各活動担当者がコストを最小限度に押さえるように常に心がけていることがあげられる。しかし、十分な通訳・翻訳予算が配分されていないため、具体的な活動の際に支障が生じたり、コメントを割愛せざるを得なくなったり、あるいはベトナム語の文書の内容がわからないなどの問題が指摘されている。

3-3-4 インパクト

- (1) 本プロジェクトの実施により、きわめて重要な基本法である民法が適切に改正され成立された。これは、ベトナムの改革開放政策及び法体系整備戦略の実施を背後から支える重要な基盤整備であり、ベトナムの法治国家の実現及び投資環境の改善に資することにより外国投資の誘致に大きなプラスインパクトを与えていると考えられる。

- (2) また、サブ・プロジェクトAにおける起草支援の対象が民事の基本法令であったことから、これらの基本法令に整合する形で、今後関連する法律・制度等が形成・変更されていくことが想定され、プロジェクトの成果はベトナムの法体系全体にインパクトを与えていると判断され

る。また、サブ・プロジェクトBのプロジェクト目標が達成されたことにより、今後数多くの有能な法曹が養成されていくことが期待され、数年後には、上位目標である「法曹の能力強化を通じて法執行体制が強化される。」ことが期待される。司法機関（特に裁判所）を中心とした紛争解決が充実することにより、それを前提とした経済政策、立法、制度構築がなされていくものと考えられる。

- (3) ベトナムの法曹関係者は、本プロジェクトの各活動の過程で議論を積み重ねることにより法的思考力が格段に向上している。C/P機関関係者は日本の法体系及び司法システムについて有益な知識・経験を習得したと述べている。また、市場経済化に必要な法整備、国際経済統合に必要な法概念・法理論に係る認識が向上されたと自己評価している。これに加え、プロジェクト活動を通じて、長期・短期専門家から論理的思考や計画的行動についても見習ったため、業務遂行能力が向上されたと自認している。また、一部のC/P機関（特に、JA、VNU）関係者は、プロジェクト運営管理を担当している職員の能力が格段に向上されたと述べている。
- (4) 日本・ベトナム間の法体系における接近度については、日本・ベトナムがいずれも大陸法系の成文法主義国であり、双方の民法がいずれもフランス法を継受していて、類似の概念・制度も多く、接近度は比較的高いと考えられる。また、日本側は日本民法をそのまま持ち込もうとするのではなく、大陸法系の成文法としての日本民法の概念理論のうち、国家体制や社会に多少差異があっても通用するものを提供しているため、提供する法理論・法技術の普遍性は高いといえる。
- (5) VNUにおける日本法講座の開設により次のようなインパクトが生じている。①日本法講座の新設でVNUの多様性が増している、②ベトナム法及び日本法について知識が高い人材（将来は同講座の講師となることが期待される人材）が育成されている、③日本から法理論の教授方法・経験を修得したことにより教職員の能力が向上されている、④日本の法体系、運用実績などに関する資料の蓄積がなされている（本プロジェクトのフェーズ1&2で使用された教材、参考資料を大事に保管し活用している）、⑤VNUの他の学部も法学部の新講座開設経験を見習っていることから、「日本法講座」は本校の他学部の発展モデルとなっている。

3-3-5 自立発展性

政策面では次の理由でプロジェクトの自立発展性があると考えられる。

- (1) ベトナムでは、2005年に共産党中央委員会により第48号決議及び第49号決議が公表され、法整備・司法改革が国家の方針として打ち出されている。上記両決議は2020年までの活動の大枠を定めた大きな変革を伴うきわめて意欲的な内容である。C/P機関（MOJ、SPC、SPP、JA、VNU）は今後、ベトナム政府より上記決議に基づく改革を行うために必要な支援を受けると予想される。
- (2) 2001年に日本を含めた各国ドナーとベトナム政府との共同作業により実施されたLegal Needs Assessmentの結果が両決議の内容に反映されていると考えられる。本プロジェクト終了後も、

ベトナム政府は国際協力機関の理解・協力を得られ、司法改革への取り組みを継続することが予想される。

(3) 国会事務局、政府事務局及びC/P機関以外の関係省庁等のプロジェクトに対する理解は進んでいると推察される。特に、立法支援分野においては、支援対象法令に関係する機関の担当者も現地セミナー・ワークショップ等に参加することが多かったが、いずれも積極的に意見を述べ、ときには個別的に意見を求めてくるなど、プロジェクトとC/P機関以外との交流も徐々に深まっている。

(4) ベトナムの法令起草に関する5カ年計画は概ね適正なものとする。法令起草の順序が若干場当たり的で、基幹法令を先に整備してから周辺法令を整備するという順を踏んでいないが、現在のベトナムの社会的状況と外部からの要請（特に、WTO加盟に向けての法制度整備のプレッシャー）に照らせば、やむを得ないことである。

しかし、人的・財政的・技術的な面では、C/P機関の体制がまだまだ十分ではないため、本プロジェクト終了後、本プロジェクトの成果を自主的に発展させ、広くベトナム国内に普及させることは困難な状況を言わざるを得ない。今後も引き続き外部からの支援が必要と判断される。

また、VNUで行っている日本法講座については、日本の大学との大学間協力に移行させることが成果を持続するための重要な条件となっている。

第4章 まとめ

4-1 プロジェクト実施期間の延長

第2章で述べているとおり、当初予定していた活動のうち多くの部分については所定の成果が達成されているが、いくつかの成果についてはプロジェクト終了までに達成が困難となる可能性が高い。例えば、サブ・プロジェクトAの成果4の民法に関連する法案準備については、当初協力期間内には国会成立まで至らない公算が高くなってきている。サブ・プロジェクトBについてはJA関連教材作成、検察官マニュアルの普及セミナー、判決マニュアルの普及セミナー、判例整備及びVNU日本法コース講義の実施などが残されている。こうした状況に鑑み、本調査団としては本プロジェクトの実施期間を2007年3月末まで延長すべきとの結論に達した。

4-2 これまでの協力（フェーズ2含む）を振り返っての概観

ベトナム法整備支援は協力開始から10年以上が経ち、ベトナム側から高い評価を得ており、我が国法整備支援の代表例として注目を集めている一方で、事業実施の観点からは、「幅広い領域を広く浅く扱っている」「各活動の横のつながりが見えない」といったやや慎重な捉え方がなされる向きも存在する。フェーズ2までの協力とフェーズ3について、協力内容面及び事業実施面について比較を試みたい。

4-2-1 協力内容側面の概観

(1) フェーズ1以前（1994年から1996年12月まで）

この時期は主に短期専門家による現地セミナー開催と本邦研修の形態をとっていた。扱われていたトピックは民商事関連の個別法についての講義や我が国司法制度の紹介といったものであった。個別のテーマとしては国籍法、婚姻家族法、会社法及び破産法などがあげられる。1996年には刑法も取り扱っていた。

(2) フェーズ1（1996年12月～1999年11月）

プロジェクトという形態（当時は重要政策中枢支援という協力形態）により本格的な支援に入った段階であるが、実際には長期専門家1名の派遣が実現したものの、活動内容としてはフェーズ1以前を継承した形で協力を進めていた。C/P機関としてはMOJを相手とし、日本の法制度の紹介、重要法令の立法支援を行った。フェーズ3まで続いていく民事訴訟法、民事執行法（判決執行法）、知的財産法といった法律のほか、独占禁止法、海事法、ASEAN投資法などの経済関連法や我が国の諸制度（更生保護、内閣法制局、検察制度等）の紹介なども行われ、非常に多岐にわたる分野がカバーされた。立法支援については立法過程にある法案が選択されていた。

(3) フェーズ2（1999年12月～2003年3月）

活動内容については基本的にフェーズ1を継承していたが、実施体制については変更が加えられた。長期専門家は4名体制がひかれ、実施体制の整備が図られた。ベトナム側C/PもMOJに加えSPC、SPPも対象となった。協力内容については次の三本柱で進められた。つまり①立法作業への助言、②法体系整備への助言（現行法令の鳥瞰図作成）、③法曹養成のシステムづくり

への助言である。

協力期間途中でそれまでの法整備支援全体の成果と捉えるべき2つの進展が見られた。一つは既に重要な活動となっていた民法改正につき、日本側の助言もあって、ベトナム側がそれまで小規模にとどめるとしていた改正規模を全面改正としたことであり、もう一つは裁判官、検察官及び弁護士のいわゆる法曹三者の統一教育をめざすJAの設置構想が立ち上がったことである。そして、この2つの進展がフェーズ3の2つの大きな活動群（サブ・プロジェクトA:立法支援、サブ・プロジェクトB:法曹強化）につながっていった。

(4) これまでの協力を振り返って

ベトナム法整備支援について概観してみたい。協力開始当初は立法過程にある法案を中心に起草にかかわる助言を行うとともに、我が国の法曹・司法について総論・各論を交えて広く紹介していた。改正民法、民事訴訟法、破産法といった基本的な民事法典の立法作業が本格化するに従ってこれらに対する集中的な助言が行われる一方、法曹界の人材育成の重要性について認識が高まるにつれ同分野に対する支援も拡大していった。フェーズ3終盤を迎え、立法支援については基本法典の成立が果たされ、当初の協力目標について一定の成果が達成された感がある一方で、法曹人材養成についてはJAの設立やその共通カリキュラム、テキストの策定など所定の成果は上がっているもののむしろ同分野に対する協力はその支援内容、形態等も含め将来的に支援を検討すべきと思われる。

今後のベトナム法整備支援を検討していく際には、ベトナム側の法整備・司法改革への意欲高揚を十分念頭に置き、政府の基本姿勢である共産党決議に則って、戦略性をもった支援のあり方を考えていく必要があると思われる。

4-2-2 事業実施側面

次に事業実施側面についてこれまでの経緯を振り返ってみたい。下記のとおり、目標設定、投入方法、運営体制といった事業実施側面についても、本協力は過去の協力から徐々に改善・発展が加えられてきている点を読みとれる。

(1) プロジェクト目標、活動内容の明確性

ベトナムに対する法整備支援は、上記のとおり1994年に端を発し、1996年からはプロジェクト（フェーズ1）として本格的な支援が開始された。フェーズ1においては日本の法制度の紹介、重要法案の起草支援など様々な活動が行われていたが、それぞれの活動内容は基本的にベトナム側の要望（立法過程にある法案）に基づいて決められ、全体としての目標が不明確なまま散発的に実施されていた感がある。フェーズ2においても改善は図られたものの、同様の問題は存在しており、フェーズ2終了時評価においてもプロジェクト目標の不正確さがプロジェクト活動の詳細や課題の対応策を決めるにあたり時間を要す原因となったと論じられている。

フェーズ3においてはこの点について案件立ち上げ時に検討が加えられ、全体を立法支援（サブ・プロジェクトA）及び法曹強化（サブ・プロジェクトB）の2つに分割し、それぞれプロジェクト目標を設定したうえで、成果についてもそれまでと比してより具体的に設定している。この結果、全体的に見るとプロジェクト活動の計画策定等でベトナム側との認識共有はうまくいき、相対的には円滑な事業実施に結びついたと評価できる。

(2) 日本側支援体制の変更

フェーズ3に至るまでの運営上の教訓・反省を踏まえ、フェーズ3では国内支援体制の変更を行った。フェーズ2では活動計画を日本・ベトナム間での年次協議において決定しており、そのための意思決定機関として国内支援委員会を設置していたが、フェーズ3では同委員会を廃止し、各活動に特化した専門的見地からの助言・指導を行う4つの共同研究会（改正民法、民事訴訟法、法曹養成、判例整備）を設置した。また、長期専門家の役割についても、それまでの本邦有識者とベトナム側との連絡調整中心の役割から、専門的見地からの助言指導を直接遂行するという、より主体的な役割へと移行された。こうした体制の変更も影響し、フェーズ3では年次協議自体が廃止され、長期専門家を中心に現地がイニシアティブをとる形で活動計画策定が行われるようになった。こうした体制の変更により、以前に比べ円滑かつ迅速な活動計画策定及び事業実施運営が遂行できる環境が整備されたと思われる。

(3) 投入主義の是正

フェーズ2においては、本邦研修等において機関ごとに受入れ人数枠を設定するといういわゆる「投入主義」的方法をとっていた。フェーズ3ではこの投入主義の是正を進めており、完全に払拭することは困難だったものの成果設定に即した投入の決定という「成果主義」の導入を図った。

4-2-3 政策支援型協力としての法整備支援

本協力のみならず各国で行われている法整備支援は、政策支援の典型的テーマとみることができる。政策支援を行う場合、その性格上相手国政府自身が行う改革の進捗度に大きく影響を受ける。つまり相手国政府自身が改革の方向性・全体像・具体的施策についてビジョン・主体性を有していない状況下では、援助国側は意識変革をめざした成功事例紹介や日常的な助言・指導といった支援に限定せざるを得ない。一方、改革に対するビジョン・主体性が確立していれば、援助国は先方の定める方向性に対し中期的見通しを立てたうえで計画的な支援が可能となる。ベトナムにおける法整備支援もこうした視点で俯瞰すると状況を的確に説明できる。

1986年のドイモイ政策採用以降の市場経済化に伴い、ベトナムではその対応のため法整備を進めてきたが、近視眼的対応に終始し一貫性・戦略性のある対応とはなっていなかった。しかし、2002年にドナーの支援により作成されたLegal Needs Assessmentを受け、ベトナム政府も法整備に対する意識が向上し、2005年には共産党決議という形で法整備・司法改革について中期戦略枠組みが示されるに至った。フェーズ1及び2の時期はベトナム側も法整備に対し混迷期であり、その状況に呼応する形で日本側の支援も広く様々な活動形態を取らざるを得なかったが、フェーズ3になりベトナム側の状況の変化に伴い、より明確な活動設定ができるようになったとみることができるのではないだろうか。

繰り返しになるが、ここで強調したい点は、法整備支援のような政策支援型協力の場合、相手政府が進める改革の状況に応じ我が方の協力内容・形態を柔軟的に適応させる必要があるということであり、特に改革の黎明期においては従来のJICAで主流を成す「プロジェクト」的管理の適用が必ずしもあてはまらない場合があるという点に留意すべきということである。

4-3 今後の協力に向けての提言

4-3-1 充実した現地プロジェクト実施体制の確立の重要性（特に、長期専門家の重要性）

法整備支援は、国家統治の根幹をなす基本法典の起草、司法制度の強化及び法曹の養成に対する協力を行い、法の支配の確立に寄与しようとするものであり、支援対象国の国政のあり方の中枢にかかわる支援である。このため、本プロジェクトのC/P機関は、MOJのほか、司法運営の中核となるSPC、SPP、法曹養成機関であるJA及び高等法学教育に携わる省級機関であるVNUというハイランクの国家機関となっており、我が国の側の支援体制も、こうしたハイレベルの法律専門機関の幹部らと専門分野に関して互角にわたり合い、相手方の敬意と信頼を勝ち得ることのできる知識と経験を備えた充実した陣容と、これを支える補助機構を整備することが不可欠である。また、司法制度は、MOJ、裁判所、検察院、弁護士等の多くの機関が、それぞれの立場から関与し、相互に密接に連携しあい、それらが総体として一つの司法制度というメカニズムを構築しているのであり、一国の司法制度に対する支援を行う場合にも、司法制度に対する総合的取組みが不可欠である。

幸い、本プロジェクトにおいては、法曹三者（裁判官、検察官及び弁護士）のそれぞれから選ばれた経験豊富で優秀な長期専門家と専任の業務調整員が現地に派遣され、有能な現地採用スタッフと充実した文献資料も確保されて、強力な現地プロジェクトオフィスが形成されており、このことは我が国の法整備支援の取組みにおいて特筆すべきことである。

今次の評価調査の過程においても、裁判官、検察官及び弁護士出身の各長期専門家の学識経験、適性能力及び熱意・友情に対し、すべてのC/P機関から最大級の高い評価が示され、これらの長期専門家の存在と貢献がなければ本プロジェクトの成果の到達は困難であったであろうとの好意あふれる意見が表明された。

また、JA及びSPPからは、ベトナムの司法改革における眼目は裁判所の機能の強化であり、本プロジェクトにおいて行っている判決書の改善、判例制度の発展に向けた取組み及び裁判官の育成は、この司法の強化のための努力の中心に位置づけられているとの見解が述べられ、その意味からも、日本からの長期専門家、わけても裁判実務の経験を有する裁判官出身の長期専門家から学ぶところが大きかったとして、感謝の意が表明された。

こうした調査結果に鑑みると、今後の法整備支援の実施に際しても、こうした総合的取組みと、充実した現地実施体制を確保することが是非とも必要であると考えられる。

4-3-2 プロジェクトの開始時における実施体制整備の必要性

上述のとおり、今回の現地調査において、ベトナム側からは総じて肯定的な評価を受けているが、フェーズ3立ち上げ段階においては事業実施が円滑に遂行できなかったとのコメントが複数のC/P機関から述べられた。これはプロジェクト開始時における長期専門家投入量が十分でなく、活動計画を予定通りに進めることができなかったことに主たる原因があると考えられる。特に、プロジェクト業務調整員についてはプロジェクト2年目からようやく派遣されたため、ベトナム側との連絡調整・現地活動費の管理等に当時のプロジェクトリーダーが対応せざるを得ない状況になり、プロジェクト全体の事業実施に影響が出てしまったと思われる。本プロジェクトのように先方C/P機関の数が多く、また日本側にも研究部会が設置されており、連絡調整のロードが大きい案件の場合、プロジェクト開始時点から円滑なプロジェクト実施のために十分な体制となるよう日本側投入について考慮する必要があると思われる。

4-3-3 プロジェクト実施期間中における柔軟な詳細計画の修正

今回の現地調査中、いくつかのベトナム側C/P機関より、プロジェクト実施側面について、何らかの活動を行う場合、事前に十分協議を行い、必要に応じ計画の修正にも柔軟に対応してほしいとの言及があり、M/M上にもこの点を記述した。実際には本プロジェクト期間中、上記対応は十分考慮されており、本プロジェクトとしての懸案事項ではなく、あくまでも今後の協力における継続的な留意事項との位置づけである。

4-4 団長所感

(1) JICA法整備支援の政策レベルの位置づけ

- 1) ベトナムにおけるJICAの法整備支援は、1994年のMOJの幹部職員に対する研修実施に始まり、1996年より重要政策中枢支援プロジェクトとしてフェーズ1を長期専門家1名体制にて3年間実施し、その後、1999年よりフェーズ2を長期専門家3～4名体制にて3年間実施した。今般の終了時評価の対象としているフェーズ3は、2003年7月より3年間の計画にて長期専門家4名体制（初年度のみ2名体制）にて協力中である。このフェーズ1～3の10年以上に及ぶJICAの法整備支援の主な目的は、民商事法分野に焦点を当てつつ、市場経済を支えるために必要な法制度の整備を行うことに重点が置かれてきた。フェーズ3の活動内容としては、大きく「法案起草及び立法化促進のための支援」「法の執行・運用のための諸制度の整備」「法曹の人材育成に関する支援」の3つの要素から構成されていた。
- 2) フェーズ3の終了時評価に際し、JICAが10年以上にわたり実施してきた法整備支援の政策レベルにおける上位目標は何であったのかが重要な問いかけとなった。歴史を振り返ると、この背景として、ベトナムにおいて1986年に始まるドイモイ（刷新）政策のもと、1990年代半ばより本格化した市場経済化の推進に資する法制度の整備の重要性から由来したことは明白である。しかしながら、2005年6月の森永専門家の報告によれば、2000年以前のベトナムにおいては、同国における市場経済化に向けた法制度の整備が急務であるとの認識は有しつつも、近視眼的な思考のまま短期的な立法課題に追われる状況が続いていたとのこと。この状況に転機を与えるきっかけとなったのが、MOJが2002年3月に各ドナーとともにJICAも関与して作成した「Legal Needs Assessment」の発表である。この報告書が、ベトナム政府の法整備に関する意識を向上させ、一定の方向性をもった立法計画が国会の決定として策定されるなどのことに大きな影響を与えた模様であり、我が国（JICA）の支援が活かされた好実例として高く評価すべきであろう。
- 3) 2005年5月、ベトナム共産党は、中央委員会48号、49号決議により、ベトナムの法制度整備に関する2010年までの法整備戦略及び2020年までの司法改革戦略を発表し、この分野における取り組み方針を明示した。この2つの戦略では、具体的な諸制度の改革が提唱されており、民法などの立法の施行に関する諸制度の整備などに加えて、裁判制度の改革や検察制度の改革なども大きなテーマとして取り上げられている。現時点で、JICAの長年の法整備支援がこれらの戦略の策定にどの程度の影響を与えたかは定かではなく、今後の分析課題であるが、これらの戦略の内容から読みとるべき重要な点は、2020年までの中長期の法整備の位置づけが「法治国家の構築」に向けた「法の支配」の重要性に力点が置かれていることにある。ベトナムの社会経済開発の進展状況より推察すると、ベトナムにおける法整備の観点からは、短期的には引き続きWTO加盟問題などから市場経済化に向けた努力も重要な課題ではあるが、この重要性は徐々に

薄れていくことが予測され、中長期的には、「法治国家の構築」がより一層重要な政策課題となることが読みとれる。

- 4) 我が国の対ベトナム国別援助計画は、2004年4月、「成長促進」「生活・社会面での改善」及び「制度整備」の3項目を対ベトナム援助における3つの柱として承認している。JICAは本援助計画を踏まえて、2005年12月のJICA国別事業実施計画の中で、「制度整備」の重点事項として、次のとおり法制度整備を位置づけていることから、本プロジェクトは政策的に高い優先度が置かれた案件であることが確認できる。なお、同計画書は、今後の方向性として、当該分野での人材育成やキャパシティ・ディベロップメント（Capacity Development : CD）の重要性を指摘している。

「当該分野の支援は、法整備支援プロジェクトの実施を通して、民法を中心とした民商事分野立法に焦点を当て、市場経済化に適合した法制度整備に貢献してきた。今後、法曹養成機関の強化も視野に入れた協力を含め、同分野における協力の拡大実施を図る。また、司法改革と関連して必要となる法律情報の整備・普及に係る支援も検討する。」

(2) フェーズ3の総合評価（主なポイント）

- 1) 本調査団は、ベトナム側のC/P機関であるMOJ、SPC、SPP、JA、及びVNUの5機関と本プロジェクトの進捗状況や成果に関し、率直な意見交換を行ったところ、どの機関も支援の内容につき概ね高い評価をしていることが確認できた。特に、JICA専門家の専門能力を高く評価し、その支援の姿勢も熱心なことから日本・ベトナム双方の関係が上手に構築されていることがうかがえた。ただし、JA及びVNUに関し、今フェーズにおいては、その立ち上げ時期にベトナム側との円滑なコミュニケーション不足やJICA長期専門家の実施体制などの脆弱性（当時2名体制）などに起因して、初年度の活動状況に一部不満足な面があったことは否めない。
- 2) 本プロジェクトの活動内容は、サブ・プロジェクトA（立法支援部分）とサブ・プロジェクトB（共通カリキュラム、各種マニュアル作成などを通じた人材育成）から構成されていたが、ベトナム側の立法スケジュールの遅延などの理由により、一部支援を延長せざるを得ない状況が発生している。また、各種マニュアルや教科書などに関しても、ベトナム側の原稿作成に遅延が生じているため延長せざるを得ない部分がある。なお、特筆すべき事項として、サブ・プロジェクトAの支援を通じて、C/Pの知識・能力向上のみならず、法整備の根幹にかかわりをもつ国会の常任理事会、法務委員会などの国会議員が市場経済と整合する法的枠組みの重要性につき理解を深めていることがあげられる。
- 3) ベトナム側の実施体制は、作業部会の編成などで首相命令・大臣指示等に基づき適切に行われたこと、また5つの実施機関の横の連携も相当程度満足のいく形で運営された点は高く評価できる。他方、R/Dに記載されている日本・ベトナム双方の関係者から構成される合同調整会議（Joint Coordination Committee : JCC）は、実質的に開催されていないことから、プロジェクト全体を俯瞰した高次の運営がどこまで可能であったかは不明である。また、ベトナムでは、SPPとSPCが政府と同列の地位にあり、政府の下でMOJとVNUが同列に立ち、JAがMOJの下にあるという体制であるとのことから、今後は、MOJがすべてのC/Pのまとめ役とすることには一工夫（留意）が必要である。
- 4) 今般のベトナム側との意見交換の場にて、日本の援助ではインフラ整備や開発案件に重点を置く傾向があり、成果が発現するまでに時間を必要とし、すぐにはその成果を示せない法整備

分野などには、それほど優先度が置かれていないのではとの厳しい発言があった。複数のC/P機関より、制度整備などのソフトな分野にも、より一層予算を重点配分して協力してほしいとの要望があった。

(3) 他ドナーとの連携及び新たな援助動向について

- 1) 本調査団は、残念ながらハノイ滞在中に、他ドナーと直接の意見交換を行う機会が得られなかったが、ベトナム側C/P機関及び日本側関係者の情報より、2000年以降、ベトナムの経済発展が順調に進展するのに伴い、米国、デンマーク、スウェーデン、カナダ、韓国等の各ドナー、及び国連開発計画 (United Nations Development Programme : UNDP)、世銀、アジア開発銀行 (Asian Development Bank : ADB) などの国際機関による法整備支援への参入が急速に拡大していることが認められ、支援分野及び対象機関も共通性・関連性が高い。したがって、今後は、これら各国及び各国際機関と本プロジェクトの関係をより一層念頭に置いたプロジェクト運営を行うことが重要な課題である。
- 2) また、上述のとおり、ベトナムの法制度整備の分野は、各国ドナー及び各国際機関の関心が高く、活動も活発になってきていることから、我が国の当該分野における新たな協力に際しては、迅速性が求められる。我が国の出足が遅れると、これら各国等に先を越され、これまで10年間以上にわたり継続して協力してきた重要な活動分野での参入の余地がなくなる恐れもあることに留意が必要である。

(4) 今後の展望 (提言)

1) 延長期間及び残された活動内容

本調査団は、今般のM/M (英文) にて記載したとおり、当初計画したフェーズ3の協力内容を満足させるには、2007年3月末までの9か月間の延長が必要と判断し、M/Mの別表に示した残された活動内容の支援を継続することを提案した。

2) 2007年4月以降の支援のあり方

- a) 延長後の支援のあり方としては、前述のとおり、ベトナム側の法整備分野での重点が「市場経済化に資する法整備」から「法治国家の構築に向けた法整備」に移行することが予測されることから、2006年夏ごろまでにより一層詳細な当該分野の実態把握を行うとともに、JICAとして法曹三者の人材育成に重点を置いた戦略的な取組み方針を策定し、ベトナムに対する2007年4月以降の新たな協力枠組みを確定する必要がある。
- b) なお、法整備支援は、一国の法制度の根幹をなす民事・刑事の基本法典の編纂や司法制度の構築に関する協力を行い、法治国家の構築に寄与しようとするものであり、対象国の国政のあり方の中核にかかわる支援である。したがって、JICAは、今後の協力のあり方に関し、外務本省、法務省など関係部局とともに、現地ODAタスクなどを通じて戦略的な協力プログラムの形成を図っていく必要がある。また、現地の実施体制の面では、JCCの積極的な活用が重要な課題と考えられることから、より一層在ベトナム日本大使館の参画に期待したい。

ベトナム法整備支援プロジェクトの活動実績総括表

成果	長期専門家/コンボネント	C/P	1993~1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
	フェーズ		フェーズ1: 1996年12月1日~1999年11月30日 (長期専門家1名)					フェーズ2: 1999年12月1日~2003年6月30日 (長期専門家4名)				フェーズ3: 2003年7月1日~2007年3月31日 (長期専門家2名) ●運営指導調査(2004年6月~) (長期専門家4名) ●終了時評価調査(2006年4月) (長期専門家3名)			
	長期専門家① 武藤司郎 (1996.12.24-2000.04.01)														
	長期専門家② 河津慎介 (2000.2.24-2003.3.31)														
	長期専門家③ 瓜生健太郎 (2000.4.4-2001.4.10)														
	長期専門家④ 沖原史康 (2000.4.6-2001.4.5)														
	長期専門家⑤ 竹内努 (2000.10.24-2002.6.30)														
	長期専門家⑥ 柳原克哉 (2001.4.7-2003.4.6)														
	長期専門家⑦ 塚原長秋 (2001.6.6-2003.6.5)														
	長期専門家⑧ 杉浦正樹 (2002.7.1-2004.3.31)														
	長期専門家⑨ 丸山毅 (2003.5.25-2004.5.25)														
	長期専門家⑩ 榎原信次 (2004.5.2-2005.5.1)														
	長期専門家⑪ 森永太郎 (2004.5.8-2007.3.31)														
	長期専門家⑫ 山下哲雄 (2004.7.20-2006.6.30)														
	長期専門家⑬ 佐々木直史 (2004.11.29-2006.6.30)														
	長期専門家⑭ 國分隆文 (2005.5.22-2007.3.31)														
	長期専門家⑮ 勝保祐二 (2006.7.20-2007.3.31)														
	周辺関連事項		○トイモイ政策開始(1986年) ○新憲法制定(1992年) ○法務省で検司法省に本邦研修開始(年1回、1994年~1996年) ○民法制定(1995年)					○Legal Needs Assessmentの実施(2001年~2002年) ○共産党中央委員会政治局第8号決議 ○法律職業養成学校が(LPTS)が国家司法学院(JA)に昇格				○共産党中央委員会政治局第48号、第49号決議 ○共産党中央委員改選 首相、大統領、国会議長交代			
起草支援(準備)	法律一般														
	民法関連														
	商法関連														
	経済法関連														
	刑法関連														
	刑事訴訟法関連														
	諸外国法関連														
制度整備支援(準備)	司法制度一般														
	ADR														
	弁護士制度														
	隣接法律専門職制度														
A1	改正民法	MOJ民事経済局・交際局													
A2	知的財産法 知的所有権	MOJ民事経済局													
A3	民事訴訟法 破産法(企業倒産法)	SPC SPC													
A4	不動産登記法	MOJ担保取引登録局													
	担保取引登録令	同上													
	判決執行法	MOJ民事経済局													
	国家賠償法 経済統合に向けた法制度研究	同上 MOJ国際法局													
B1	法曹三者共通カリキュラム、テキストブック	JA司法学院													
	検察官マニュアル	SPP最高人民検察院													
B2	判決書マニュアル、判例整備	SPC最高人民裁判所													
B3	ベトナム国家大学ハノイ校法学部日本法講座	VNUベトナム国家大学ハノイ校													

凡例: ◎ワーキング・セッション、●ワーキンググループの発足や法令案の成立等の事柄、★JICA-Netワーキング・セッション、■現地セミナー、□本邦研修

※研究会開催回数は2006年4月時点のもの

付 属 資 料

1. PDM
2. 訪問先／面会者一覧
3. ミニッツ
4. 評価グリッド
5. 質問票回答：ベトナムカウンターパート機関
6. 日本・ベトナム両側からの投入実績
 - I. ベトナム側投入
 1. カウンターパート配置
 2. 施設・事務室
 3. 運営経費自己負担
 4. その他
 - II. 日本側投入
 1. 長期専門家
 2. 短期専門家派遣
 3. 機材供与
 4. 研究会活動
 - 4-1 民法改正共同研究会
 - 4-2 民法改正共同研究会知的財産法小委員会
 - 4-3 民事訴訟法共同研究会
 - 4-4 法曹養成共同研究会
 - 4-5 判決書・判例整備共同研究会
 5. その他
 - 5-1 倒産法
 - 5-2 ベトナム国家大学ハノイ校日本法講座支援
 - 5-3 経済統合に向けた法制度研究

ANNEX I Tentative Project Design Matrix (PDM)
SUB-PROJECT A: Support for the Legislative Revision of the Civil Code and Laws Related thereto (PDM version 1.0)
 Duration : 1/7/2003-30/6/2006
 Date: 27/6/2003
 Target Group: Drafting members of the Civil Code and laws related thereto, and personnel in the legal sector

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
Overall Goal The foundation of the legal infrastructure consistent with market economy is established.	Civil and related laws are enacted in accordance with the Five-year Legislative Program.	Interview with the Vietnamese counterpart.	
Project purpose Basic civil laws consistent with market economy are enacted through the increased law drafting capacity of legislative staff.	1) The Civil Code is enacted by the NA. 2) The Civil Procedure Code and the Law on Enterprise Bankruptcy are enacted by the NA.	1) Interview with the Vietnamese counterpart. 2) Interview with the Vietnamese counterpart.	Other laws in the Five-year Legislative Program are also drafted and enacted on schedule.
Outputs (1) The final draft of a revised Civil Code consistent with market economy is prepared. (2) Basic knowledge about the legislation of intellectual property is obtained by national legislative staff and drafts of intellectual property regulations consistent with the revised Civil Code are prepared. (3) The final drafts of the Civil Procedure Code and the Law on Enterprise Bankruptcy consistent with market economy are prepared. (4) Drafts of other laws related to the Civil Code are prepared.	(1) The final draft of the revised Civil Code consistent with market economy is introduced to the NA. (2) Drafts of intellectual property regulations are prepared. (3) The final drafts of the Civil Procedure Code and the Law on Enterprise Bankruptcy are introduced to the NA. (4) Drafts of other laws are prepared, with their concept and texts consistent with the revised Civil Code.	(1) The final draft of the Civil Code. (2) The drafts of intellectual property regulations. (3) The final drafts of the Civil Procedure Code, and the Law on Enterprise Bankruptcy. (4) The drafts of Law on Registration of Immovable Properties, the Ordinance on Registration of Secured Transaction, the State Compensation Law and the Judgment Execution Code.	Deputies in the NA understand the legal framework in market economy.
Activities (1)-(1) Establishment of a working group for the drafting of the Civil Code both in Japan and in Vietnam (MOJ, etc.). (1)-(2) Advice and consultation on the draft by short-term experts. (1)-(3) Written comments. (1)-(4) Consultation by long-term experts.	Inputs (1) Inputs by the Vietnamese side [Personnel for the Project] 1) Project director: Minister, MOJ. 2) Project manager: Director, Department of International Law and Cooperation, MOJ. 3) Secretariat: Department of International Law and Cooperation, MOJ.		Vietnamese working group members understand the legal framework in a market economy.

S.R.

[Signature]

[Signature]
[Signature]

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p>(1)-(5) One study tour in Japan.</p> <p>(2)-(1) Establishment of a working unit for the drafting of regulations on intellectual property both in Japan and in Vietnam (MOJ, MOST, MOCI, etc.).</p> <p>(2)-(2) Workshops by short-term experts (as agreed through mutual consultation).</p> <p>(2)-(3) Written comments.</p> <p>(2)-(4) Consultations by long-term experts.</p> <p>(3)-(1) Establishment of working groups for the drafting of the Civil Procedure Code and the Law on Enterprise Bankruptcy both in Japan and in Vietnam (SPC, etc.).</p> <p>(3)-(2) Workshops by short-term experts (twice per each law).</p> <p>(3)-(3) Written comments.</p> <p>(3)-(4) Consultations by long-term experts.</p> <p>(4)-(1) Workshops by short-term experts (as agreed through mutual consultation) and written comments on the Law on Registration of Immoveable Properties, the Ordinance on Registration of Secured Transactions, the State Compensation Law and the Judgment Execution Code.</p> <p>(4)-(2) Consultation by long-term experts.</p> <p>(4)-(3) Written comments and consultation on "the study on the legal framework for economic integration" by long-term experts (as needed).</p>	<p>4) A working group for the Civil Code.</p> <p>5) A working unit for intellectual property regulations.</p> <p>6) A working group for the Civil Procedure Code.</p> <p>7) A working group for the Law on Enterprise Bankruptcy.</p> <p>8) Contact persons for the Law on Registration of Immoveable Properties, the Ordinance on Registration of Secured Transactions, the State Compensation Law and the Judgment Execution Code.</p> <p>[Buildings and Facilities]</p> <p>1) An office room in the MOJ for long-term experts.</p> <p>2) A conference room for workshops and seminars.</p> <p>[Administrative and Operational Costs]</p> <p>1) Salaries and per diem allowances for Vietnamese personnel.</p> <p>2) Expenses for custom clearance, storage, domestic transport, installation of equipment, machinery and any other materials provided by JICA.</p> <p>3) All local expenses necessary for the maintenance of equipment and machinery and any other materials.</p> <p>(2) Inputs by the Japanese Side*</p> <p>[Long-term Experts]</p> <p>1) Legal Adviser / Legislative Drafting</p> <p>2) Legal Adviser / Human Resource Development 1</p> <p>3) Legal Adviser/ Human Resource Development 2</p> <p>[Short-term Experts]</p> <p>Experts on the Civil Code and related laws.</p> <p>[Training in Japan]</p> <p>One study tour for drafting members of the Civil Code.</p> <p>[Working groups and units]</p> <p>Working groups and units will be formed in Japan to support project activities.</p> <p>[Equipment]</p> <p>To be determined.</p>	<p>4) A working group for the Civil Code.</p> <p>5) A working unit for intellectual property regulations.</p> <p>6) A working group for the Civil Procedure Code.</p> <p>7) A working group for the Law on Enterprise Bankruptcy.</p> <p>8) Contact persons for the Law on Registration of Immoveable Properties, the Ordinance on Registration of Secured Transactions, the State Compensation Law and the Judgment Execution Code.</p> <p>[Buildings and Facilities]</p> <p>1) An office room in the MOJ for long-term experts.</p> <p>2) A conference room for workshops and seminars.</p> <p>[Administrative and Operational Costs]</p> <p>1) Salaries and per diem allowances for Vietnamese personnel.</p> <p>2) Expenses for custom clearance, storage, domestic transport, installation of equipment, machinery and any other materials provided by JICA.</p> <p>3) All local expenses necessary for the maintenance of equipment and machinery and any other materials.</p> <p>(2) Inputs by the Japanese Side*</p> <p>[Long-term Experts]</p> <p>1) Legal Adviser / Legislative Drafting</p> <p>2) Legal Adviser / Human Resource Development 1</p> <p>3) Legal Adviser/ Human Resource Development 2</p> <p>[Short-term Experts]</p> <p>Experts on the Civil Code and related laws.</p> <p>[Training in Japan]</p> <p>One study tour for drafting members of the Civil Code.</p> <p>[Working groups and units]</p> <p>Working groups and units will be formed in Japan to support project activities.</p> <p>[Equipment]</p> <p>To be determined.</p>	

* Both sides agreed that allocation of all the inputs by the Japanese side (such as study tours, short-term experts and equipment) will be reviewed and reconsidered based on mutual consultation during the course of the project.

SUB-PROJECT B: Support for the Strengthening of Human Resources in the Judicial Sector (PDM version 1.0)

Duration: 1/7/2003 - 30/6/2006
Date: 27/6/2003

Target Group: Teaching staff of judicial training institutions, judges, law faculty of universities, and personnel in the legal sector

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p>Overall Goal The implementing capacity of the judicial sector is strengthened.</p>	<p>The performance of the judicial sector is improved.</p>	<p>Actual trials and trial records.</p>	
<p>Project purpose The institutional framework to develop high-caliber human resources in the judicial sector is established.</p>	<p>1) Judicial training institutions become capable of developing high-caliber human resources. 2) The quality of judgment documents is improved.</p>	<p>1) Interviews with graduates, teachers, and employers of the graduates. 2) Judgment documents.</p>	<p>None.</p>
<p>Outputs (1) Training programs and materials* of existent judicial training institutions are improved (keeping in mind that "National Judicial Academy", a unified professional training institution will be established and start activities in the near future). (2) Judgment documents are standardized, and court precedents that are accessible to legal profession are compiled. (3) Students of the Law Faculty of Vietnam National University Hanoi obtain knowledge on Japanese laws, and lecturers specializing in Japanese laws are trained.</p>	<p>(1)-a Lectures based on new curricula and textbooks are started. (1)-b Teaching staff start using new teaching methodologies. (2)-a A standardized format for judgment documents and a judgment documentation manual are prepared. (2)-b The format is authorized as a standard. (2)-c A compiling system of judgment documents is established and becomes accessible to legal profession. (3)-a Law faculty students have adequate knowledge on basic Japanese laws. (3)-b Lecturers become capable of giving lectures on Japanese law.</p>	<p>(1)-a The curricula, textbooks. (1)-b The teaching manual, lecture summaries, lecture records. (2)-a The standardized format for judgment documents and the judgment documentation manual. (2)-b Authorization on the standardization. (2)-c Interviews with personnel in the legal sector (3)-a Examination results. (3)-b Lecture summaries, lecture records.</p>	<p>Incumbent judges are able to understand the concepts embodied by the new format for judgment documents.</p>
<p>Activities of the Project (1)-(0) Preparatory activities are implemented in order to complete a detailed plan. (1)-(0)-(1) Establishment of a working group both in Japan and in Vietnam (LPTS, SPP(PPTS) and SPC). (1)-(0)-(2) Collecting information and exchanging views on the Vietnamese future plan as well as current teaching methodology and materials for training legal professionals. (1)-(0)-(3) Providing information on the judicial training system in</p>	<p>Inputs (1) Inputs by the Vietnamese side [Personnel for the Project] 1) Project Director: Minister, MOJ. 2) Project Manager: Director, Department of International Law and Cooperation, MOJ. 3) Secretariat: Department of International Law and Cooperation, MOJ. 4) A working group for the strengthening of the judicial training institutions: LPTS and SPP. 5) A working group for the standardization of judgment documents: SPC and LPTS.</p>		<ul style="list-style-type: none"> Effective communication and coordination are ensured between LPTS, SPP and SPC. SPC and LPTS agree to form a working group for the standardization of judgment documents.

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p>Japan and other foreign countries through long-term experts. (1)-(0)-(4) Formulation of the detailed activities. (1)-(1) Advice on the organization and operation of the judicial training institutions by long-term experts.</p> <p>(1)-(2) Advice on the preparation of curricula, textbooks and teaching manuals by long-term experts. (1)-(3) Training sessions in Japan on curricula, textbooks and teaching methodologies (once per year). (1)-(4) Seminars in Vietnam on curricula, textbooks and teaching methodologies (once per year) **. (1)-(5) Written comments on curricula, textbooks and teaching methodologies.</p> <p>(2)-(1) Establishment of a working group both in Japan and in Vietnam (SPC and LPTS). (2)-(2) Advice on the preparation of a judgment document format and a judgment documentation manual by long-term experts. (2)-(3) Advice on the compilation and dissemination system of court precedents by long-term experts. (2)-(4) One training session in Japan. (2)-(5) Seminars in Vietnam on the judgment document format, judgment documentation manual, and compilation and dissemination system of court precedents by short-term experts (once per year).</p> <p>(3)-(1) Formulation of a detailed working plan of activities, including preparation of curricula. (3)-(2) Lectures on Japanese law (in Japanese or English) by Japanese experts. Such lectures (3)-(3) Support for textbooks and reference materials of Japanese law. (3)-(4) Examinations to evaluate student comprehension and to award academic credits. (3)-(5) Training of prospective lecturers of Japanese law (joint-research, preparation of lecture summaries, joint-lectures, etc.)</p>	<p>6) A Coordinator in the Faculty of Law, Vietnam National University Hanoi, and Japanese language teachers who assist lectures on Japanese business and legal terms.</p> <p>[Buildings and Facilities] 1) An office room for long-term experts. 2) A conference room for workshops and seminars.</p> <p>[Administrative and Operational Costs] 1) Salaries and per diem allowances for Vietnamese personnel. 2) Expenses for custom clearance, storage, domestic transport, installation of equipment, machinery and any other materials provided by JICA. 3) All local expenses necessary for the maintenance of equipment and machinery and any other materials.</p> <p>(2) Inputs by the Japanese Side [Long-term Experts] 1) Legal Adviser / Legislative Drafting 2) Legal Adviser / Human Resource Development 1 3) Legal Adviser/ Human Resource Development 2</p> <p>[Short-term Experts] Experts on judicial training, standardization of judgment documents and Japanese law</p> <p>[Training in Japan] Training for counterpart personnel for the strengthening of judicial training institutions and the standardization of judgment documents.</p> <p>[Working groups and units] Working groups will be formed in Japan to support Project activities.</p> <p>[Equipment] To be determined</p>		<p>Preconditions Lectures of Japanese law are authorized as a formal credit. A sufficient number of students register for the credit.</p>

* The term "materials" includes compilations such as textbooks, reference books, manuals, handbooks, commentaries or any other compilations of similar character which may be useful for training purposes as well as fit for use by incumbent judges and procurators, and which reflect newly enacted laws or regulations such as the new Civil Procedure Code and the revised Criminal Procedure Code.
 ** Including the Court Officials Training School under SPC.

2. 訪問先／面会者一覧

Ministry of Justice (MOJ)

Ms. Doan Thi Bich Ngoc	Senior Legal Expert, International Cooperation Department
Mr. Hoa Huu Long	Deputy Director, International Law Department
Ms. Hoang Thi Thu Hang	Senior Expert, Civil and Economic Law Department
Mr. Le Thai Phuong	Expert, Civil and Economic Law Department
Mr. Le Thai Phuong	Expert, Civil and Economic Law Department
Dr. Nguyen Thuy Hien	Director, National Registration Agency of Secured Transaction
Mr. Dang Truong Son	Expert, National Registration Agency of Secured Transaction
Mr. Nguyen Huy Ngat	Director, Department of International Co-operation
Mr. Nguyen Van Binh	Deputy Director, Civil and Economic Law Department

Supreme People's Procuracy (SPP)

Dr. Vu Moc	Deputy Director, Procuratorial Science Institute
Mr. Dinh Xuan Nam	Vice Dean, Training School of SPP
Mr. Nguyen Ngoc Khanh	Expert, Procuratorial Science Institute
Mr. Dang Thang	Officer in charge of the Project
Mr. Le Tien	Legal Expert, Procuratorial Science Institute
Dr. Khuat Van Nga	Deputy General Procurator
Mr. Luu Huu The	

Supreme People's Court (SPC)

Mr. Ngo Cuong	Deputy Director, Institute for Judicial Science
Mr. Tran Ngoc Thanh	Legal Expert, Institute for Judicial Science

National Judicial Academy (JA)

Mr. Nguyen Van Huyen	Deputy Director
Ms Do Thi Huong Nhu	Head of International Cooperation Division
Ms. Quach Thuy Quynh	Officer of the International Cooperation Division
Mr. Nguyen Thanh Binh	Dean of Training Faculty for Lawyers, Director of Legal Civil
Dr. Phan Chi Hieu	Head of Judge Training Division
Dr. Le Thi Ha	Vice Dean, Head of Training Division for Procurators and Others

Vietnam National University, Hanoi, Faculty of Law (VNU)

Mr. Nguyen Ngoc Chi	Vice Dean, Faculty of Law
Ms. Bui Thi Thanh Hang	Chief of Civil Laws Unit, Faculty of Law
Mr. Nguyen Trong Diep	Civil Laws Unit, Faculty of Law

Ministry of Planning and Investment (MPI), Foreign Economic Relations Department

Nguyen Xuan Tien

Head of Division, Japan and Northeast Asia Division

Pham Hoang Mai

Senior Officer, Japan and Northeast Asia Division

長期専門家、Project Office

森永 太郎

総括、民事立法、法曹人材養成、判例強化

佐々木 直史

アドバイザー（民法を中心とした民商事法文や立法支援）

國分 隆文

民事法立法、法曹人材養成、判例強化

山下 哲雄

業務調整

駐ベトナム日本大使館

松永 大介

公 使

岡田 智幸

一等書記官

今井 那人

二等書記官

JICA ベトナム事務所

菊池 文夫

所 長

東城 康裕

次 長

中村 さやか

所 員

MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
THE JAPANESE FINAL EVALUATION TEAM
AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF
THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM
ON
JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
IN
THE LEGAL AND JUDICIAL FIELD (PHASE-3)

The Japanese Final Evaluation Team (hereinafter referred to as "the Team"), organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), headed by Mr. Toshio KINOSHITA, Group Director, Group-1, Social Development Department, JICA, visited the Socialist Republic of Vietnam from 5th April to 19th April, 2006 for the purpose of conducting evaluation concerning the Japanese Technical Cooperation in the Legal and Judicial Field (Phase-3) (hereinafter referred to as "the Project").

During its stay, the Team had a series of discussions with the Ministry of Justice (hereinafter referred to as "MOJ"), the Supreme People's Court (hereinafter referred to as "SPC"), the Supreme People's Procuracy (hereinafter referred to as "SPP") and Vietnam National University, Hanoi (hereinafter referred to as "VNU") with respect to the substantial and administrative aspects of the Project.

As the result of the discussions, both sides agreed to forward to their respective governments the matters referred to in the documents attached hereto.

Hanoi, 18th April, 2006



Mr. Toshio KINOSHITA
Leader
Japanese Final Evaluation Team,
Japan International Cooperation Agency,
Japan



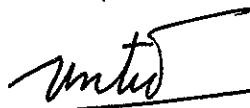
Mr. Nguyen Huy Ngat
Director of International Cooperation Department,
Ministry of Justice,
Socialist Republic of Vietnam



Mr. Ngo Cuong
Deputy Director of Judicial Science Institute,
Supreme People's Court,
Socialist Republic of Vietnam



Dr. Vu Van Moc
Deputy Director of Procuratorial Science Institute,
Supreme People's Procuracy,
Socialist Republic of Vietnam



Dr. Vu Ngoc Tu
Director of International Cooperation Department,
Vietnam National University, Hanoi,
Socialist Republic of Vietnam

ATTACHED DOCUMENT (SUMMARY REPORT OF THE EVALUATION)

1. Purpose and Method of Evaluation

1-1 Purpose of Evaluation

The Project which started from 1st July, 2003 has been implemented in accordance with the Record of Discussion agreed among the authorities concerned of the Socialist Republic of Vietnam and Japan. The Team was dispatched from 5th April, 2006 to 19th April, 2006. The objectives of evaluation were as follows;

- (1) To confirm the progress and achievements of the activities of the Project based on the Record of Discussion and other relevant materials,
- (2) To evaluate the activities and outputs of the Project from the viewpoint of 5 criteria (relevance, effectiveness, efficiency, impact and sustainability),
- (3) To summarize the result of the evaluation in the 'Minutes of Meetings', based on full consultation with the authorities concerned of the Socialist Republic of Vietnam.

1-2 Methodology of Evaluations

1-2-1 Methodology of Evaluation

The evaluation was conducted based on the "JICA Guidelines for the Project Evaluation, revised version of February, 2004". JICA Guidelines follow mostly "the Principles for Evaluation of Development Assistance, 1991" issued by the Development Aid Committee (DAC) of the Organization of Economic Cooperation and Development (OECD) and consist of three parts, namely;

- (1) Verification of the project performance comparing the actual results of the Project with the project design summarized in the Project Design Matrix (PDM).
- (2) Value judgment of the Project from the viewpoints of the five evaluation criteria: relevance, effectiveness, efficiency, impact and sustainability.
- (3) Recommendations for future cooperation and Lessons learned from the Project for the planning and implementation of other projects.

In order to conduct the evaluation survey, an evaluation grid was made in advance to clarify what data or information is needed. The grid was filled with the results of the examination of the reports and records of the Project, the findings from the interviews as well as questionnaire survey to the Japanese experts and to the Vietnamese counterpart personnel (members of working groups of the Project) and other related organization officials, and the direct observations of the

Project activities.

1-2-2 Criteria of Evaluation

The Team reviewed all the activities and achievements and evaluated the Project based on the following five criteria of evaluation:

(1) Relevance

Relevance of a project is reviewed by examining whether project purpose and overall goal are in connection with the development policy of the Socialist Republic of Vietnam and needs of beneficiaries as well as Japan's aid policy for the Socialist Republic of Vietnam.

(2) Effectiveness

Effectiveness is assessed with the degree to which project purpose has been achieved. It is also considered how outputs have contributed towards achieving the project purpose.

(3) Efficiency

The efficiency of a project implementation is analyzed with the emphasis on the relationship between outputs and inputs in terms of timing, quality and quantity.

(4) Impact

The impact of project activities is forecasted by either positive or negative changes caused by a project.

(5) Sustainability

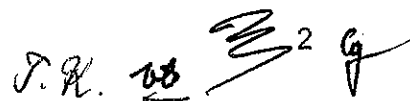
The sustainability of a project is assessed in organizational, financial and technical aspects by examining the extent to which the achievements of the project are sustained or expanded after the project is completed.

2. Achievement of the Project Purpose

2-1 Sub-Project A

With respect to the Sub-Project A, the Project Purpose was set up as "Basic civil laws consistent with market economy are enacted through the increased law drafting capacity of legislative staff".

During the Project period, basic civil laws consistent with market economy such as the revised Civil Code, the Civil Procedure Code and the Law on Enterprise Bankruptcy were enacted. It is acknowledged that the law drafting capacity of Vietnamese legislative staffs has been increased. Therefore, the Project Purpose is regarded to be almost achieved. It should be noted that it is too early to verify appropriateness of the enacted laws for the actual circumstance in Vietnam due to the



recent enactment/comprehensive amendment of the Civil Code and the Civil Procedure Code.

Some laws related to the Civil Code may not be approved until the end of the project period. However, these delays are mostly caused by substantial discussion for law interpretation among Vietnamese related authorities, which shows an increase of capacity of Vietnamese legislative staffs.

2-2 Sub-Project B

With respect to the Sub-Project B, the Project Purpose was set up as “The institutional framework for developing the high-caliber human resources in the judicial sector is established.”

Through the evaluation study, significant achievements consistent with the Project Purpose were observed. The training mechanisms of the National Judicial Academy (hereinafter referred to as “JA”), established in February 2004, were strengthened through the development of the common training programs for prospective judges, prosecutors and private lawyers, as well as textbooks to be used in their common training programs starting from 2007. A practical manual of the professional skills for procurators in the criminal procedure is to be published and will be used as an effective guideline for improving the overall efficiency of their activities.

An effective instrument for assisting the drafting of the judgments is to be provided for the daily use of the judges at the courts of first instance and second instance. The system of compiling court precedents which are accessible to the legal profession will be formulated through the careful study of the legal judgments at the highest level court.

The education of the Japanese law is developing at the Law Faculty of VNU through bilateral efforts.

3. Achievements of Outputs

3-1 Sub-Project A

Most of the laws targeted by the Project were approved by the National Assembly (hereinafter referred to as “NA”) and enacted within the period of the Project, such as;

- (1) Revised Civil Code: approved by NA on 14th June, 2005 and came into force on 1st January, 2006;
- (2) Intellectual Property Law: approved by NA on 29th November, 2005 and will come into force on 1st July, 2006;
- (3) Civil Procedure Code: approved by NA on 15th June, 2004 and came into force on 1st January, 2005;



(4) Law on Enterprise Bankruptcy: approved by NA on 15th June, 2004 and came into force on 15th October, 2004

Some laws related to the Civil Code are being drafted or are under deliberation on NA so that these laws may not be approved by the end of the Project.

3-2 Sub-Project B

3-2-1 Output 1: Training programs and materials of existent judicial training institutions are improved (keeping in mind that “National Judicial Academy”, a unified professional training institution will be established and start activities in the near future).

Common training curricula, which are to be used in the common training programs at JA, have been completed and are ready to be used in the lectures for the common training programs. The drafting of the textbook on the practical skill for resolving civil cases, as well as one for criminal cases are almost completed. Therefore, the printing of these textbooks is expected to be completed by the end of the Project period. However, drafting of the textbooks on the Civil Code and the Civil Procedure Code have not been finished by the end of the Project Period due to the recent enactment/comprehensive amendment of the Civil Code and the Civil Procedure Code.

With regard to the activities of SPP, a practical manual on the professional skills for the procurators in the criminal procedure has been drafted, and is expected to be printed by the end of the Project period.

3-2-2 Output 2: Judgment documents are standardized, and court precedents that are accessible to legal profession are compiled.

With respect to the standardization of the judgment documents, efforts have been made by both sides, in line with the agreement reached at the dispatch of the Japanese Project Consultation Mission to Hanoi in June 2004. The agreement includes the preparation of a judgment writing manual incorporating ‘sample judgments’ which will contribute to the standardization of judgment formats and contents of judgments. In accordance with such agreement, a final draft of the ‘Judgment Manual’ has already been submitted to the leadership of SPC for approval. The Manual is expected to be completed by the end of the Project period.

3-2-3 Output 3: Students of the Law Faculty of VNU obtain knowledge on Japanese laws, and lecturers specializing in Japanese laws are trained.

Lectures on the ‘Japanese Legal Terms’ and the ‘Basic Japanese Laws’ are being provided

for the first course students (September 2004 – October 2006) and the second course students (September 2005 – October 2007) with the contributions by the Vietnamese Lecturers and the Japanese experts.

4. Evaluation Results

The analysis of the Project by five evaluation criteria is shown in Annex 1 Evaluation Grid. The followings are the summary of the analysis.

4-1 Relevance

The Government of Vietnam has recognized the need to improve the legal and judicial system in order to meet the requirement of the socialist-oriented market economy, and carried out the Comprehensive Legal System Development Assessment in January 2001 with assistance from a number of international cooperation agencies including JICA. Based on results of this assessment, the Politburo of the Communist Party issued the Resolution No.48/NQ-TW of 24th May, 2005 on “*The Strategy for the Development and Improvement of Vietnam's Legal System to the Year 2010 and Direction for the Period up to 2020*”, and the Resolution No.49/NQ-TW of 2nd June, 2005 on “*the Judicial Reform Strategy to 2020*”. The Project commenced in July 2003 with the purpose in conformance with the results of the Comprehensive Legal System Development Assessment, and later came in line with the principles of the Resolution No. 48 and No. 49 mentioned above.

Besides, the Japan's Country Assistance Program for Vietnam (issued in April 2004) states three priority areas (or “three pillars”) for assistance to Vietnam, namely: (1) Promotion of Growth, (2) Improvement of Lifestyle and Social Aspects, and (3) Institutional Building. The development of the legal system is an issue of the pillar of institutional building. The Project is therefore consistent with the Japan's Country Assistance Program for Vietnam, too.

4-2 Effectiveness

Important laws and regulations targeted by the Sub-project A were approved by NA. Therefore, it can be said that outputs of the Sub-project A are almost achieved, with the exception of Output 4, where the passes of the Ordinance on Registration of Secured Transactions, the State Compensation Law and the Judgment Execution Code are under the progress set forth by NA's Schedule, and the Law on Registration of Immovable Properties is delayed mainly due to different opinions from related agencies in respect of certain contents of the Law.



A substantial part of the outputs of Sub-project B have been accomplished or may be accomplished by the end of the Project. The common curricula, the text books, the manuals etc. made by the Project are to be used in the near future. However, it is too early to assess their effectiveness for capacity building of Vietnamese relevant personnel at this moment.

4-3 Efficiency

Inputs by the Vietnamese side were almost appropriate. The law drafting committee and the law drafting groups were established adequately by the directives of the Prime Minister or the leaders of relevant ministries or agencies. Some members of these groups were highly-qualified persons, and contributed a lot to the drafting of laws.

The International Cooperation Department of MOJ worked well as a coordinator between the counterpart agencies.

The series of interactions such as presentation of written comments carried out by the working groups in Japan, the dispatch of long-term and short-term experts, the implementation of workshops and seminars in Vietnam, the implementation of study tours in Japan were assessed to be efficient tools/ methods and contributed a lot to the successful implementation of the Project.

However, there was a delay in dispatching two additional Japanese long-term experts in the first year of the Project, and it caused the hindrance of the activities of the Project in the first year.

4-4 Impact

The revised Civil Code, the Civil Procedure Code, the Intellectual Property Law and the Law on Enterprise Bankruptcy have been enacted. In addition, it is expected that other basic civil laws will be enacted in 2007, and other basic laws relating to the civil and commercial field are estimated to be enacted in the time period up to 2010. Therefore, the overall goal of the Sub-project A may be achieved within several years after the end of the Project.

The revised Civil Code enacted with the assistance by the Project can be seen as a basic civil law that contributes a lot to the establishment of a modern legal system, as well as the socio-economic reform of Vietnam. In addition, the Civil Code also contributes to the improvement of business environment in Vietnam and therefore helps to attract foreign investment to this country.

The common curricula made by the Project will contribute a lot to the training of lawyers, procurators, and judges at JA. Similarly, the manual for procurators, and the manual for judgment

writing supported by the Project will contribute a lot to the improvement of skill of Vietnamese procurators and judges.

4-5 Sustainability

It is expected that the Project counterpart agencies may continue to have support from the upper-level body in the Government, NA, the relevant ministries, etc. who have shown an appropriate recognition on the Project.

It was reported that there have been different opinions from relevant agencies of the draft of the Law on Registration of Immovable Properties. Therefore, in order to ensure the achievement of the Project, it needs to pay more efforts to facilitate the pass of the law and as soon as possible.

Similarly, it also needs to continue to pay attention to the methods to disseminate and make full use of the manuals made by the Sub-project B for procurators and the judges, in order to ensure the achievement of the Project.

5. Extension of Project Duration

It is confirmed that some of the expected outputs will not be fully achieved by the end of the Project as abovementioned. With regards to the Sub-Project A, laws related to the Civil Code, which are the Law on Registration of Immovable Properties, the Ordinance on Registration of Secured Transactions, the State Compensation Law and the Judgment Execution Code, will not be approved by NA by the end of the Project. With regards to the Sub-Project B, some remaining issues such as textbooks for training in JA, dissemination seminars of a manual for the procurators, dissemination seminars of Judgment Manual, court precedents and lecture of Japanese law course in VNU will exist. Taking these situations into consideration, the evaluation study has reached the conclusion that the cooperation period of the Project should be extended to 31st March, 2007. As a result of series of discussions between Vietnamese counterpart agencies and the Team, tentative plan for operation for extension period shown in Annex 2 was made.

6. Recommendations for Future Cooperation

Both sides acknowledged remarkable achievements, such as enforcement of basic civil laws and commencement of a unified professional training institution, as a result of continuous efforts since the start of Japanese technical cooperation in the legal and judicial field Phase 1. The following recommendations should be taken into consideration for future cooperation.

6-1 It is recommended that, at the beginning of future cooperation, the operation plan be formulated in detail as much as possible and necessary inputs such as Japanese long-term experts be ready in time in order for smooth start of the Project.

6-2 It is also recommended that, during the period of future cooperation, mutual consultation for making detailed activities and flexible change of plans as needed be ensured.

6-3 For future cooperation, human resource development and capacity building for various levels of staffs and organizations in the judicial sector in Vietnam is regarded important.

(END)



J.K.  89

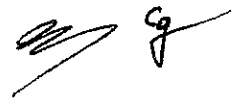
**Evaluation Grid – Cooperation in the Legal and Judicial Field in Vietnam (Phase III)
Terminal Evaluation (Summarized Part)**

Evaluation Question	Source of information	Means of verification	Findings
(1) Relevance			
<p><u>Necessity of the Project</u> - Was the project in line with the needs of the target group ?</p>	<ul style="list-style-type: none"> - Legal needs assessment - Development plans - Experts' reports 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review 	<p>The Project is in line with the VN's development plan. It is consistent to "the <i>Comprehensive Needs Assessment for the Development of Vietnam's Legal System to the year 2010</i>" (commenced in January 2001), and is in line with the needs of VN agencies including MOJ, SPP, SPC.</p>
<p><u>Priority of the Project</u> - Is the project consistent with the development policy of Vietnam ? (Position of the plans to strengthen legal and judicial system in the long-term development plan of VN).</p>	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Legal needs assessment - Experts' reports 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review 	<p>The Project is consistent with the following: 1) The Socio-economic Development Strategy for 2001-2010 2) The Socio-economic Development Plan for 2001-2005 3) The Comprehensive Needs Assessment for the Development of Vietnam's Legal System to the year 2010</p> <p>Furthermore, the Project objective later came in line with the followings: 1) The Communist Party Politburo Resolution No.48/NQ-TW of May 2005 on "The Strategy for the Development and Improvement of VN's Legal System to the Year 2010 and Direction for the Period up to 2020" 2) The Communist Party Politburo Resolution No.49/NQ-TW of July 2005 on "The Judicial Reform Strategy to 2020".</p>

J.R. 

<p>- Is the project consistent with Japan's foreign aid policy and JICA's plan for country-specific program implementation ? (Position of the plans to strengthening legal and judicial system in VN in Japan's ODA policies).</p>	<p>- Japan's ODA policy</p>	<p>- Document review</p>	<p>In the Japan's Country Assistance Program for Vietnam (issued in April 2004), the three priority areas for Japan's ODA to VN are described as: (1) Promotion of Growth, (2) Improvement of Lifestyle and Social Aspects, (3) Institutional Building. The issue on "assistance to develop and improve the legal system" is referred to as one of two main issues in the priority area of Institutional Building. Therefore, it can say that the Project is also consistent with the Japan's Country Assistance Program for Vietnam.</p>
<p>Suitability as a means</p> <p>- Was the project adequate as a strategy to produce an effect with respect to the development issues of the target field and sector of VN ?</p>	<p>- Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey</p>	<p>- Document review - Hearing</p>	<p>JICA has conducted the <i>Technical Cooperation Project in Legal and Judicial Field</i> since 1996 (Phase I and II). The Project (Phase III) commenced in July 2003 may be seen as a next-following important scheme to provide assistances to VN agencies in order to continue the undergoing process in the previous Phase I and II.</p>
<p>- Did Japan have an advantage in technology ? (Does Japan have accumulated know-how on the target technology ? Can Japan share their experience ? etc.)</p>	<p>- Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey</p>	<p>- Document review - Hearing</p>	<p>The Project is highly appraised by VN government agencies, as well as National Assembly, SPP, SPC, due to the fact that Japanese culture is somehow similar to Vietnamese one, and Japan's legal system, legal concepts, way of thinking, and experiences in the legal and judicial field are comparatively acceptable to VN.</p>

69

J.A. 

Evaluation Question	Source of information	Means of verification	Findings
(2) Effectiveness			
<p>Achievement of project objective</p> <p>- Is the project objective achieved ?</p>	<p>- Experts' reports</p> <p>- Questionnaire survey</p>	<p>- Document review</p> <p>- Hearing</p>	<p>With assistances provided by the Project, a number of basic civil laws and regulations have been drafted and enacted.</p> <p>The pass of the Ordinance on Registration of Secured Transactions, the State Compensation Law and the Judgment Execution Code are under the progress set forth by NA's Schedule, and the Law on Registration of Immovable Properties is delayed mainly due to different opinions from related agencies in respect of certain comments of the Law.</p> <p>A substantial part of the outputs of Sub-project B have been accomplished or may be accomplished by the end of the Project.</p> <p>The common training curricula, the text books, the manual for prosecutors, the manual for judges, etc. are to be accomplished as scheduled plan. However, it is too early to assess their effectiveness for capacity building of Vietnamese relevant personnel at this moment.</p> <p>Lectures at the Faculty of Law of VNU Hanoi have been commenced and are being carried out well.</p> <p>Therefore, it may conclude that objective of the Project is about to be achieved.</p>
<p>- Was the output sufficient to achieve the project objective ?</p> <p>Was the logic "if this output is produced, we will be able to achieve the project objective" reasonable ?</p>	<p>- Experts' reports</p> <p>- Questionnaire survey</p>	<p>- Document review</p> <p>- Hearing</p>	<p>All outputs are assessed to be dispensable to achieve the Project objective.</p> <p>All outputs are considered contributed to the achievement of the Project objective.</p>

<p>- Are the important assumptions from the outputs to the project objective correct also at the present point of time ? Was there any influence from important assumptions ?</p>	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<p>in the PDM, for the Sub-project A, the important assumption from output to the project objective was set up as: "Deputies in the NA understand the legal framework in market economy". This assumption is assessed to be fairly good, because there is a gradually-increasing number of members of the Standing Committee and Legislative Committee of National Assembly, who showed understanding on the legal framework in market economy.</p>
---	---	--	---

Evaluation Question	Source of information	Means of verification	Findings
<p>(3) Efficiency</p> <p>Production of output</p> <ul style="list-style-type: none"> - Is the output production adequate ? 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<p>Working groups had been set up in VN and in Japan. Members of these groups have worked closely together and with Japanese experts to draft the laws, regulations, training curricula, text books, manuals, etc.</p> <p>Written comment presentation, seminar, meeting with the use of JICA-Net, etc, are used as tools to exchange opinions between working group members, Japanese experts, and other relevant personnel. It is assessed that such mechanism has worked well and contributed a lot to the enactment of the above-mentioned laws and regulations, as well as to the development of training curricula, text book, manuals, etc. objected of the Project.</p>
<p>Causal relationships</p> <ul style="list-style-type: none"> - Were the activities sufficient to produce the output ? 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<p>For Sub-project A, a field survey had been conducted to collect necessary information for the drafting of the Law on Registration of Immovable Properties. This was an important activities, but had not been described in the PDM.</p>

<p>- Are the important assumptions from the activities to the output correct also at the present point of time ? Was there any influence from important assumptions ?</p>	<p>- Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey</p>	<p>- Document review - Hearing</p>	<p>The important assumptions from the activities to the output are assessed to be correct also at the present time.</p>
<p>Input: quantity, quality and timing - Was input of an adequate quantity and quality performed at the right time to conduct the activities ?</p>	<p>- Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey</p>	<p>- Document review - Hearing</p>	<p>- Inputs by the Vietnamese side were almost appropriate. - The law drafting committees and the law drafting groups were established adequately by the directives of the Prime Minister or the leaders of relevant ministries or agencies. Some of these groups have had the participation of experienced and highly-qualified personnel who had contributed a lot to the drafting of laws or manuals. - However, there was a delay in dispatching of two additional Japanese long-term experts in the first year of the Project, and it caused the hindrance of the activities of the Project in the first year.</p>
<p>- Were activities implemented at the right time ?</p>	<p>- Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey</p>	<p>- Document review - Hearing</p>	<p>- The International Cooperation Department of MOJ worked well as a coordinator between the counterpart agencies. - Adequate activities have been implemented by both Vietnamese side and Japanese side, and with suitable methods/tools.</p>
<p>Cost - Does the input justify the invested cost compared to similar projects ? - Does the achievement of the project objective justify the invested cost compared to similar projects ?</p>	<p>- Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey</p>	<p>- Document review - Hearing</p>	<p>- It is difficult to justify the invested cost by the comparative method, due to the fact that there are few technical cooperation projects in the legal and judicial field. However, it was reported that persons in charge of the Project have been always asked to try the best to reduce costs for each project activity. - The presentation of written comments carried out by the working groups in Japan, the dispatch of long-term and short-term experts, the conduction of workshops, seminars in Vietnam, the conduction of study tours in Japan, etc. were assessed to be efficient tools/ methods, even in terms of cost-benefit analysis.</p>

Evaluation Question	Source of information	Means of verification	Findings
(4) Impact (prospect)			
<p><u>Prospect for the achievement of the overall goal</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Are there prospects that the overall goal will be produced as an effect of the project? (Can the effect be verified in the ex-post evaluation ?) 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<ul style="list-style-type: none"> - The revised Civil Code, the Civil Procedure Code, the Intellectual Property Law, and the Law on Enterprise Bankruptcy has been enacted. In addition, it is expected that other basic civil laws will be enacted in 2007, and other basic laws relating to the civil and commercial field are expected to be enacted in the time period up to 2010. Therefore, the overall goal of the Sub-project A may be achieved within several years after the end of the Project.
<ul style="list-style-type: none"> - Are there prospects that the achievement of the overall goal will have an impact on the development plan of VN? 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<ul style="list-style-type: none"> - The revised Civil Code enacted with the assistance by the Project can be seen as a basic code that contributes a lot to the establishment of a modern legal system, as well as the socio-economic reform of Vietnam. - The common curricula made by the Project will contribute a lot to the training of lawyers, procurators, and judges at the Judicial Academy. Similarly, the manual for procurators, and the manual for the judgment writing supported by the Project will contribute a lot to the improvement of skill of Vietnamese procurators and judges.
<ul style="list-style-type: none"> - Are there factors that inhibited the achievement of the overall goal ? 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<ul style="list-style-type: none"> - There is no significant factor being observed that may inhibit the achievement of the overall goal.

<p>Causal relationships</p> <ul style="list-style-type: none"> - Are the overall goals and the objective consistent ? 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<p>For Sub-project B, the overall goal was set up as "the implementing capacity of the judicial sector is strengthened". However, it may need much more time and more intensive efforts to strengthen implementing capacity of judges, procurators, and lawyers in VN.</p>
<ul style="list-style-type: none"> - Are the important assumptions from the project objective to the overall goal correct also at the present point of time ? 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<p>For Sub-project A, the important assumption from the project objective to the overall goal was set up as : "Other laws in the Five-year Legislative Program are also drafted and enacted on schedule". However, the "Five-year Legislative Program" is not fixed but changes from time to time, depending on NA's convenience at the time being. Therefore it is difficult to assess the correctness of this assumption based on the Five-year Legislative Program issued at the time of Project commence in 2003.</p>
<p>Ripple effects</p> <ul style="list-style-type: none"> - Were there any positive or negative impacts beside the overall goal ? 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<p>The Civil Code as well as other relevant basic laws enacted by the Project may contribute to the improvement of business environment in Vietnam and therefore helps to attract foreign investment to this country.</p> <p>During the Project implementation period, many seminars, workshops, opinion exchange meetings, etc. had been conducted, and many information, documents, etc. had been presented to Vietnamese side. It is reported that these activities, information, etc. have generated positive impacts in some extent to the legal mind, recognition, etc. of persons working in National Assembly, Government Office, government upper-level organs, other ministries and agencies in VN.</p>
<ul style="list-style-type: none"> - Ascendancy of knowledge, experiences, technologies, etc. those were transferred to VN through the Project. 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<p>It is said that knowledge, experiences (legal mind, legal theory, teaching methods, etc.) of Japan in the legal and judicial field are acceptable to VN, since VN and Japan have many similarities in culture and legislative history.</p>

<ul style="list-style-type: none"> - Generation of positive/negative impacts by the Project other than the overall-goal. 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<p>It is said that Japanese experts, who have rich experiences in co-working for a long time since 1996 with Vietnamese counterparts and other donor agencies in VN in this field, are taking an important role as a coordinator between Vietnamese relevant agencies and donor agencies.</p>
---	---	--	---

Evaluation Question	Source of information	Means of verification	Findings
<p>(5) Sustainability (prospects)</p>			
<p><u>Policies and systems</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Will policy aid continue also after the cooperation finished ? 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<ul style="list-style-type: none"> - it is expected that the Project counterpart agencies may continue to have supports from the upper-level body in the Government, the National Assembly, the relevant ministries, etc. who has shown an appropriate recognition on the Project.
<p><u>Organizational and financial aspects</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Is there sufficient organizational capacity to implement activities to produce effects even after the cooperation has ended ? (Assignment of human resources, decision-making process, etc.) 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<ul style="list-style-type: none"> - It is thought that more efforts should be paid to disseminate laws and regulations supported by the Project, and to make full use of these laws and regulations, as well as the training curricula, text books, manuals developed by the Project.
<ul style="list-style-type: none"> - Is a sense of ownership towards the project at the implementing agencies sufficiently secured ? 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<ul style="list-style-type: none"> - Vietnamese counterpart agencies and individuals had taken key roles in the law drafting works as well as in other main activities of the Project, while Japanese experts and working groups had worked as supporters to Vietnamese counterparts. Therefore, Vietnamese ownership is assessed high.

<ul style="list-style-type: none"> - Is the budget secured (including operating expenses)? - Are sufficient budget measures taken at the side of VN ? - Are the measures to secured budgets sufficient ? 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<ul style="list-style-type: none"> - It is estimated that budget of counterpart agencies may remain unchanged or may be increased after the termination of the Project. - Through the issuance of Resolution No. 48 and No. 49, the Communist Party of VN had shown strong intention to push forward the reform of legislative and judicial system. This may be an incentive that leads to the increase in financial supports from the State to MOJ, SPC, SPP, VNU and other agencies relevant to the legislative and judicial reform.
<p>Technical aspect</p> <ul style="list-style-type: none"> - Are the methods of technology transfer used in the project being accepted ? 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<ul style="list-style-type: none"> - It is said that many counterpart persons have learned a lot from Japanese experts, etc. about the legal mind, way of thinking, etc. - It was reported that there have been different opinions from relevant agencies on the draft of the Law on Registration of Immovable Properties. Therefore, in order to ensure the achievement of the Project, it needs to pay more efforts to facilitate the pass of this law as soon as possible.
<ul style="list-style-type: none"> - Does the project contain a mechanism for its dissemination ? 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<ul style="list-style-type: none"> - Almost all of main activities of the Project are to assist VN in drafting laws, regulations, training curricula, text books, manuals, etc. , while assistances to disseminate outputs of the Project have not been considered appropriately in the scope of the Project.
<ul style="list-style-type: none"> - How high is the probability that the implementing agency can maintain the mechanism for its dissemination ? 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<ul style="list-style-type: none"> - It needs to continue to pay attention to the methods to disseminate and make full use of the manuals made by the Sub-project B for procurators and the judges, in order to ensure the achievement of the Project.

<p><u>Sustainability in general</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Considering the above aspects as a whole, is the sustainability high or low ? 	<ul style="list-style-type: none"> - Previous study report - Experts' reports - Questionnaire survey 	<ul style="list-style-type: none"> - Document review - Hearing 	<ul style="list-style-type: none"> - In order to improve the achievements of the Project, it is said that there is the need to draft a lot of ordinances, directives, etc. to guide the implementation of the laws or regulations enacted by the Project. In addition, there is also the need to disseminate the manuals for procurators, court judges, and conduct trainings to them on the use of these manuals. - It is thought that Vietnamese counterpart agencies may be able to perform the above-mentioned tasks even without assistances from outsiders. However, the performance of these tasks may not be adequate and timely as expected, and therefore it may lead to the delay in achieving the overall goal.
--	---	--	---

Tentative Plan for Operation for Extension Period
 Japanese Technical Cooperation in the Legal and Judicial Field (Phase 3)

Annex 2

SUB-PROJECT A	Expected activities	1st July, 2006	Sep., 2006	Dec., 2006	31st Mar, 2007
Output 4					
Law on Registration of Immovable Properties	The final drafts are prepared				↑
Ordinance on Registration of Secured Transaction	* Advice and consultation on the drafts by short-term experts				↑
State Compensation Law	* Written comments				↑
Judgment Execution Code	* Consultation by long-term experts				↑
SUB-PROJECT B					
Output 1					
Textbooks for training in JA (Civil Code, Civil Procedure Code)	Two textbooks are finalized				↑
Professional Skills Manual for procurators	* Written comments				
Output 2	* Consultation by long-term experts (Note: JA submits final drafts of Textbooks by end of September, 2006)				
Judgment Manual	Dissemination seminars are held	—			
Court precedents	Dissemination seminars are held	—	—		
Output 3	Mutual study on compiling court precedents				↑
Japanese Law course in Law Faculty of VNU	* Lectures of "Basic Japanese Law", by a long-term experts				
	* Intensive Japanese law courses, by short-term experts		—	—	↑

評価グリッド1－ベトナム法整備支援プロジェクト（フェーズ3）終了時評価調査（総論）

視点	評価設問	情報源	調査方法	調査結果
実績の検証	<p>プロジェクト開始前に活動計画、投入計画が適切に検討されたか。</p> <p>投入は計画通りに実施されたか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書 ・財務諸表 ・専門家派遣・実績表 ・投入機材リスト ・本邦研修実績表 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・本プロジェクトのフェーズ2は1999年12月1日に開始し、2003年6月30日に（3か月の延長期間をもって）終了した。 ・フェーズ2の終了時評価調査は2002年10月9日～26日に実施され、その結果として多くの教訓がまとめられた。 ・フェーズ3のプロジェクト計画は、2002年後半から国内外関係者による協議の結果、及び第1次事前評価調査（2003年1月）、第2次事前評価調査（2003年4月）の結果を踏まえて策定された。 ・プロジェクトは、サブ・プロジェクトA：「民法を中心とした民商事分野立法支援」及びサブ・プロジェクトB：「法曹強化」という2本のサブ・プロジェクトにより構成され、各サブ・プロジェクトに対応するPDMが作成された。 ・サブ・プロジェクトAの活動計画の内容には、フェーズ1及び2で行った協力を引き継いだようなものであるため、関連情報がかなり多く蓄積され、日本・ベトナム関係者もかなりの程度まで共通した問題意識をもっていた。本フェーズ3のプロジェクト計画を議論する際に、日本・ベトナム双方で各課題を検討するワーキンググループの設置、及び活動進捗状況を監視する仕組みづくりにかかわる課題が中心課題として取り上げられた。 ・一方、サブ・プロジェクトBでは、本フェーズ3の開始時に、未確定の要素がいくつかあった。「法曹養成」にかかわる活動の柱の一つである法曹養成機関の強化について、「JA」の組織体制、所管官庁や設置スケジュールが当初確定していなかったことから、活動の前段階に準備期間を設けて計画を立てることについて双方が合意した。この準備期間に、ベトナムの法曹養成計画や教授法、各法曹養成機関が当時使用している資料（カリキュラム、テキスト等）に関する情報収集やニーズ把握等の調査・準備作業を実施したうえ、詳細活動計画を策定するという段取りが採られた。

			<ul style="list-style-type: none">・投入計画に関しては、C/P 機関ごとに各種投入を割当てるという従来の方式を辞め、PDM の想定される成果を実現するための活動ごとに必要な投入を行う方式を採用ことにした。・プロジェクト計画案（目標、成果、活動、投入）、プロジェクト実施スケジュール、プロジェクト実施体制、日本・ベトナム双方の責任負担等の事項については、2003 年 6 月 22 日～28 日に実施した実施協議調査において説明・協議され、同調査の終了時で締結した R/D 及び添付資料にまとめられた。・このように、日本・ベトナム双方関係者は、プロジェクト開始前にかなり長い時間をかけてプロジェクト計画の大枠について検討し、また累次の事前評価調査及び実施協議調査で協議し合意を図る努力を払った。・しかし、プロジェクト活動の詳細については、日本・ベトナム関係者の間に共通の問題意識と理解が形成されず、日本側があらかじめまとめたプロジェクト・ドキュメント案で事前評価の際にベトナム側と合意できなかった経緯がある。特に、サブ・プロジェクト B の JA、SPP、及び VNU に係るコンポーネントにおいては、ベトナム側の希望聴取と意見のすり合わせが不十分であったため、プロジェクト初期に活動内容や実施体制等を巡って日本・ベトナム双方に意見不同が生じた。R/D を作成するときに、ベトナム側の実務責任者の指名や作業スケジュール等、活動の具体的内容まで踏み込んで合意しておけば、プロジェクト活動がより円滑に実施できるかもしれないと、専門家からの指摘があった。・全体を見て、プロジェクト計画の詳細内容について日本・ベトナム関係者がそれぞれ違った認識をもっていたこと、プロジェクト初期における長期専門家の欠員、C/P の本来業務での多忙、及びベトナム国会の立法スケジュールの変更は、プロジェクトの一部活動の遅滞を起こした主因であると考えられる。・日本・ベトナム両側の主な投入は次のとおりである。プロジェクト初期における投入不足、及び翻訳・通訳のための予算不足が指摘されているが、概ね適切であった。
--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none">ベトナム側のインプット<ul style="list-style-type: none"><u>C/P</u>：プロジェクトディレクター（MOJ 副長官）、プロジェクトマネージャ（MOJ 国際協力部部長）、業務調整員（MOJ 国際協力部職員）、ワーキンググループ（①民法、②知的財産、③民事判決執行法、④企業倒産法）、連絡員（①不動産登記法、②担保取引登記令、③国家賠償法、④判決執行法）<u>施設、事務室</u>：MOJ 内にプロジェクト担当者用の常設事務所（MOJ 内支所）、各 C/P 機関内にセミナーやワークショップ等用会議室（MOJ、JA、SPP、SPC、VNU）<u>運営経費自己負担</u>：①プロジェクト担当フルタイム職員の給料・手当、②JICA 供与機材の入国税、保管、国内運搬、据付け、③機材等のメンテナンスコスト。一部の翻訳費用、事務経費等。<u>その他</u>：検察官マニュアル作成費（SPP、13,770 米ドル）、判決書マニュアル作成（SPC、1,550 米ドル）、法曹三者共通教科書 4 冊（JA、11,600 米ドル）日本側のインプット<ul style="list-style-type: none"><u>長期専門家</u>：4 名（①チーフアドバイザー／民法・法曹強化・判例整備、②民事関連法整備、③民法・法曹強化・判例整備、④業務調整）<u>短期専門家派遣</u>：2003 年度：12 名（2.5MM）、2004 年度：15 名（1.3MM）、2005 年度年：12 名（3.6MM）、延べ 29 名（7.4MM）<u>機材供与</u>：（コンピューター、プリンター等のコンピューター周辺機器、コピー機、事務機器及び消耗品、その他）総額約 0.076 億円。<u>本邦研修</u>：①法曹育成機関能力強化（2004 年 2 月～1 か月、11 名）、②法曹人材教育カリキュラム開発（2005 年 1 月～0.5 か月、9 名）、③改正民法（2005 年 2 月～0.5 か月、12 名）、④判決書標準化（2005 年 9 月～0.5 か月、14 名）、⑤法曹人材育成機関能力強化（2006 年 2 月～0.5 か月、10 名）<u>現地業務費</u>：総額約 0.48 億円
--	--	--	--

				<p><u>国内支援体制の構築：</u> 日本国内では、国内支援委員会（連絡協議会、各種共同研究会）、JICA 本部、国内支援委員会事務局（財団法人民事法センターが受託）が強力な支援体制を構築し、後方からプロジェクトを支援している。 国内支援委員会は、学識経験者、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会等関係者及び各協力機関から構成され、プロジェクト全般に係る助言・指導を行い、年次協議において活動計画の決定を行い、最終的な意思決定機関である。 連絡協議会は、国内支援委員会の小委員会的な位置づけであり、円滑な意思疎通を図ることを目的に設置される。毎月行われる定例会合、及び民法改正共同研究会の議題設定等、国内支援委員会及び民法改正共同研究会の効率的な実施を支援する業務を行っている。 このほかに、課題別に第一線の学者・実務家からなる各種共同研究会が設置され、これら共同研究会は長期専門家と緊密に連絡を取り合いながら各活動に係る問題点を検討し、意見書の付与、短期専門家の派遣、本邦研修、現地セミナー、及びテレビ会議システムを利用したセミナーや会議を実施することによって、日本から直接にベトナム側 C/P に対する助言・情報提供を行っている。</p>
<p>実施プロセスの検証</p>	<p>プロジェクトのマネジメント体制に問題はなかったか。 ・JCC、Inter-Ministerial Steering Committee、プロジェクトオフィス、MOJ 国際部は有効に機能しているか。 ・プロジェクト活動のモニタリング仕組み ・プロジェクト活動上の重要事項における意思決定プロセス ・プロジェクト内のコミュニケーションの仕組み</p>	<p>・活動報告書 ・実施プロセス表 ・実施運営総括表 ・専門家のコメント ・作業部会の会議記録等</p>	<p>・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング</p>	<p>・JCC が定期的開催されておらず、実質的に機能していない。 ・Inter-Ministerial Steering Committee は定期的な会議を行っておらず、意思統一の確認等、事務的な連絡の必要に応じて MOJ が招集している。必要な事項についての関係者間の意思統一は通常、持ち回りの形で行われている。 ・プロジェクトオフィス（長期専門家4名、現地スタッフ5名）は C/P 機関間を繋ぎ合い、関係者間の合意形成、活動調整に重要な役割を担っている。C/P 関係者は日常、プロジェクトオフィスと密に連絡し、プロジェクトオフィスを通じて意見交換や活動調整等を行っている。長期専門家が活動を行っているベトナム側 C/P 機関担当者との面談を希望すれば、概ね速やかに面談することができ、活動に重大な支障が生じた形</p>

			<p>跡はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家によると、MOJ の ICD（国際協力部）の職員はベトナム側政府内部の体制・諸規則・職務習慣等に精通しており、ベトナム側政府・国会・他省庁・大学等のプロジェクト関係機関の活動調整を適正に行っている。 ・プロジェクトオフィスが C/P 機関と連絡を取りながら活動の進捗状況を日常的に随時確認している。法案起草作業については順次草案が出てくるので進捗状況の確認は比較的容易である。 ・長期専門家によると、各 C/P 機関もそれぞれプロジェクト担当者を配置し、プロジェクトの運営管理を適正に行っている。各 C/P 機関の内部での意思決定プロセスはスムーズに行われ支障発生の経緯が認められなかった。ただし、ワーキングセッション等では、C/P 幹部が継続的に参加しなかったことより合意形成が難しかったケースがあるという指摘があった。 ・JA 担当者によると、プロジェクト初期では、JA とプロジェクトオフィス間に通信連絡ルールが明確に定められなかったため、関係者間に誤解が生じたという。 ・2005 年 1 月～2 月に、法曹養成分野にかかわる本邦研修を計画通りに実施する直前になってから、ベトナム側から実施時期の変更要請が出された。このように、ベトナム側関係者の都合で予定した活動が急に変更せざるをえない事態が時々あったと報告されている。ベトナム C/P の活動計画の策定の精度を上げる努力が必要であると、専門家からの指摘があった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 本部・在外事務所の機能 		<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 本部及び JICA ベトナム事務所におけるマネジメント・サポート体制には若干不備があると長期専門家が指摘している。 ・ JICA 本部または JICA ベトナム事務所から書面等の正式な形の情報がおりてこないことが一例である。また、情報の伝達がプロジェクトオフィスから JICA 本部またはベトナム事務所への一方通行となる傾向があった。さらに、サポート体制に関して、長期専門家及び短期専門家に対する派遣前のプリ

実施プロセスの検証				<p>ーフィングが十分とはいえず、ベトナムに到着する前に十分に準備することができなかったことは、効率性の点から問題があると指摘されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト（フェーズ3）開始当初に発生した、プロジェクトオフィスと C/P 機関との間の相互誤解あるいは感情的トラブルの解消・沈静化、予算配分についての C/P 機関の不満解消等が JICA ベトナム事務所職員、特に所長自らの尽力により適切に解決された経緯がある。
	<ul style="list-style-type: none"> 日本側作業部会は有効に機能しているか。 			<ul style="list-style-type: none"> 日本国内では、課題別に第一線の学者・実務家により次の共同研究会が設置された。 <ol style="list-style-type: none"> ①ベトナム民法改正共同研究会（改正民法、不動産登記法、担保取引登録令、国家賠償法及び判決執行法の起草／立法に係る支援） ②ベトナム民法改正共同研究会知的財産小委員会（知的財産法の起草に係る支援） ③ベトナム民事訴訟法共同研究会（民事訴訟法の起草・立法に係る支援） ④法曹養成協働研究会（法曹三者共通カリキュラム・教材、検察官マニュアルの原稿作成に係る支援） ⑤判決書・判例整備共同研究会（判決書マニュアルの原稿作成、及び判例整備に係る支援） これら共同研究会は長期専門家と緊密に連絡を取り合いながら各活動に係る問題点を検討し、意見書の付与、短期専門家の派遣、本邦研修、現地セミナー、及びテレビ会議システムを利用したセミナーや会議を実施することによって、日本から直接にベトナム側 C/P に対する助言・情報提供を行っている。共同研究会の主な活動を以下に述べる。
	<p>ターゲットグループや関係機関のプロジェクトへの参加度やプロジェクトに対する認識は高いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位機関、国会、関係省庁等はプロジェクト実施機関に対してどのように理解・協力しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施運営総括表 専門家のコメント 	<ul style="list-style-type: none"> 資料レビュー 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム政府、国会、省庁・機関はプロジェクトを高く評価している。これは、プロジェクトの協力により改正民法をはじめ民商事分野で根幹となる法令が制定されたほか、法曹三者の人材育成に係る共通マニュアル、検察官マニュアル、判決書マニュアル等が作成されたことより、プロジェクトはベトナムの法整備、司法制度改革に大いに貢献していると考え

				<p>ているからである。</p> <p>しかし、ベトナム地方の行政機関、司法関係機関等が本プロジェクトをほとんど認知しておらず、プロジェクト成果がベトナムの一般市民にまだ広く認知されていないことをベトナム側 C/P の一部が指摘している。</p>
妥当性	<p><u>必要性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象国・地域・社会のニーズに合致していたか。 ターゲットグループのニーズに合致していたか。 <p><u>優先度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 相手国の開発政策との整合性はあるか。 (ベトナムの長期開発計画における法曹強化分野の位置づけ) 	<ul style="list-style-type: none"> Legal needs Assessment 調査報告書 ベトナム法整備計画等 	<ul style="list-style-type: none"> 資料レビュー 	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム政府は、市場経済化に向けた法制度の整備が急務であるとの認識のもとで、2001年1月に「Legal Needs Assessment」の実施を MOJ に指示した。本プロジェクトの目標はこれらの戦略の方針に合致している。 上記アセスメントの結果を受けたベトナム共産党中央委員会政治局は、2005年5月24日に第48号決議（2010年までの法制度開発戦略及び2020年までの同開発指針）を、2005年6月2日に第49号決議（2020年までの司法改革戦略）を公表した。本プロジェクトの目標はこれら両決議の方針に合っている。 また、本プロジェクトで協力の対象とした法令はベトナム国会の立法計画にすべてリストアップされていたものであることから、同国のニーズに合致しているといえる。
	<ul style="list-style-type: none"> 日本の援助政策・JICA 国別事業実施計画との整合性はあるか。 (我が国の対越援助方針・計画における法曹強化分野の位置づけ) 	<ul style="list-style-type: none"> 国別援助計画 日本・ベトナム共同イニシアティブ 	<ul style="list-style-type: none"> 資料レビュー 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の対ベトナム国別援助計画（2004年4月）では、「①成長促進」「②生活社会面での改善」及び「③制度整備」を重点分野としている。このうち、「制度整備」の分野横断的なものにおける重点事項として、「法制度整備」と「行政改革」があげられている。このように、本プロジェクトは対ベトナム国別援助計画に見合っている。 JICA は上記国別援助計画を踏まえて、2005年12月の国別事業実施計画の中で、「制度整備」の重点事項とし、次のとおり法制度整備を位置づけていることから、本プロジェクトは政策的に高い優先度が置かれたものである。(以下該当部分のみ抜粋。)

			<p>『当該分野の支援は、法整備支援プロジェクトの実施を通して、民法を中心とした民商事分野立法に焦点を当て、市場経済化に適合した法制度整備に貢献してきた。今後、法曹養成機関の強化も視野に入れた協力を含め、同分野における協力の拡大実施を図る。また、司法改革と関連して必要となる法律情報の整備・普及に係る支援も検討する。』</p>
	<p><u>手段としての適切性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトのアプローチは適切だったか。 他のドナーとの援助協調において、どのような相乗効果があったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Legal needs Assessment 調査報告書 ・ベトナム法整備分野に係る各ドナー報告書 ・専門家コメント ・C/P コメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・サブ・プロジェクト A のアプローチは適切である。ベトナム側の立法計画に従い、かつ、先方の立法作業進捗状況に合わせて機動的に支援を提供するという方法論は、ベトナムのオーナーシップの高さを鑑みるときわめて適切である。むしろ、ベトナムではこの方法論しかとれないと思われる。 ・サブ・プロジェクト B のアプローチも適切である。日本の司法研修所に対応する JA（当初は LPTS）に着目したのは、ベトナムの法曹の能力強化を図る手法として、直接的で効率的であって、妥当な選択であったといえる。また、判決書マニュアルの作成や判例の整備に着目した点も、裁判において最も重要な判決書を作成する個々の裁判官の能力向上を図ることができるだけでなく、その判決を目にする他の法曹や学者に検討、研究材料を提供し、法学界全体の向上につながるものであって、適切な手段であったと評価できる。 ・ベトナムの法整備支援にかかわっているドナー間の協調は良好であり、業務における補完関係が構築されているといえる。 ・法整備支援（サブ・プロジェクト A）においては、ベトナム側が複数のドナーに参考資料や助言等を求め、その中から自らにとって最適と思われる情報・助言を選ぶという方法を行っている。このため、他ドナーの支援との重複は一概に避けるべきことではなく、協調が適正であれば、相互の支援を補完し、相乗効果を造成することができるとの意見が専門家から出された。

				<ul style="list-style-type: none"> 法曹強化（サブ・プロジェクト B）については、特に、サブ・プロジェクト B2 にかかわるものとして、米国の STAR プロジェクトが、SPC に対し、初めての裁判例の公開となる監督審決定集の作成に関する援助を行っており、この決定集が、2005 年に出版されるに至った。ベトナムにおいて初めて裁判例集が出版されるという画期的な成果であった。そして、SPC としては、裁判例を公開するという突破口を STAR の援助で開き、裁判例の内容面の向上については、日本の援助で行うという姿勢であり、日本が第一審及び控訴審の判決書マニュアルの作成を支援していたことから、両ドナー間でうまく役割分担を行うことができた。日本としても、上記監督審決定集に掲載された監督審決定を題材にして、ベトナムの最終審である監督審（特に SPC 裁判官評議会によるもの）の決定の在り方の検討及び監督審決定書の改善といった具体的な活動を組み立てることができた。
	<p>フェーズⅢ開始以降、プロジェクトを取りまく環境に変化があったか。あればその変化がプロジェクトの実施にどのような影響を及ぼしたか。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 着実に進んでいる開放政策は、ベトナム国民の市場経済に対する意識を高め、法整備支援活動にも好ましい影響を与えている。また、フェーズ 3 の期間中において法制度整備を加速する強い原動力となったのが 2005 年 5 月・6 月に相次いで発表されたベトナム共産党中央委員会政治局の第 48 号・第 49 号決議であると推察する。両決議の発表後、法整備関係者の改革意欲が一層高まり、活動が活発化した様子が伺われる。これに、SPC の使命として裁判例の発展をめざすことが宣言されたことを受け、特にサブ・プロジェクト B2 の進行が加速されたように思われる。
	<ul style="list-style-type: none"> ターゲットグループ以外への波及性はあったか。 （国会、政府オフィス、上位機関、他の省庁への波及の検証） 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家コメント C/P コメント 	<ul style="list-style-type: none"> 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト実施により、ベトナムの法曹界関係者の思考・意識へ大きなプラス影響を与えている。ベトナムの法層界関係者は、本プロジェクトを実施する過程で議論を積み重ねることにより法的思考が格段に向上されていると専門家から指摘されている。

				<ul style="list-style-type: none"> 日本人専門家が提出したコメント、資料をより有効に利用するために、これら資料、コメントを（フェーズ1及び2で行ったように）分野別に編集し「資料集」として複数部にコピー・製本し、関心のある者に広く配布することをベトナム側担当者が希望している。
	<ul style="list-style-type: none"> 日本の技術の優位性はあったか。 日本に対象技術（法思想、法理論、教授方法論等）のノウハウが蓄積されているか。 日本の経験を生かせるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム関係者の発表・報告 専門家コメント C/P コメント 	<ul style="list-style-type: none"> 資料レビュー 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> 日本・ベトナム間の法体系における接近度については、日本・ベトナムがいずれも大陸法系の成文法主義国であり、双方の民法がいずれも仏法を継受していて、類似の概念・制度も多く、接近度は比較的高いと考えられる。 提供する法理論・法技術の普遍性についても、日本側は日本民法をそのまま持ち込もうとするのではなく、大陸法系の成文法としての日本民法の概念理論のうち、国家体制や社会に多少差異があっても通用するものを提供しており、普遍性は高いという意見が専門家から出された。
インパクト（予測）	<p><u>波及効果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 上位目標以外の正負のインパクトは生じたか。 ジェンダー、民族、社会的階層の違いにより異なったインパクトが生じているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施運営総括表 専門家のコメント C/P コメント 次期のベトナム社会経済開発5ヵ年計画案 	<ul style="list-style-type: none"> 資料レビュー 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト開始時に比べて、C/P 機関関係者の意識、考え方に良い変化があるといわれている。C/P 機関関係者は日本の法体系、司法システムについて有益な知識・経験を修得したと述べている。また、市場経済化に必要な法整備、国際経済統合に必要な法概念・法理論に係る認識が向上されたと自己評価している。これに、プロジェクト活動を通じて、長期・短期専門家から論理的思考や計画的行動を見習い、業務実施能力が向上されたと自己評価している。 一部のC/P機関（特にJA、VNU）は、プロジェクト運営管理を担当する職員の能力が格段に向上したと述べている。 現時点では、社会・文化面への影響を確認することが難しい。投資環境が一層改善され、国際的により開かれた国になることは容易に予想できるが、法制度が社会・文化にまで影響を及ぼすようになるには、数十年単位の時間の経過が必要であると専門家が指摘している。

自立発展性（見込み）	<p><u>政策・制度面</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策支援は協力終了後も継続するか。 関連規則、法制度は整備されているか。整備される予定か。 MOJ の法案起草、立法化業務担当部署を支援する取り組みが担保されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家のコメント C/P コメント 	<ul style="list-style-type: none"> 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムでは、2005 年に共産党中央委員会により第 48 号決議及び第 49 号決議が公表され、法整備・司法改革が国家の方針として打ち出されている。上記両決議は 2020 年までの活動の大枠を定めており、相当大きな変革を伴うきわめて意欲的な内容である。このため、プロジェクト C/P 機関（MOJ、SPC、SPP、JA、VNU）は今後、ベトナム上位機関より一層の支援が受けられると予想される。 2001 年に日本を含めた各国ドナーとベトナム政府との共同作業により実施された「Legal Needs Assessment」の結果が上記両決議の内容に反映されている。本プロジェクト終了後も、各国ドナーは、ベトナム政府の司法改革への取り組みを継続的に支援・協力する可能性が高いと考えられる。 専門家によると、国会事務局、政府事務局の上位機関及び C/P 機関以外の関係省庁のプロジェクトに対する理解は相当程度進んでいるという。特に、立法支援分野においては、上位機関・関係省庁等の担当者も現地セミナー・ワークショップ等に積極的に参加し、積極的に意見を述べ、ときには個別的に意見を求めてくるなど、プロジェクトと C/P 機関以外との交流も徐々に深まっているという。 ベトナムの法案起草 5 ヶ年計画は概ね適正なものとする。法令起草の順序が若干場当たり的で、基幹法令を先に整備してから周辺法令を整備するという順を踏んでいないが、現在のベトナムの社会的状況と外部からの要請（特に WTO 加盟に向けての法制度整備のプレッシャー）に照らせば、やむを得ないことであるという意見が専門家から出された。
	<p><u>組織・財政面</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 協力終了後も、効果を上げていくための活動を実施するに足る組織能力はあるか（人材配置、意思決定プロセスなど） プロジェクト実施により、将来の予算が増える可能性はどの程度あるか。予算確保のための対策は十分か。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家のコメント C/P コメント 	<ul style="list-style-type: none"> 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> 本プロジェクトの C/P 組織は、以前から存在しているものであり、プロジェクト終了後も、ベトナムの政策でその存在が必要とされる限り、存続するものである。 ベトナム政府は、法体系整備及び司法制度改革を国策として進める意欲があるが、財政不足等により関係機関・組織の能力は現時点では未だ十分とはいえない。

<p><u>技術面</u></p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトで用いられる技術移転の手法は受容されつつあるか（技術レベル、社会的・慣習的要因等）。 普及のメカニズムはプロジェクトに取り込まれているか。 実施機関が普及のメカニズムを維持できる可能性はどの程度あるのか。 日本側が提供したコメント、参考資料、法思想、法理論、その他はどのように受けられ利用されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家のコメント C/P コメント 作業部会の議事録等 	<ul style="list-style-type: none"> 資料レビュー 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> サブ・プロジェクト B1 については、特に、日本の司法研修所が採用している手法を一部採り入れた法曹三者の共通カリキュラムが作成された。ただし、日本と異なり、JA では、研修前の段階でどの法曹になるかが決定していることから、その特殊性が考慮されて、全課程を共通で行うということは見送られた。 また、判決書マニュアルについては、判決書作成の拠となる民事訴訟法が日本の支援で起草されたこともあり、日本の法理論、法概念に対しては受容的である。しかし、これまでのベトナムにおける実務、慣行や、法学自体が十分発達していないという限界から、当然、すべてを受容するということは不可能であると専門家が指摘している。 このように、日本の法理論等は、概ね受容されているが、その受容の過程で、ベトナムの特殊性や実情に合わせた取捨選択が行われているといえる。これは、主権国家の法制度に対する支援である以上、当然であるといえ、むしろ、外国の法理論をそのまま採り入れるということがあれば、実際の運用に支障を来す恐れがあると専門家が指摘している。
<p><u>総合的自立発展性</u></p> <p>上記のような側面を総合的に勘案して、自立発展性は高いのか低いのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立発展性を阻害するその他の要因はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家のコメント C/P コメント 作業部会の議事録等 	<ul style="list-style-type: none"> 資料レビュー 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> 長期専門家によると、本プロジェクト終了後、ベトナム側が自力で活動を継続するうえで直面すると思われる問題点は主に次のものである。 ①市場経済化に適した法理論・法技術の取得・活用に係る組織能力の不足 ②法曹界、法学界全体の基礎法学の未発達 ③立法事実及び立法理由の検討の未発達とそれに伴う起草技術の未発達 ④裁判例の果たすべき役割についての共通認識（ベトナムにおいて、いわゆる判例の拘束性を認めるか否かも含む）や裁判例公開の手法の確立 ⑤組織・体制の能力不足や活動資金の不足等で、これまで日本が関与して作り上げた法律・制度の普及・運用困難 ⑥上記事項の結果として、成立した法令と実際の運用との間に混乱や食い違いが生じて、法制度がうまく機能しない可能性

				<ul style="list-style-type: none">・ベトナムは、現在プロジェクトが提供しているような法理論・技術を日本などから自ら獲得するだけの人的・物的（財政的）・技術的な能力がまだ備わっていない。日本が提供しているような法理論・法技術をプロジェクト終了後も自主的に取得して引き続き自国の法制度整備に利用し普及させることがきわめて難しいと考える。
--	--	--	--	---

評価グリッド2－ベトナム法整備支援プロジェクト（フェーズ3）終了時評価調査（サブ・プロジェクトA）

視点	評価設問	情報源	調査方法	調査結果								
実績の検証	<p>アウトプットは計画通り産出されたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法案起草、立法化の進捗状況 ①改正民法（主管：MOJ） ②知的財産法（主管：MOJ） ③民事訴訟法、企業倒産法（主管：SPC） ④その他の民法関連法案（主管：SPC） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施運営総括表 ・国会広報 ・専門家のコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・サブプロジェクトAのアウトプットの達成状況は次のとおり。 <table border="1" data-bbox="1249 320 2002 965"> <tr> <td data-bbox="1249 320 1644 432">①市場経済と整合する改正民法の最終草案が起草される。</td> <td data-bbox="1644 320 2002 432">達成済み （改正民法は2005年5月19日に国会で可決・成立）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 432 1644 587">②知的財産法の立法に要する基礎知識が習得され、改正民法と整合する知的財産法の草案が起草される。</td> <td data-bbox="1644 432 2002 587">達成済み （知的財産法は2005年11月に国会で可決・成立）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 587 1644 742">③市場経済と整合する民事訴訟法及び企業倒産法の最終草案が起草される。</td> <td data-bbox="1644 587 2002 742">達成済み （民事訴訟法、企業倒産法は2004年5月に国会で可決・成立）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 742 1644 965">④民法に関連するその他の法案の準備が促進される。 ・担保取引登録令 ・不動産登記法 ・判決執行法 ・国家賠償法</td> <td data-bbox="1644 742 2002 965">次の日程で国会で成立することが見込まれている。 2007年 2007年 2007年前半 2007年前半</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記法の制定が遅れている。遅れの主因は、同法案はセンシティブで複雑（利害関係者が多い）なものであるため、立法機関ではもう少し時間をかけて慎重に検討しようという考えで立法スケジュールが変更されたことである。 	①市場経済と整合する改正民法の最終草案が起草される。	達成済み （改正民法は2005年5月19日に国会で可決・成立）	②知的財産法の立法に要する基礎知識が習得され、改正民法と整合する知的財産法の草案が起草される。	達成済み （知的財産法は2005年11月に国会で可決・成立）	③市場経済と整合する民事訴訟法及び企業倒産法の最終草案が起草される。	達成済み （民事訴訟法、企業倒産法は2004年5月に国会で可決・成立）	④民法に関連するその他の法案の準備が促進される。 ・担保取引登録令 ・不動産登記法 ・判決執行法 ・国家賠償法	次の日程で国会で成立することが見込まれている。 2007年 2007年 2007年前半 2007年前半
	①市場経済と整合する改正民法の最終草案が起草される。	達成済み （改正民法は2005年5月19日に国会で可決・成立）										
②知的財産法の立法に要する基礎知識が習得され、改正民法と整合する知的財産法の草案が起草される。	達成済み （知的財産法は2005年11月に国会で可決・成立）											
③市場経済と整合する民事訴訟法及び企業倒産法の最終草案が起草される。	達成済み （民事訴訟法、企業倒産法は2004年5月に国会で可決・成立）											
④民法に関連するその他の法案の準備が促進される。 ・担保取引登録令 ・不動産登記法 ・判決執行法 ・国家賠償法	次の日程で国会で成立することが見込まれている。 2007年 2007年 2007年前半 2007年前半											
	<p>活動は計画通りに実施されたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各活動についての検証 ・遅れている活動（民法に関連する基本法案の起草）についての検証及び今後必要となる促進策。 ・活動の軌道修正の有無、内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動実績表 ・研究会開催実績表 ・実施運営総括表 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家によると、活動の軌道修正は適切に行われている。起草支援はベトナム国家の立法スケジュールの影響を直接受け、これに適合させなければならない。例として、2005年に首相指示もあって、不動産登記法の立法スケジュールが大幅に延期されたことがあげられる。このため、活動内容も首相指示に従い、法案の設計段階に戻って作業をやり直す措置をとった。 								

実施プロセスの検証				<ul style="list-style-type: none"> 立法スケジュールが変更された理由としては、ベトナム内部での意見集約が困難、あるいは立法をしても実施体制が伴わないなどの判断があったからである。このような事由があった場合、国会の指示あるいは、省庁の請訓に基づいて政府・国会が指示し、立法スケジュールの変更が行われるものであり、プロジェクトが関与できるような事柄ではない。 不動産登記法のスケジュール変更については、政府部内（省庁間）で法案の概念構成についての意見対立が深刻であることを受けて、首相が司法大臣に草案の再考を促し、司法大臣が草案提出時期までに意見集約を図ることは困難であると判断し、政府に不動産登記法を2005年の立法スケジュールから外すよう請訓を出し、これが認められたという経緯である。 これを受けて、C/P機関担当局である担保取引登録局は、司法大臣の指示に基づき、草案の設計・構成段階に戻ることを決め、プロジェクトオフィスとしても、この決定に即して、担保取引登録局長と協議のうえ、ワークショップの内容を大幅に変更する措置をとった。 このように、重要事項に関するプロジェクトの意思決定プロセスは、独自で行うのではなく、ベトナム国家の意思決定に基づいて行っている。
	<p>技術移転の方法に問題はなかったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本・ベトナム双方の作業部会の活動状況 作業部会による法案起草作業促進、専門家による助言・指導、書面によるコメント付与、ワーキングセッション、セミナー、JICA-Net、本部研修、その他の技術移転手法（協力形態）の有効性（利点、欠点）についての評価 	<ul style="list-style-type: none"> 実施運営総括表 専門家のコメント 	<ul style="list-style-type: none"> 資料レビュー 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> <u>日本・ベトナム双方の作業部会</u>：きわめて有効であり、ベトナムの場合には、法案起草への協力において必要不可欠な技術移転方式であると考えられる。 <u>長期専門家による助言・指導</u>：有効である。長期専門家は、ベトナムの起草グループと日本の作業部会との間の連絡調整役を担っている。ベトナム側から法案作成に対する日常的な助言コメント、資料提供などを受けて迅速で適切に対応しなければならない。この活動は国内作業部会の機能を補完するものとして不可欠である。また、長期専門家は日本側コメントとベトナム側理解が食い違う際にその食い違いを解消する役割を負っている。日本・ベトナム双方間の適切な理解を促すことに長期専門家の存在は不可欠である。

		<ul style="list-style-type: none">・ベトナム側 C/Pコメント・各種の成果評価報告書・ベトナム側関係者の発現・報告・作業部会の議事録等	<ul style="list-style-type: none">・ <u>書面による草案へのコメント付与方式</u>：書面によるコメントは、情報の正確な伝達の点でメリットがある。ワーキングセッションや現地セミナー等の討議形式の技術移転に加え、書面によるコメントも重要であり、有効である。また、仕事上の都合等で必ずしも全会議には参加できないC/P機関人員にとってはなくてはならない活動である。・ <u>ワーキングセッション</u>：長期専門家によるワーキングセッションは、数少ない現地セミナーやJICA-Net会議あるいは本邦研修を補完する機能や、ベトナム側の考え方を吸収し、これを整理して日本側の検討に供する機能があり、重要である。ワーキングセッションにおいて行われる双方向的な議論は、日本側からのコメントをわかりやすく伝えることができるほか、草案の背景（ベトナム側の事情）等を理解し、それを日本側のコメントにフィードバックできる機能を有する。このような双方向的な議論は、よりよい法案づくりに大きく貢献しているものと評価できる。また、ワーキングセッションの実施を担当するのは常駐専門家であるため、緊急に必要な場合でも機動的に開催することができるという利点がある。・ <u>現地セミナー</u>：日本から各分野の専門家を招いて直接議論することは、ベトナム側担当者にとってインパクトが大きく、日常的なコメントの提供等と相互補完的に成果の達成に貢献しているものと評価できる。また、日本側専門家にベトナムの現状を知る唯一の機会といえる。・ <u>JICA-Net</u>：現地セミナーや本邦研修の補完として機能し、かつ、書面コメントについての補足的説明を行うに際し有益であった。・ <u>本邦研修</u>：本邦研修の最大の利点は、集中的に複数の国内専門家の講義等を受けられること、国内施設等を訪問して日本側の話を聞けることに加え、他の仕事に悩まされずに技術移転を受けることに集中し、濃密な討議ができることであった。特に、集中的な作業を必要とする起草活動については、この点が利点の一つとなる。日本の高度な法制度を実感できる場として、技術移転方法としてはインパクトの強い、きわめて
--	--	---	--

			<p>有効な方法である。他方、参加人員に限られるため、参加者にとっては他の方法に比べて奥の深い技術移転が可能となる一方、成果がベトナム国内で他の者に（特に直接のC/Pではない機関の人員等に）伝播しにくいという短所がある。</p> <p>また、日本研修に参加経験のあるC/P機関関係者は本邦研修について概ね満足しているが、改善すべき点については次のような指摘がある。①グループディスカッションを行う機会を増やし、また講師が説明を繰り返すことを避けるために説明資料を事前に参加者に配布すること、②参加者が出国する前に研修内容の全体が把握できるように関係資料を事前に配布すること、③室内学習時間を減らして、1週間当たりの休み時間を半日程度増やすとともに、日本文化について新しい発見ができるように探検の機会を増やし、また日本の司法制度の実態を肉眼で確認できるように関係機関を見学する機会を増やすこと。</p>
	<p>・技術移転は各コンポーネント、C/P担当部局の性質によってどの程度の差異が生じたか。</p>		<p>・民法及び民事訴訟法に対して、判決執行法は、もともと「執行」の制度・概念について日本・ベトナム双方にかなりの差異があるうえ、日本法の情報がさほど豊富には提供されておらず、かつ、起草グループにやや保守的な傾向が見られること、更には、「執行」の問題は、ベトナムにおいては社会各層の利害関係が対立する場面であって、立法作業自体が難度の高いものであること、また、同分野に対する日本の関与が始まって日が浅いことなどの諸要素が影響し、技術移転の程度は民法や民事訴訟法に比していまだ低いといわざるを得ない状況にある。これらの差異は、最終的には立法の遅延あるいは不十分な立法となって目標達成に影響を及ぼす。適切な民法・民事訴訟法ができあがっても、適切な執行法がなければ最終的な権利の実現はおぼつかず、法制度としては不備であるといわざるを得ないからである。</p>
	<p>・日本側が提供したコメントや助言、資料等の有効性（反映される状況・利用される状況等）。</p>		<p>・ベトナム側は、常に日本側コメント・資料をそのまま鵜呑みにするわけではない。慎重に検討し、他国の法令や他国ドナーのコメント等とも比較しながら、ベトナムの制度・社会情</p>

			<p>勢等に合わせて取り入れるべきものは取り入れていくのである。コメントの中には、そのまま受け入れられ、法案等に反映されたもの、ベトナム社会に合わせた修正を加えたうえで取り入れられたもの、そして取り入れられなかったものがある。数値的に反映の程度を測定することは困難であり、かつ安易な数値化は禁物である。成立した法令を日本側作業部会等で慎重に検討して結論を出すべき事柄である。</p>						
			<ul style="list-style-type: none"> ・当プロジェクトは、法案起草作業というC/Pの本来業務を手伝っているのであって、C/Pが主体となって進められているもので、主体性は高い。 ・MOJ担当職員に加え、大臣及び次官にもプロジェクトの進捗に関心を抱いていただいております、認識はきわめて高いといえる。 ・プロジェクトオフィスとベトナムの各ワーキンググループとの関係は次のようなものであり、良好なものである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="1249 756 1464 1018"> <p>「改正民法」にかかわる草案起草作業部会</p> </td> <td data-bbox="1464 756 2002 1018"> <p>同法案の起草作業を担当する「改正民法草案起草作業部会」は、フェーズ2から継続して活動している。日常的なコミュニケーション、本邦研修、ワーキングセッション等におけるC/P担当部局の対応等から鑑みると、プロジェクトオフィスと同作業部会との信頼関係が良好であると判断される。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 1018 1464 1206"> <p>「知的財産法」にかかわる草案起草作業部会</p> </td> <td data-bbox="1464 1018 2002 1206"> <p>同法案の起草作業部会には「改正民法草案起草作業部会」のメンバーのほかに、「国家知的財産権局」のメンバーが入っている。プロジェクトオフィスと同作業部会との関係は希薄である。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 1206 1464 1391"> <p>「民事訴訟法」にかかわる草案起草作業部会</p> </td> <td data-bbox="1464 1206 2002 1391"> <p>民事訴訟法については、ほとんど「(日本国内の)民事訴訟法共同研究会」が直接対応しており、現地プロジェクトオフィスは主として事務的な面で関与したのみである。フェーズ当初に活動経費の問題で若干の行</p> </td> </tr> </table>	<p>「改正民法」にかかわる草案起草作業部会</p>	<p>同法案の起草作業を担当する「改正民法草案起草作業部会」は、フェーズ2から継続して活動している。日常的なコミュニケーション、本邦研修、ワーキングセッション等におけるC/P担当部局の対応等から鑑みると、プロジェクトオフィスと同作業部会との信頼関係が良好であると判断される。</p>	<p>「知的財産法」にかかわる草案起草作業部会</p>	<p>同法案の起草作業部会には「改正民法草案起草作業部会」のメンバーのほかに、「国家知的財産権局」のメンバーが入っている。プロジェクトオフィスと同作業部会との関係は希薄である。</p>	<p>「民事訴訟法」にかかわる草案起草作業部会</p>	<p>民事訴訟法については、ほとんど「(日本国内の)民事訴訟法共同研究会」が直接対応しており、現地プロジェクトオフィスは主として事務的な面で関与したのみである。フェーズ当初に活動経費の問題で若干の行</p>
<p>「改正民法」にかかわる草案起草作業部会</p>	<p>同法案の起草作業を担当する「改正民法草案起草作業部会」は、フェーズ2から継続して活動している。日常的なコミュニケーション、本邦研修、ワーキングセッション等におけるC/P担当部局の対応等から鑑みると、プロジェクトオフィスと同作業部会との信頼関係が良好であると判断される。</p>								
<p>「知的財産法」にかかわる草案起草作業部会</p>	<p>同法案の起草作業部会には「改正民法草案起草作業部会」のメンバーのほかに、「国家知的財産権局」のメンバーが入っている。プロジェクトオフィスと同作業部会との関係は希薄である。</p>								
<p>「民事訴訟法」にかかわる草案起草作業部会</p>	<p>民事訴訟法については、ほとんど「(日本国内の)民事訴訟法共同研究会」が直接対応しており、現地プロジェクトオフィスは主として事務的な面で関与したのみである。フェーズ当初に活動経費の問題で若干の行</p>								

				<p>き違いによる感情的対立が生じた場面もあったが、関係修復は迅速に行われ、その後は全く問題はなかった。</p> <p>「破産法」にかかわる草案起草作業部会</p> <p>民事訴訟法と同じ。</p>
<p>実施機関やC/Pのプロジェクトに対する認識は高いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MOJのプロジェクト関係部局の職員、幹部のプロジェクトに対する認識、主体性、参加度についての評価 ・SPCのプロジェクト関係部局の職員、幹部のプロジェクトに対する認識、主体性、参加度についての評価 ・ベトナム側の作業部会へのメンバーの認識、参加度についての評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書 ・実施運営総括表 ・専門家のコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家によると、C/P実施機関の権限、責任は明確かつ適切である。問題が生じた場合の相談相手に付き迷うことはなかった。MOJでは、マネジメントの面ではガット局長、内容の面では各起草グループを率いる局長に相談すれば大抵のことは片づいた。SPCでは、クオン裁判理論研究所長がマネジメント・内容面のいずれについても相談相手であり、権限、責任は常に明確であった。 ・日常のマネジメントは、プロジェクトオフィスとC/P機関窓口担当者で行っており、上位の責任者の手を煩わせることはほとんどないが、窓口担当者からは常に責任者に報告が上がっており、責任者自身は必要なときには常に迅速に対応してくれ、この面で問題があるようなことはほとんどなかった。 	
<p>適切なC/Pが配置されたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C/Pの配置（人選、人数、能力）の適切性 ・ベトナム側ワーキンググループの編成（人選、人数、能力）の適切性 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家のコメント ・作業部会の議事録等 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・C/Pの人員配置が適切である。いずれの起草グループも全く問題はない。特に、SPCのC/Pとして質の高い人員が配置されている。 	
<p>プロジェクトの実施過程で生じている問題や、効果発現に影響を与えた要因は何か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの実施過程で生じた問題の検証 ・効果発現に影響を与えた要因の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書 ・専門家のコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家によると、司法大臣、司法省次官、最高人民裁判所副長官が要所々々で関与しており、プロジェクト担当者からの報告も上がっていて、認識は高い。 	
<p>プロジェクト目標の達成</p> <p>プロジェクト目標は達成されるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「立法関連部局職員の能力強化」についての評価 ・「民商事関連基本法」の内容（市場経済性）についての評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・成立法の評価書 ・専門家コメント ・C/Pコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・サブ・プロジェクトAについては、予定される4つの成果のうち成果1～3は達成されているが、成果4は協力期間終了までに達成されないと見込まれている。 ・プロジェクト目標の「立法関連部局職員の能力強化」の部分については、定量的な評価が難しいが、関係者の定性的な評価では、達成されているといえる。プロジェクト開始時と比 	

				<p>べて、C/Pの知識・能力が非常によく成長してきていると評価できる。ワークショップ等における基本的法概念を全く無視したような発言や質問が開始時に多かったが、近時ではきわめて有効な議論ができるようになってきている。また、条文表現も適切なものとなってきている。法整備の根幹にかかわりをもつ国会の常任理事会、法務委員会の国会議員の多くは市場経済と整合する法的枠組みを概ね理解するようになってきている。これはベトナム側関係者が主体性で「市場経済化と整合性のある民商事関連の基本法」を制定することに重要な基礎条件である。本プロジェクトの実施によりこの基礎条件がかなりの程度まで整備されたと考えられる。</p>
	<p><u>因果関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトプットはプロジェクト目標を達成するために十分であったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家コメント ・C/Pコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家によると、ベトナムにおける「民商事関連の基本法」には、本プロジェクトに含まれていない法律も多々存在している。本プロジェクトの成果が全部達成できても、他の関連基本法令が整備されなければプロジェクト目標が完全に達成されることはない。 ・しかし、プロジェクト目標は完全に達成されなくても、根幹となる部分は達成しうようになってきている。また、すべての成果はプロジェクト目標の達成に有効に貢献していると思われる。
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプットからプロジェクト目標に至るまでの外部条件（国会議員が市場経済と整合する法的枠組みを理解すること）は、現時点においても正しいか。 ・外部条件の影響はあったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家コメント ・C/Pコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・この外部条件が満たされているか否かを正確に把握することは困難である。しかし、法整備の根幹にかかわりをもつ国会の常任委員会、法務委員会の構成員である国会議員の多くはこの法的枠組みを概ね理解していると推察する。外部条件の充足は不十分とはいいながら、プロジェクト目標達成に深刻な影響を及ぼすものではない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト目標達成の阻害・貢献要因は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成立法の評価書 ・専門家コメント ・C/Pコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム側関係者によると、プロジェクト目標達成の貢献要因として次のことがあげられる。 <ol style="list-style-type: none"> ①プロジェクト目的はベトナムのニーズ（法整備及び司法制度改革）に合致していること ②日本人長期・短期専門家は経験が豊富であり、それぞれの担当分野に係る専門能力が高いこと ③日本・ベトナム両国の関係者間の関係が良好であること

				<p>④プロジェクトオフィスとC/P機関間のコミュニケーションが良好であること</p> <p>⑤日本・ベトナム双方のワーキンググループメンバーが尽力したこと</p> <p>⑥プロジェクトの調整役を担当する日本人専門家、MOJの国際協力部が積極的活動したこと。</p> <ul style="list-style-type: none">• 一方、プロジェクト目標達成の障害要因についてベトナム側関係者は次のように指摘した。日本・ベトナム両国の法体系の整備レベルの違い（ベトナムの法体系がまだ整備途上であり、市場経済に適合する基本法令がまだ欠けており、ベトナム法曹界関係者の法思考・法理論が未熟）が最大の障害要因である。このため、ベトナム側関係者が日本側からのコメントや説明について正確に理解できない場面があったと報告されている。• また、セミナー等の活動の効果を最大限に発揮させるためには、あらかじめ作成した活動計画に固執せず、ある程度の柔軟性が必要である。活動開始前に、双方関係者がその活動の事前評価及び内容修正の必要性について協議すべきである。これに、プロジェクト実施過程で、状況に合わせて活動計画が修正できるようにルールをあらかじめ規定しておくことが望ましいとベトナム関係者からの指摘があった。• PDMに明示されていないが、日本国内の共同研究会委員の方々の貢献として、特に効果があったのは、JICA-Netを活用して会議やワークショップを開催することがあげられる。ただ、これも本邦研修や現地セミナーの補完的な機能を果たすものである。• プロジェクト目標達成に特に効果があった外部要因としては、2005年に発表した共産党中央委員会の第48号決議及び第49号決議であり、プロジェクト活動を大きく加速させる要因となっている。• また、外部要因としては他国ドナーの協調もプロジェクト目標達成に大いに貢献している。
--	--	--	--	--

<p>効率性</p>	<p><u>アウトプットの産出</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトプットの産出状況は適切か。 <p><u>因果関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトプットを産出するために十分な活動であったか。 ・活動からアウトプットに至るまでの外部条件「ベトナム作業部会メンバーが市場経済と整合する法的枠組みを理解すること」は、現時点においても正しいか。 ・外部条件の影響はあったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書 ・実施運営総括表 ・専門家のコメント ・作業部会の議事録等 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・PDMに設定された活動項目は成果達成に概ね適切である。 ・例外として、不動産登記法の法案起草に関してベトナムの実際の不動産登記を行う組織・活動の実態調査が必要であったが、同調査についてはPDMに明示されておらず、若干問題であった。長期専門家によると、実際には、双方が検討した結果、同調査を補完的に実施し、同法の法案起草に大いに貢献した結果となった。 ・ベトナム側作業部会メンバーは、プロジェクト活動の進捗とともに市場経済と整合する法的枠組みについて深く理解するようになっている。外部条件はプロジェクト活動にとって特に問題は生じていない。 ・PDMでは、「ベトナム作業部会メンバーが市場経済と整合する法的枠組みを理解すること」を外部条件として設定しているが、この「理解」はプロジェクト活動の実施につれて現れてくる成果の一つであり、プロジェクト活動と密接に関係があるため、この「外部条件」の設定が適正でないと、長期専門家が指摘している。
	<p><u>タイミング</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動を行うために過不足ない量・質の投入が、タイミングよく実施されたか。 ・活動はタイミングよく実施されたか。 			<ul style="list-style-type: none"> ・投入は、プロジェクト初期における長期専門家の欠員を除いて概ね適切で適時に行われていると評価されている。 ・プロジェクト開始初期においては長期専門家に欠員が生じた。長期専門家は、2003年7月初めから2004年3月末までの8か月間に2人体制、2004年4月初めから同年5月上旬までの1.2か月間に1人体制であった。業務調整専門家が着任したのはプロジェクト開始後一年が経過した時（2004年7月下旬）であった。このように長期専門家の派遣遅れが、プロジェクト初期における活動に支障を来たしたほか、C/P機関との信頼関係に悪影響を及ぼしたと指摘されている。 ・短期専門家の派遣については、主に現地セミナー実施を目的としているものであり、概ね適切に行われていると評価されているが、現地セミナーの需要は当初予想したよりも大きく、人選・派遣回数は特に立法支援の分野で過少であったという指摘がある。

				<ul style="list-style-type: none"> ベトナム側のC/Pの配置は概ね適切であり、プロジェクト活動に支障を来たすことがなかった。 ベトナム側作業部会の編成は概ね適切であった。(注、法案起草作業についてのベトナム側作業部会の編成は当プロジェクトのために行われるのではなく、法案起草の際には必ず首相命令・大臣指示等に基づき編成される法定のものである。)
	<p><u>コスト</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 類似プロジェクトと比較して、アウトプットは投入コストに見合ったものか。 類似プロジェクトと比較して、プロジェクト目標の達成度は投入コストに見合ったものであるか。 			<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトのコストパフォーマンスがかなり高いと評価されている。各活動担当者がコストを最小限度に押さえるように常に心がけている。 長期専門家及び研究会委員からの指摘であるが、通訳・翻訳の人材及び予算配分を増やす努力が必要であるという。通訳・翻訳の人材・予算が不足であったため、具体的な活動の際に支障が生じたり(例えば、現地セミナーにおいて、日本→英国→ベトナムの二重通訳を余儀なくされたことがある)、翻訳費用がないためにコメントを割愛せざるを得なくなったり、あるいはベトナム語の文書の内容がわからないなどの問題が生じたことと長期専門家からの指摘があった。
インパクト(予測)	<p><u>上位目標(市場経済に適合した法制度の基盤が構築される)達成の見込み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 投入・アウトプットの実績、活動の状況に照らし合わせて、上位目標は、プロジェクトの効果として発現が見込まれるか(事後の評価で効果の検証ができるか)。 上位目標の達成によりベトナムの社会経済開発計画(市場経済への移行、国際経済への統合)へのインパクトは見込めるか。 上位目標の達成を阻害する要因はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動報告書 実施運営総括表 専門家のコメント 作業部会の議事録等 国会広報 次期のベトナム社会経済開発5カ年計画案 	<ul style="list-style-type: none"> 資料レビュー 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> サブ・プロジェクトAについては、プロジェクト終了数年以内(2010年頃まで)に上位目標が達成すると予想される。これは、民法、民事訴訟法、知的財産法、破産法が既に制定済み、他の法令もすべて遅くとも2007年中に成立が見込まれ、2010年までには民商事分野に限らず、ほとんどの必要法令が出揃うものと予想されるからである。 本プロジェクト実施により、ベトナムにとってはきわめて重要な法典とされる「民法」が適切に改正され成立された。これは、ベトナムの改革開放政策、法体系整備戦略の実施を背後から支える重要な基礎づくりである。ベトナムの法治国家の実現、投資環境の改善に資することにより外国投資の誘致に大きなプラスインパクトを与えていると考えられる。 改革開放政策が変わらない限り大きな阻害要因はないと想定する。小さなものとしては、ベトナム国家機関の官僚主義的傾向、縦割り意識や基礎法学の未発達があげられるが、これらの改善は法整備支援の副次的目的でもあり、「阻害要因」で

<p><u>因果関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位目標とプロジェクト目標は乖離していないか。 ・プロジェクト目標から上位目標に至るまでの外部条件「他の法案が法案起草5ヵ年プログラムで予定のとおり起草・成立される」は、現時点においても正しいか。 ・外部条件が満たされる可能性は高いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家のコメント ・C/Pコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<p>はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDMでは上位目標の達成度を計るために、「法案起草5ヵ年プログラム」とおり、民法及び民商事関連法が制定される」との指標を設定しているが、この指標は数年後（2010年末頃）までに達成すると予測する。 ・法制度整備に関して、ベトナムは、2005年5月及び6月の共産党中央委員会第48号・49号決議において、さらに意欲的に推進する方向性を明確に打ち出している。 ・外部条件の中に示している「法案起草5ヵ年プログラム」はベトナムの状況に応じて政府・国会の指示により修正され変化しているものである。したがって、プロジェクト開始時の「5ヵ年プログラム」は現在有効なものではなく、それを「外部条件」とすることが適正でないと考えられる。 ・ベトナムの法体系へのインパクトとしては、支援の対象が民事の基本法であったことから、これらの基本法に整合する形で、関連する法律・制度等が形成・変更されていくことである。プロジェクト成果は確実的にベトナムの法体系全体にインパクトを与えている。
--	---	---	---

評価グリッド3－ベトナム法整備支援プロジェクト（フェーズ3）終了時評価調査（サブプロジェクトB）

視点	評価設問	情報源	調査方法	調査結果	
実績の検証	<p>・アウトプットは計画通り産出されたか。</p> <p>①法曹養成機関の研修カリキュラム及び教科書の改善（主管：JA、SPC、SPP）</p> <p>②判決書の標準化及び判例情報システム整備（主管：SPP、LPTS（JA））</p> <p>③VNU日本法コース（主管：VNU法学部）</p> <p>活動は計画通りに実施されたか。</p> <p>・遅れている活動についての検証及び今後必要となる促進策</p> <p>・活動の軌道修正の有無、内容</p>	<p>・実施運営総括表</p> <p>・判決様式</p> <p>・専門家のコメント</p> <p>・C/Pコメント</p>	<p>・資料レビュー</p> <p>・質問票</p> <p>・ヒヤリング</p>	<p>・PDMでは予定される成果及びそれぞれの成果の達成状況は次のとおりである。</p>	
				<p>予定される成果</p>	<p>達成状況及びプロジェクト目標達成への影響程度等についてのコメント</p>
				<p>①統一的な新規法曹の養成機関（国家司法学院）の設立を視野に入れ、その機関を構成することになる既存の研修機関のトレーニングプログラムや教材が改善される。</p>	<p><u>成果はある程度達成</u></p> <p>司法学院で利用する予定の「法曹三者共通カリキュラム」は、2005年10月に完成している。4冊のテキストブックは現在執筆中であるが、そのうちの2冊は協力期間中（2006年6月30日まで）には作成完了が困難であると見込まれる。また、SPPをC/Pとする「検察官マニュアル 捜査・第一審公判編」の最終草稿が完成され、プロジェクト協力期間内にその印刷が終了すると見込まれている。</p>
<p>②判決様式が標準化され、すべての法曹にとってアクセス可能な判例情報が整備される。</p>	<p><u>成果はある程度達成</u></p> <p>・判決様式標準化のための「判決書マニュアル」については、既に原稿が完成し、現在、SPC副長官の決裁に上がっている。順調に決裁が下りれば、直ちに印刷にかかる準備が整っている。ただし、このマニュアルを普及化する目的で地方の裁判官を対象に行う予定の研修はプロジェクト期間内に十分に実施できない可能性がある。</p> <p>・判例整備については、本年（2006年）5月中旬に開催予定の現地セミナー</p>				

				<p>が、最初の本格的な活動となる。これは、日本・ベトナム両側とも、判決書マニュアル作成を優先させるべきであると考えていたこと、SPC側関係者が多忙であったこと、また他ドナーのプロジェクトも同時並行していたことから、判例整備に係る活動開始が遅れたのである。</p>
			<p>③ベトナム国家大学ハノイ校における学生が日本法についての理解を深めると共に、講師が育成される。</p>	<p><u>成果はある程度達成</u> (詳細は評価グリッド4参照)</p>
	<p>技術移転の方法に問題はなかったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本・ベトナム双方の作業部会の活動状況 ・作業部会によるカリキュラム、テキスト等の作成作業、専門家による助言・指導、書面によるコメント付与、ワーキングセッション、セミナー、JICA-Net、本部研修、その他の技術移転手法（協力形態）の有効性（利点、欠点）についての評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施運営総括表 ・専門家のコメント ・各種の成果評価報告書 ・ベトナム側関係者の発現・報告 ・作業部会の会議記録等 ・日本側作業部会メンバーのコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<p><u>長期専門家による助言・指導</u>：きめ細やかで臨機応変な援助が可能となり、ベトナム側としても、わからないところを直ちに現地専門家に質問できるので、非常に有効である。</p> <p><u>書面による草案へのコメント付与方式</u>：JAのテキストブック（サブ・プロジェクトB1）、SPCの判決書マニュアル（サブ・プロジェクトB2）、のいずれに関しても、書面によって、項目ごとに問題点を指摘し、代替案を提示するなどのコメント方式を採用した。その結果、テキストブック及びマニュアルが概ねコメントに沿って改訂されている。また、日本側に意見を受け容れられない場合には、コメント付与後の草案において、ベトナム側が理由を述べたり、その旨の意見を記載したりするなどの対応が見られた。したがって、書面によるコメント付与方式は、相当有効に機能しているものと考えられる。</p> <p>しかし、コメント付与方式について改善すべき点も少なくないと日本国内の共同研究会委員からの指摘があった。特に、適切なコメントを提出するためには論点の背景を把握する必要があるため、ベトナム側が質問を出すとき、質問にかかわる背景（ベトナムで具体的に何をしようとしているのか）についての説明を添付することが望ましい。日本・ベトナム関</p>

			<p>係者に基本情報が共有されず、意思疎通が不十分であれば、質問を誤解して回答するなど、非効率を招く恐れがあるという。</p> <p>また、課題によっては、国内研究会の書面コメントにこだわらず、現地長期専門家による助言を中心とし、国内研究会は長期専門家をサポートするような支援形態のほうが効率的であるという意見も研究会委員から出された。</p> <p><u>ワーキングセッション</u>：長期専門家のプレゼンテーションを前提として、参加者と議論することにより、ベトナム側の多様な問題意識や意見を感知しつつ、こちらの意見を浸透させることができ、非常に有益である。ただし、サブ・プロジェクトB1、B2とも、ベトナム側のメンバー（教官や裁判官などの法律実務家）が多忙であるため、頻繁に招集をかけて確実にワーキングセッションを開くのが難しく、回数が限定され、あるいは、何度か期日を変更せざるをえない事態が生じた。</p> <p><u>現地セミナー</u>：経験豊かな裁判官や弁護士、著名な学者などを短期専門家として招いて、講義を行う機会であり、また、ベトナム側からの質問に対して直接に答える機会である。また、普段の長期専門家によるワーキングセッションには参加できない地方から参加者に対しても働きかけることができ、有益である。</p> <p><u>本邦研修</u>：テキストブックの執筆に関する議論や判決書マニュアルの改善等の課題を一定期間内に集中して取り組むことができるうえ、日本の関係機関（裁判所、司法研修所等）を訪問して、見学、交流が可能であることから、まとまった成果を上げられものである。ただし、本邦研修に参加した者から参加しなかった他の者への知識、情報の伝播が、十分になされていないように推察される。</p> <p>また、日本国内の共同研究会委員からの意見であるが、本邦研修は日本・ベトナム関係者の互いの共通認識・理解を深める点で意義のある支援であるという。ただし、研修者は具体的な目的意識（例えば、教材の作成）をもつことが大切であり、総括的な話しだけでは十分な成果を得ることができない</p>
--	--	--	---

				と指摘されている。 これに、法曹養成の分野では、現地長期専門家が支援の主体となり、現地専門家も本邦研修に同行して参加することは、人的関係を深め、ワーキングセッションと本邦研修との連携を強めるメリットがあるという意見が研究会委員から出された。
実施プロセスの検証	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムやテキスト等の作成過程で、日本側のコメント、提供参考資料はどのように利用・反映されるか。 日本側が提供したコメントや助言、資料等の有効性（反映される状況・利用される状況等） 			<ul style="list-style-type: none"> 判決様式標準化、判決書マニュアル作成等の過程で、日本側が提供したコメント、資料等は大部分が採り入れられた。ベトナムの実務的な慣行などのため、どうしても採り入れられない部分については、その理由について説明がなされた。
	<ul style="list-style-type: none"> JA、SPP、SPCのプロジェクト関係部局の職員、幹部のプロジェクトに対する認識、主体性、参加度についての評価 ベトナム側の作業部会へのメンバーの認識、参加度についての評価 	<ul style="list-style-type: none"> 活動報告書 実施運営総括表 専門家のコメント 日本側作業部会メンバーのコメント 	<ul style="list-style-type: none"> 資料レビュー 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> 長期専門家によるワーキングセッションや短期専門家による現地セミナーにおいては、SPC、JA等のC/P機関の関係者からも必ずプレゼンテーションを行い、日本・ベトナムが対等に議論することを求めるなど、積極的な参加姿勢が見られた。 責任者のプロジェクトマネジメントへの参加の度合いは比較的高い。特に、サブ・プロジェクトB2については、活動計画の練り直し等、プロジェクト運営上重要な事項について協議する必要がある場合には、SPC責任者が長期専門家の面談要請に対して非常に積極的に応じてくれた。
	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトオフィスとベトナム側ワーキンググループとの関係 ベトナム側ワーキンググループの編成（人選、人数、能力）の適切性 C/Pの配置（人選、人数、能力）の適切性 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家のコメント 作業部会の会議記録等 	<ul style="list-style-type: none"> 資料レビュー 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトオフィスとワーキンググループとの関係は次のとおり良好である。 ①法曹強化作業部会 具体的な活動計画についての打合せ等に関して、長期専門家とベトナム側ワーキンググループの担当者との間で、頻りに書簡や電子メールをやり取りしている。また、必要があれば、上記担当者がプロジェクトオフィスを訪れて議論するなどして、意思疎通を促している。日本側のプロジェクトに対する姿勢がベトナム側に評価され、相互信頼関係がかなり強いと評価できる。 JAのテキストブック作成の作業部会メンバーは、JAの教官だ

			<p>けではなく、SPC、SPP、弁護士会及び大学から関係者も依頼されている。メンバーは、それぞれの本来業務で多忙であるため、ワーキングセッションの定期的な開催や、迅速な執筆作業の進行が難しく、テキストブックの作成は当初の活動計画よりも遅れている原因になっている。しかし、質の高いカリキュラムやテキストブックの作成をめざす以上、ある程度の能力及び地位のある方々の執筆によらなければならない、そのような作業部会の編成はやむを得ないという意見が長期専門家から出された。</p> <p><u>②判決様式標準化作業部会</u></p> <p>基本的には上記①に記載した事情と同様であるが、さらに、判決書マニュアル作成の過程では、相当多忙な最高人民裁判所判事（しかも、SPC労働裁判所長、SPC経済裁判所長、SPC裁判理論研究所副所長など）が、長期専門家と協議するために時間を割いて、熱心に議論するなど、非常に誠実な姿勢を示した。</p> <p>判決書マニュアル作成の作業部会についても、そのメンバーは主に多忙なSPCの判事であったことから、定期的かつ多数回にわたってワーキングセッションを開くことは困難である。そのため、ベトナム側からの申出により、フェーズ3の3年目後半から、書面コメントの提出、及び長期専門家と執筆責任者とのミーティングを活動の中心とするようになった。協力方式を変更した結果、判決書マニュアル等の執筆作業が加速されるようになったという意見が長期専門家から出された。</p> <p>・C/Pの人員は適切に配置している。サブ・プロジェクトB1については、JA専属の教官のほか、裁判官、検察官及び弁護士といった実務家のパートタイム教官も含まれており、数、質、職種、専門分野のいずれも、適切な人員が配置されているといえる。また、サブ・プロジェクトB2については、きわめて能力及び地位の高い最上級裁判所の裁判官を含むなど、非常に贅沢な人員配置となっているという評価が長期専門家からあった。</p>
--	--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム実施機関のオーナーシップについて 	<ul style="list-style-type: none"> 活動報告書 専門家のコメント 	<ul style="list-style-type: none"> 資料レビュー 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関の権限、責任は明確かつ適切である。サブ・プロジェクトB1の責任者はJAの学院長、同B2の責任者はSPC裁判理論研究所の副所長であり、非常に明確かつ適切である。
有効性	<p><u>プロジェクト目標の達成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト目標は達成されるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家コメント C/Pコメント 	<ul style="list-style-type: none"> 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> サブ・プロジェクトB1については、法曹三者共通カリキュラムの作成が2005年10月に終了しており、また、2007年3月までには、テキストブック4冊がすべて完成する予定である。また、「検察官マニュアル 捜査・第一審公判編」の最終草稿が完成され、プロジェクト協力期間内にその印刷・配布することが見込まれている。 サブ・プロジェクトB2については、判決書マニュアルが2006年6月に印刷・配布することが見込まれているが、判例整備については、その活動が協力期間中に完了することができない。このため、実務に出たあとの法曹が、裁判例にアクセスして、そこから知識や思考方法を吸収し、実務の指針としたり、また、研究材料として活用したりして、さらに実務能力を高め、法曹としての質を向上させていくといった過程を保障できないことになる。 プロジェクト協力期間中に、JAという法曹養成機関が立ち上げられ、JAで法曹三者の養成が始まったこと、そのカリキュラムについても日本側の意見が相当程度反映されていることにより、プロジェクト成果は当初予想のとおり上げているという評価が共同研究会委員から出されている。
	<ul style="list-style-type: none"> プログラム開始時と比べてC/Pの知識・能力の向上レベル、成長状況はどの程度と見られるか。 			<ul style="list-style-type: none"> サブ・プロジェクトB1、B2とも、働きかける対象が教官、裁判官などであり、元来、知識・能力のレベルが相当高い方々である。 長期専門家からの評価であるが、ワーキングセッション等において、個々の参加者の発言内容や日本側に対する質問内容から、両サブ・プロジェクトのC/P機関及びその構成員とも、ワーキングセッション、現地セミナー等を重ねるたびに、日本側の法理論を咀嚼、吸収してきていると推知できるものである。

<p><u>因果関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトプットはプロジェクト目標を達成するために十分であったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家コメント ・C/Pコメント ・作業部会の議事録等 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての成果はプロジェクト目標の達成に有効に貢献していると認められる。法律実務家の向上を図るためには、法曹の卵である大学生の教育、法律実務家になるための教育、そして、実務に出たあと、実際に判決書を起案する、あるいは、判例を検討するといった自己研鑽が必要であるといえる。それらを保障するためには、VNUにおける成果（サブ・プロジェクトB3）、JAにおける成果（サブ・プロジェクトB1）、SPCにおける成果（サブ・プロジェクトB2）が、いずれも欠けることなく、有機的に連結していなければならない。したがって、サブ・プロジェクトBの各成果は、目標達成に有効に貢献するよう設定されていると考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプットからプロジェクト目標に至るまでの外部条件「現職裁判官が判決書の新規書式に盛り込まれている考え方を理解すること」は、現時点においても正しいか。 ・外部条件の影響はあったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家コメント ・C/Pコメント ・作業部会の議事録等 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部条件が示している「…考え方を理解すること」は、プロジェクト内でコントロール可能なはずであり、それを外部条件として設定することについては適正でないと考えられる。これは、ベトナムにおける判決書マニュアルを作成する以上、そこに盛り込まれるべき「考え方」は、ベトナム側の裁判官が一般に理解しているものであるか、あるいは、それが新しい考え方であったとしても、同裁判官に理解可能な形で盛り込まれるものであると考えられるからである。
<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト目標達成の阻害・貢献要因は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家コメント ・C/Pコメント ・作業部会の議事録等 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家によると、PDMには記載されていないが（プロジェクトの実施過程で工夫したことなどで）プロジェクト目標達成に著しく貢献した事項としては、サブ・プロジェクトB2において国内委員会とともに行った判決書マニュアル及びサンプル判決書に対する書面によるコメント付与である。何度かコメントするたび、その内容を明らかに反映した改訂がされ、判決書マニュアル等の質が向上していった。
<p><u>因果関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトプットを産出するために十分な活動であったか。 			<ul style="list-style-type: none"> ・サブ・プロジェクトB2（判決書マニュアル及びサンプル判決書の作成）も、B1（カリキュラム及びテキストブックの作成）と同様、書面によるコメント付与が実際に必要であったが、PDMにはその活動項目が欠けていた。いずれも国内委員会と共同して活動を行ったが、その際、国内委員会の意見をベトナム側に伝達する手段として、書面によるコメントの方式が必要であったと、長期専門家が指摘した。

<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 活動からアウトプットに至るまでの外部条件「① LPTS、SPP、及びSPCの間においてコミュニケーションと調整が適切に行える」、及び「② SPC及びLPTSは、判決様式の標準化を担当する作業部会の設立を賛同する」は、現時点においても正しいか。また、外部条件はこれで十分か。 外部条件の影響はあったか。 			<ul style="list-style-type: none"> 外部条件は満たされており、プロジェクト活動にとって特に問題は生じていない。いずれのC/P機関も、JAにおけるカリキュラム及びテキストブックの作成並びに判決書マニュアル及びサンプル判決書の作成について、強く必要性を感じているようである（その背景には、ベトナムにおける司法改革の動きが影響していると思われる）。したがって、特に問題なく各機関の協働が行われたものとする。
	<p><u>タイミング</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 活動を行うために過不足ない量・質の投入が、タイミングよく実施されたか。 活動はタイミングよく実施されたか。 			<ul style="list-style-type: none"> ベトナム側のC/Pの配置は概ね適切である。特にSPCのC/Pについては、SPC副長官を始めとするSPCの判事を含むなど、非常に地位の高い方々が配置されていた。 C/Pの本邦研修については、特に、サブ・プロジェクトB1の3回目の本邦研修は、テキストブック作成が佳境に入った時期に、その執筆者ないしは編集担当者を中心に人選が行われて、研修員が派遣されたうえ、日本側の体制としても、最高裁判所及びそれに属する司法研修所、法務省及び検察庁、弁護士会、大学等、多数の関係機関の支援が得られたことから、非常に効果的で、内容豊富な研修を実施することができたといえる。また、サブ・プロジェクトB2の本邦研修についても、判決書マニュアル及びサンプル判決書の作成作業が活発化した時期に、主として、その草案の改善というテーマに絞って実施されたことから、非常に充実しており、かつ、具体的な成果を獲得することができたものといえる。 現地セミナーについては、参加者数について多少困難があった。特に、サブ・プロジェクトB1においては、現地セミナーの参加予定者として、裁判官、検察官、弁護士、学者など、本来業務に忙しい方々を含んでいたため、2日間のセミナーを通じて、多くの参加者を確保するのが困難であった。 JAは現在、外部の人材リソースに依存する部分が多いため、外部人材を動かして、プロジェクト活動を計画の通り実施することが難しい。 日本国内の共同研究会委員からの指摘であるが、法曹養成に対する支援を行う前提条件として、ベトナムの法制度の理解

				が必須であるが、和訳した関係資料を早めに入手することが困難であったという。
イ ン パ ク ト	<p><u>上位目標達成の見込み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位目標の達成によりベトナムの社会経済開発計画（市場経済への移行、国際経済への統合）へのインパクトは見込めるか。 ・上位目標の達成を阻害する要因はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家のコメント ・作業部会の会議記録等 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・PDMでは上位目標の達成度を計るために、「法曹分野関係機関の法執行能力が向上される」との指標を設定しているが、この指標は数年以内に達成すると期待される。2005年に発表した共産党中央委員会の第48号・第49号決議に基づき、2010年及び2020年を区切りとする司法改革が行われ、法曹界全体の底上げを図ることがめざされていることから、ベトナム側の政策面の意欲は十分にある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・PDMではプロジェクト目標から上位目標に至るまでの外部条件を設定していないが、これは適切か。 ・外部条件が満たされる可能性は高いか。 ・ベトナムの法曹養成機関（組織体制の能力）等に問題があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家のコメント ・C/Pのコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・前述の共産党中央委員会決議に示された方向性が維持されるといった外部条件が考えられる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・上位目標以外にプログラムの波及効果について 			<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナムの法曹界の思考へのインパクトとしては、法律実務家、学者、そして、学生に至るまで、法的思考の浸透が現在いまだ不十分であり、サブ・プロジェクトBの各活動を推進する過程で議論を積み重ねることにより、法的思考のトレーニングやその思考過程及び結果を表現する実践を行うことができるものとする。 ・政策の策定、法律・制度の整備へのインパクトとしては、有能な法曹が養成され、司法機関（特に裁判所）を中心とした紛争解決が充実することにより、それを前提とした経済政策、立法、制度構築がなされていくものと考えられる。

評価グリッド4－ベトナム法整備支援プロジェクト（フェーズ3）終了時評価調査（サブB、VNU日本法講座）

視点	評価設問	情報源	調査方法	調査結果			
実績の検証	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト開始前に活動計画、投入計画が適切に検討されたか。 投入は計画通りに実施されたか。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家派遣・実績表 専門家のコメント 作業部会のコメント 	<ul style="list-style-type: none"> 資料レビュー 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年7月からの1年間は、様々な理由でVNUでの日本法講座に係る活動が遅延となったが、2004年7月からは状況が改善され、2004年10月から第1期（2004～2006年）が開設された。第1期の学生数は当初13人、現在10人。第2期（2005～2007年）の学生数は当初19人、現在13人（入学試験受験者数は30人）。受講費は月18万ドン（年間180万ドン、115米ドル程相当）。 現在、VNUでは本講座を赤字覚悟で運営している。しかし、受講生定数が30人になるように努力している。昨年は南部地域から数人が入学試験を受けたが、まだ少ないとみている。テレビ等の全国メディアへ募集広告を出しているが、予算が少ないため、まだ効果が十分でない状況である。 ベトナム側の希望聴取と意見のすり合わせが不十分であったため、フェーズ3開始当初に活動内容や実施体制等を巡って意見の対立が生じた。これが主因で、日本法講座開講が1年程遅れた。 フェーズ3開始当初の意見対立による混乱は、JICAベトナム事務所長の尽力により適切に解決された。 			
	<ul style="list-style-type: none"> アウトプットは計画通り産出されたか。 <p>③VNU日本法コース（主管：VNU）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施運営総括表 判決様式 専門家のコメント C/Pコメント 	<ul style="list-style-type: none"> 資料レビュー 質問票 ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> PDMでは予定される成果及び成果の達成状況は次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1249 1043 2000 1313"> <thead> <tr> <th data-bbox="1249 1043 1480 1086">予定される成果</th> <th data-bbox="1480 1043 2000 1086">達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1249 1086 1480 1313">ベトナム国家大学ハノイ校における学生が日本法についての理解を深めるとともに講師が育成される。</td> <td data-bbox="1480 1086 2000 1313">学生の日本法に対する理解は十分に進んでおり（試験の成績も上々である）所期の目的を十分に達しているが、講師の育成については、現在なお1名にとどまっており、不十分である。</td> </tr> </tbody> </table>	予定される成果	達成状況	ベトナム国家大学ハノイ校における学生が日本法についての理解を深めるとともに講師が育成される。
予定される成果	達成状況						
ベトナム国家大学ハノイ校における学生が日本法についての理解を深めるとともに講師が育成される。	学生の日本法に対する理解は十分に進んでおり（試験の成績も上々である）所期の目的を十分に達しているが、講師の育成については、現在なお1名にとどまっており、不十分である。						

実施プロセスの検証	<p>技術移転の方法に問題はなかったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本・ベトナム双方の作業部会の活動状況 ・専門家による助言・指導、集中講義等の技術移転手法（協力形態）の有効性（利点、欠点）についての評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施運営総括表 ・専門家のコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<p>長期専門家による助言・指導：長期専門家によって教科書作成と授業、及びベトナム側講師に対する助言が行われている。学生らはよく授業についてきており、成長も見られ、また、わずか1名であるが、ベトナム側講師も問題なく授業をこなしており、効果はあったものとする。</p> <p>集中講義（2年生）：日本の各協力大学の教授陣による2年生向けの集中講義が延べ6回にわたって行われた。試験結果はいまだ出ていないが、各講師の評価は高く、学生らも相当高レベルの議論が日本語でできるようになっており、効果は非常に高かったといえる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・VNU側の意思決定プロセス ・プロジェクト内部での進捗状況の確認 			<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムにつき法学部から申請を上げ、VNU学内委員会でこれを承認し、実施することになっており、当プロジェクトでもその手続きを践んでいる。 ・カリキュラム及び教科書の作成については日常的な協議で確認している。授業については、実際の授業で確認している。また、2年生の集中講義については短期専門家の業務完了報告で確認する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・日常のプロジェクト関係者間のコミュニケーション、信頼関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書 ・実施運営総括表 ・専門家のコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常のプロジェクト関係者間のコミュニケーションは良好である。（ただし、フェーズ3開始当初では意見対立で関係が悪化したことがあった。） ・現時点では信頼関係が深まっており、支援をしてくれている日本国内の各大学とも関係は良好である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・C/Pの配置（人選、人数、能力）の適切性 ・活動に必要な予算配分 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家のコメント ・作業部会の会議記録等 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・C/Pの配置は概ね適切である。民事法主任教授、日本法教授と助手の3名であるが、現在のところこれで大きな支障は生じていない。助手の配置をもう一人希望しているところであるが、現在の国家大学の人手不足の状況ではその実現は容易でない。 ・本コンポーネントは、VNUの正式課程（「法学部法学士日本・ベトナム法学課程」）の一部を構成するところ、同課程は、日本法講座を優秀な学生を募集し、かつ、少数精鋭のクラスを維持するためのVNU側の配慮から、本来の学費を半額以下に抑えるなどしているため、大幅赤字のまま運営されており、

				VNUにとって負担が大きいことが今後の運営に影響を来す恐れがある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・VNUのオーナーシップについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施運営総括表 ・専門家のコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・VNUのプロジェクト責任者は、同時に自らも当該課程のベトナム法部分の授業をもっており、直接参加している。 ・日本法講座を維持し、長期ビジョンとしては「日本法研究センター」のような本格的体制を作りたいというVNUの意欲は強く、主体性、参加意識については問題がない。
有効性	<p>プロジェクト目標の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト目標は達成されるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家コメント ・C/Pコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・本コンポーネントはいわば「法曹界全体の底上げ」の一環であり、これだけでことが達成されるわけではない。継続が行われてはじめて徐々に効果が現れてくるものである。
	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト開始時と比べてC/Pの知識・能力の向上レベル、成長状況はどの程度と見られるか。 			<ul style="list-style-type: none"> ・学生の成長と講師の存在を捉えればプロジェクト目標は一応達成したといえるが、「講師が育成される」の部分ではまだ不備である。
	<p>因果関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトプットはプロジェクト目標を達成するために十分であったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家コメント ・C/Pコメント ・作業部会の議事録等 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果発現はこのコンポーネントが最も遅い性質のものであるが、着実に貢献するように設定されている。 ・長期専門家の意見であるが、成績優秀者を日本へ留学させ勉強させることができれば、プロジェクト目標達成がなお一層有効である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト目標達成の阻害・貢献要因は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家コメント ・C/Pコメント ・作業部会の議事録等 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・質問票 ・ヒヤリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての投入・活動が有機的に連携しているため、プロジェクト目標達成に貢献したものを特定することが難しいが、長期専門家によると、集中講義の効果はきわめて高かったという。 ・日本国内の各大学、日本大使館の香川前公使など、様々な方面で支援をいただいた。また株式会社有斐閣からは香川前公使を通じて「小六法」20冊を寄付いただいたほか、法務総合研究所からは司法試験用六法30冊、中央大学からは法科大学院用六法20冊のほか、通信教育課程用教科書一式を寄付している。更には、2年生をJETROのセミナーに参加させていただくなど、多数の外部の個人・組織の支援を受けている。

				<ul style="list-style-type: none"> 各課程ごとに一種の独立採算性をとるVNUの会計システムのため、法学士（日本・ベトナム法学）課程の授業料が通常の2.5倍近くに跳ね上がり、全員が退学を余儀なくされかねない状況が生じたことがあったが、これは、ニュアン副学長の尽力で赤字経営も差し支えないということに落ち着き、通常の授業料に抑えることができたため、解決した。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> 活動を行うために過不足ない量・質の投入が、タイミングよく実施されたか。 活動はタイミングよく実施されたか。 			<ul style="list-style-type: none"> PDMに設定された活動項目は成果を達成するのに概ね適切である。 日本・ベトナム双方からのインプットは全体として、適切でタイミングよく行われている。（プロジェクト初期は例外である。） VNUについては、少なくとも学生用の六法と適切な日本法の教科書の供与が必要であるが、不十分なものしか提供できなかった。 プロジェクト運営経費の支出は十分とはいえない面もある（教材の翻訳費用がないなど）。
インパクト	<p><u>波及効果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 上位目標以外の正負のインパクトは生じたか。 ジェンダー、民族、社会的階層の違いにより異なったインパクトが生じているか。 			<ul style="list-style-type: none"> 本プロジェクトのインパクトとして次のことがあげられる。 <ol style="list-style-type: none"> VNUの多様化（日本法講座の新設） ベトナム法及び日本法について知識が高い人材の育成（将来は同講座の講師格をもつ人材が育成される） 教職員の能力向上（日本から法理論の教授方法・経験の修得） 日本の法体系、運用実績などに関する資料の整備（本プロジェクトのフェーズ1及び2で使用された教材、参考資料を大事に保管し活用している） 学部発展モデルの形成（他の学部もVNUの新講座開設経験を見習っている）
	<p><u>今後の課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト終了後VNUが直面する課題 			<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト終了後VNU日本法講座が直面すると思われる問題として次のことがあげられる。 <ol style="list-style-type: none"> 日本法の講義を担当する講師が不足しており、迅速に育成する必要がある

自立発展性				<p>②運営資金が不足しているため講座全体のカリキュラムがまだ作成されていない</p> <p>③日本法関係の教科書、参考書がかなり不足しており入手が困難である</p> <p>④卒業生に対する法曹界・実業界の認識不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本法講座については、日本の大学との大学間協力に移行させることが成果を持続するための重要な条件である。VNUとしては、赤字経営を覚悟しながら同講座を持続する予定であるが、プロジェクトからの協力が中断になると、特に学生達は深刻な悪影響を受けざるをえないことが予想される。 ・VNU担当者によると、日本法関係の教科書・参考書がかなり不足している。VNUの担当教授の執務室で、本プロジェクトのフェーズ1及びフェーズ2で使用された教材や参考資料が大事に保管されていることが確認できた。また、担当教授によると、日本語を読める教官が少ないため、長期・短期専門家が提供している参考資料や教材、講義録等を適切に整理し、有効的に活用することが難しい状況である。
-------	--	--	--	---

5. 質問票回答：ベトナムカウンターパート機関

(1) SPC (最高人民裁判所)

- ① Mr.Ngo Cuong (Deputy Director, Institute for Judicial Science)
- ② Mr.Tran Ngoc Thanh (Legal Expert, Institute for Judicial Science)
- ③ Mr.Chu Van Quang (Legal Expert of Judicial Science Institute)
- ④ Mr.Do Quang Thang (Chief Judge of the Economic Court)
- ⑤ Mr.Nguyen Van Luat (Acting Director of the Judicial Science Institute)
- ⑥ Mr.Nguyen Viet Cuong (Deputy Chief Judge of the Labour Court)

(2) SPP (最高人民検察院)

- ⑦ SPP共同回答

(3) JA (国家司法学院)

- ⑧ JA共同回答

(4) VNU (ベトナム国家大学ハノイ校)

- ⑨ VNU共同回答

(5) MOJ (司法省)

- ⑩ Mr. Hoa Huu Long (Deputy Director, International Law Department)
- ⑪ Mr. Duong Dang Hue (Deputy Director, Civil and Economic Department)
- ⑫ Mr. Nguyen Van Binh (Deputy Director, Civil and Economic Department)
- ⑬ Ms. Hoang Thi Thuy Hang (Senior Expert, Civil and Economic Department)
- ⑭ 国家登記担保取引局 (NRAST)
- ⑮ Mr. Nguyen Huy Ngat (Director, Department of International Co-operation)

※解答欄の数字は上記回答者に対応

<活動の検証>

1. プロジェクトが開始されてから今日までのことを振り返ってみて、プロジェクト活動は全体として順調に進められていると思いますか。

-
- ①全体として順調に実施されている。しかし、一部の活動は予定より遅れている。
 - ②全体として成功を収めた。しかし、「判決書マニュアル」の作成が遅れている。
 - ③本プロジェクトはベトナム裁判所システム改革に様々なことで貢献している（例、法案起草、経験伝授）
 - ④プロジェクト目標達成が見込まれる。
 - ⑤プロジェクトはうまく実施され所定の成果を得た。
 - ⑥プロジェクト開始1年目には活動が遅れたが、最終的にうまく進められた。
 - ⑦SPPは計画したとおり活動を完了する見込み。「検察官マニュアルー刑事編」の原稿の第11次修正案が指導部で最終チェックを受けている。今年4月の中頃に印刷し、7月に地方の省・県人民検察院へ配布する予定である。これに、SPPはJAで行う検察官能力向上講義に講師を派遣し

て積極的に協力している。

- ⑧JAに関連する活動は全体として当初計画のとおり実施され、プロジェクト成果が達成されている。活動が停滞となった時期があるが、全体としてプロジェクトが成功裏に実施されていると評価したい。プロジェクト目標及び上位目標が概ね達成され、プロジェクトはベトナムの司法界の能力強化に貢献している。
- ⑨全体としてプロジェクトの実施状況はまあまあよかった。
- ⑩MOJ国際法部は次の3プロジェクト活動に参加している。(a) 民法の第7章(外国要素のある民事関係)、(b) 国際経済統合に係るセミナー開催、参考資料提供、(c) 司法共助法の法案起草。
- ⑪多くの活動が行われ、有益な情報が多く供与された。
- ⑫全体としてはまあまあよかった。
- ⑬ (a) セミナー参加者は適正であり、配布資料が周到に準備され、日本側及びベトナム側から多様な発表がなされ、法案起草グループメンバーの知識培養に大いに役立っている。
- (b) 日本人長期・短期専門家は適切な助言・参考資料を提出し積極的協力している。これら専門家は情熱をもち、専門能力が高く、実践的経験が豊富である。JICAハノイ事務所、日本大使館、及びプロジェクトオフィスは常時に法案起草グループに支援を与えている。
- (c) 全体としては、セミナー、ワーキンググループ、日本研修等は計画したとおり実施され効果が高い。
- (d) セミナー及びワーキングセッションの成果を高く評価したい。これらの活動は改正民法の法案起草作業に大いに貢献していた。セミナー及びワーキングセッション等の機会、日本人長期・短期専門家より有益な情報・知識を多く修得した。特に、(改正民法の)法案起草グループは作業の過程において内部で合意形成が困難な事項等があったが、日本人専門家が提出した意見・助言で(意見不同)問題が解決されるようになったことがしばしばある。一例として、改正民法法案起草作業の目標、方針、基本観念の確定、改正民法の全体構成、改正の対象部分、改正範囲等の確定、その他。また、改正民法の草案が作成されると、日本側専門家はその改正・補足の部分について詳細かつ具体的なコメントを寄せて、問題になりそうな点に対する適切な解決案をくれた。これは、日本人専門家がベトナムの民法をはじめ他の法律についても厳粛に研究し、またベトナム(社会)での法の実際運用状況についても詳しく調べたことを物語っていると思う。
- ⑭改正民法、民事訴訟法、破産法が成立された。また、これら法の内容が制定中の「不動産登記法」「担保取引登記令」「国家賠償法」「判決執行法」に反映されている。この成果から判断すると、プロジェクトは概ね目標を達成していると思う。
- 日本・ベトナム両側からのインプットは十分で適時に行われ、プロジェクト活動は適切に実施され、ベトナムの法体系整備に効果的に貢献している。
- しかし、民事訴訟法が改正民法の前に制定されたことや、改正民法が2006年1月に効力を発したのに現在でも同法典の補助役となる法令(不動産登記法、担保取引登記令、民事義務実施担保方法に関する規定等)がまだ作成されていないことなど、ベトナムの法制定プロセスには不条理なことがあると認めなければならない。
- ⑮プロジェクトは概ね効果的に実施された。R/Dで図った活動だけでなく、プロジェクト実施過程で予期なく発生した問題やニーズも適切に対応された。

2. プロジェクトがほぼ想定の成果に達成していると思われる場合、その成果達成に貢献する要因は主としてどんなことですか。

-
- ① (a) プロジェクト目的はベトナムのニーズ（裁判所システム改革）に合致していること。(b) 日本人長期・短期専門家は経験が豊富であり、それぞれの担当分野に係る専門能力が高いこと。(c) 日本・ベトナム両国の関係者間の関係が良好であること。(d) プロジェクトオフィスとSPC間のコミュニケーションが良好であること。
- ② (a) プロジェクト目的はベトナムのニーズ（裁判所システム改革）に合致している。(b) 日本人専門家は経験が豊富であり、熱心にワーキンググループを支援していた。(c) 日本人専門家はSPCと良好な協力関係を築き、それを維持してきた。
- ③なし
- ④日本人専門家は勤勉であり、ベトナム側のニーズ、レベルについてよく理解し、ベトナム側の草案における不条理な点を発見する能力が高い。ベトナムが依頼したことに対して常に誠意をもって対応してくれている。
- ⑤日本・ベトナム双方が固い決心と誠意をもって協力し合うこと。
- ⑥日本・ベトナム双方はプロジェクトが成功するように努力することを決心した。
- ⑦ (a) プロジェクト管理組織、幹部、検察官の努力、(b) SPP指導部の適切な指導、(c) 日本人専門家のチーフアドバイザー及びその他の専門家による積極的な支援、(d) JICAハノイ事務所及びJICA本部の担当職員による尽力。
- ⑧プロジェクト目標達成の貢献要因としては次のことがあげられる。
- (a) 日本・ベトナム双方のワーキンググループメンバーが尽力したこと、(b) プロジェクトの調整役を担当する日本人専門家、MOJの国際協力部が積極的活動したこと。
- ⑨ (a) ベトナム人及び日本人専門家の情熱、高い責任感、高い専門能力、(b) 日本・ベトナム双方の上位機関からの積極的支援、(c) MOJの積極的支援。
- ⑩成果達成の貢献要因として次のことがあげられる。
- (a) 長年の日本・ベトナム協力関係に基づいた相互理解、相互尊重、(b) プロジェクト目標の適正さ、(c) 日本人専門家の情熱と能力の高さ、(d) プロジェクト調整担当機関の効果的・積極的活動。
- ⑪日本・ベトナム関係者間の有効な活動調整
- ⑫ (a) 日本人専門家の情熱、積極的協力、高い専門能力、真剣さ。(b) 日本・ベトナム両国の関係機関の適切な連携・協力、有効な調整。
- ⑬ (a) プロジェクト関係幹部・職員の努力、創造性、勤勉さ、真面目さ、(b) 日本人長期・短期専門家の情熱、誠意、高い専門能力、責任感、真剣さ、(c) 日本・ベトナム双方関係者が目標達成をめざして努力したこと。
- ⑭ (上記⑩と同じ)
- ⑮ (a) 人的要因、(b) 日本・ベトナム双方の信頼関係、相互協力関係。

3. 貴機関がかかわっているプロジェクト活動のなか、十分に実施されていない（遅滞となっている）活動があれば、それはどの活動ですか。遅滞の原因は何ですか。その活動を効果的に進めるためには、これからどうすればよいと思いますか（日本側及びベトナム側から、どんな投入・施策が

必要と思いますか)。

-
- ①判決書マニュアル作成作業が遅れている。その理由については、このマニュアルの内容が複雑であり、執筆できる執筆者が少ない。プロジェクト終了後、さらに6か月の延長がほしい。
 - ②同上。(マニュアルの最終原稿を監修する人はSPC裁判官中央委員会メンバーである。)
 - ③自らが参加した活動はすべてうまく実施している。
 - ④なし
 - ⑤なし
 - ⑥プロジェクトは全体として想定の成果を達成しているが、今後はその成果の普及・広報に係る活動の実施が必要である。
 - ⑦SPPが関与しているプロジェクト活動で遅滞となるようなものがない。活動の支障となるようなものがない。SPP関係機関はプロジェクトを積極的に支援している。
 - ⑧アウトプットB1 (JA関係)に係るほとんどすべての活動がスムーズに進められてきたが、次の活動については、改善する余地があると思う。

(a) 詳細活動計画の作成 (2003年8月～2004年8月) : R/D署名の時点ではアウトプットB1に係る詳細活動計画が作成できなかった。このため、R/Dではこの詳細活動計画を作成するために1年間を準備期間として空けることが合意された。これは、R/D署名の時点では、JAの設立がまだ正式に承認されず、JAの責務・職能が明確でなかったからやむを得ないことである。しかし、その後は状況が変わったため、関係者が当初(合意した)計画の修正を検討すべきであった。実際には、2003年11月に政府はJAの設立を正式に承認した(JAの責務・職能についてはR/Dの中で示したとおりのものであり、変更がなかった)。しかし、(当時の)プロジェクト実施体制には柔軟性が欠けたため、プロジェクト活動計画が修正されず、アウトプットB1の詳細活動計画を作成するために1年間がかかることに変更がなかった。プロジェクト実施期間が3年間で決まったため、この詳細活動計画を作成するために必要な期間は長くても6か月で十分だったと思われる。他のプロジェクトでも通常、立ち上げるときに6か月が必要であることから、本プロジェクトも同じようにすればよかったと思う。これからの教訓として、R/Dではプロジェクト実施に係る前提条件を留意することが必要であるが、実際状況に合わせて(必要であれば)計画を修正することができるように、その内容項目をもR/Dの中に盛り込むよう提案する。

(b) 法曹三者の共通教科書の作成 : この活動は2005年4月に開始され、2006年6月に終了する予定である。JAの経験によると、教科書の質(内容の良さ)を保障するためにこの程度の時間量が必要である。しかし、実際にはその後、ベトナムの法体系が大きく変わった。具体的には改正民法が2005年制定された。一方、JAが作成を予定している教科書には、法令の実践的運用状況にかかわりのある内容が多い。民法等の法令が制定されてから間もない現時点では実際の運用事例が少ないため、教科書原稿執筆者が戸惑っている。この外部主因で、作成予定の教科書4冊のうち「民法」に係る教科書の作成が遅滞となっている。この教科書の質を保障するためにプロジェクトを一定期間に延長してほしい。

- ⑨プロジェクト開始直後の時期には、日本・ベトナム双方関係者の理解に齟齬があり、活動がうまく進められなかった。このため、プロジェクト実施は1年ほど遅れたことにより成果達成が少なからず悪影響を受けた。しかし、その後は、日本・ベトナム双方の専門家の情熱と

責任感、上位機関の積極的支援、及びMOJの積極的支援の陰で、プロジェクトは遅れを取り戻しスムーズに進められるようになり、現在は一定の成果を獲得している。

⑩適切に実施された活動としては次のものである。

(a) 司法共助分野に関する参考資料の提供、(b) 司法共助法及び民法第7章を主題として日本人短期専門家の参加があるセミナー及びワーキングセッションの開催、(c) 上記草案に係る(文書による)コメントの提供、(d) 長期専門家から民法第7章の草案に係るコメントや助言の提出。

成果が未達成の活動としては、国際経済統合をテーマとするセミナーの開催。

⑪より多くのベトナム人専門家が活動に参加できるように支援を拡充すること。

⑫判決執行法の起草作業が進行中である。日本に引き続いて次のことを支援してほしい。判決執行法に詳しい専門家からの助言や参考資料の提供、同法について日本の経験伝授を目的とする日本研修。

⑬プロジェクト1年目には幾つかの活動が十分に行われなかった(一例として、改正民法草案に関する公開意見調査が行われなかった)。この1年目には、共同作業がほとんど行われず、改正民法草案に資するような助言・コメント提出が行われなかった。

⑭次の活動は十分に実施されている。

(a) 短期専門家の参加があった(不動産登記法、担保取引登記令に係る)セミナー、ワーキングセッション、(b) 上記の法令の草案についてのコメント提出、(c) 不動産登記法の根幹部分に関して長期専門家のコメント提出、(d) 不動産登記の活動と組織に関する実態調査の実施。

⑮プロジェクト活動は概ねうまく実施されている。しかし、(サブプロジェクトAでは)不動産登記法をはじめ幾つかの法令の制定が遅れている。遅れの主因は、これら法令案はセンシティブで複雑(利害関係者が多い)なものであるため、立法機関ではもう少し時間をかけて慎重に検討しようという考えである。また、この活動を担当する長期専門家の派遣が遅れたことも活動の遅滞をもたらす要因の一つとなっている。

4. この3年間、プロジェクトの実施過程で生じた問題はありましたか。その内容及び問題発生の要因をお答えください。

①プロジェクト実施期間中に、大したトラブルがなかった。

②同上

③詳しく知らない。

④言葉の問題

⑤なし

⑥なし

⑦なし

⑧なし

⑨問題発生の要因としては、(a) プロジェクト開始1年目の活動の遅延、(b) 運営資金の不足。

⑩ベトナムの法案起草・制定プロセスが法体系整備の統一性、協調性に見合っていないため、プロジェクト活動に悪影響を与えている。ベトナム側はこの障害要因を除去するために法案

の起草・制定プロセスの改善策を検討している。

⑪なし

⑫予算不足

⑬なし

⑭ベトナムの法制定プロセスにおける不条理は結果としてプロジェクト目標達成の障害要因となっている。ベトナム側は、この欠点を克服するために法令制定プロセスの改善を検討している。

⑮ (a) プロジェクト1年目には長期専門家がプロジェクト活動状況について全体を把握するのに時間がかかり、また柔軟に対応しなかったため幾つかの活動の実施が遅れた。(b) 予算不足は(決定的な要因ではないが)プロジェクト実施にマイナス影響を与えた。(c) 短期専門家の英語使用が不都合の場合、(英語の代わりに)日本語を使用することを提案したい。

5. 本プロジェクトにかかわっている貴機関の職員の意識、考え方、能力等は、プロジェクト開始時に比べてどのように変化・成長したか、ご意見をお聞かせください。

①プロジェクト開始時に比べて、プロジェクト実施に関係のある人の意識、考え方が大きく変わった。関係者はプロジェクト活動を通じて、長期・短期専門家から先進国の法体系に関する知識を修得したほか、これら専門家から論理的思考や計画的行動を見習った。本プロジェクトで実施された日本研修やセミナー等に参加機会を得た人たちは、民事訴訟法、破産法等の法令起草に大いに貢献した。

②同上。

③自らは本プロジェクトの実施により、日本の重要な法典について勉強する機会が得られ、日本の裁判所システムの組織、活動方法、裁判官・弁護士・検察官のそれぞれの役割等について有益な知識・経験を修得した。

④関係者は全員成長している。特に市場経済下の法律に関する理解が深まった。

⑤国際経済統合に関する認識が高められた。また、業務実施能力が向上され、計画的に行動するようになった。

⑥プロジェクト活動に直接的に参加した人は、判決書の作成に係る論理的思考について理解できるようになった。

⑦検察官マニュアルはまだ印刷・配布されていないため、現在ではその有効性について検証できないが、プロジェクトで開催されたセミナーに参加機会を得た検察官は、公訴権や刑事案件検察権を施行する際に、調査から起訴、裁判までの一連の業務に(同マニュアル案が使用され)役に立ったと述べている。

⑧3年前に比べてJAの教職員の人数が倍ほど増員された。教職員の認識、能力にも次のような変化があった。

(a) 従前は、カリキュラムや教材等を作成するプロセスとしては、JA職員が簡単な依頼書を作成し、これに基づいて原稿執筆者に依頼するという方式を採用してきた。しかし、本プロジェクトの実施過程で日本人専門家の助言を受けてJA教職員の認識が変わり、新しい教材作成プロセスを導入することになった。これは、JA教職員がまず専門家のコメントを基にして教材作成に係る概略TORを慎重に作成してから、これに基づいて担当教職員が各原稿執筆者

に依頼するための詳細TORを作成する。この方式を導入したことで、原稿執筆依頼者が作業を容易に行うとともに、各原稿執筆者の原稿を評価するための基準が明白であるためJA側が教材作成作業を容易に監理することができる。

(b) プロジェクト運営管理を担当するJA教職員も、プロジェクト実施過程で活動計画の策定や関係者間の調整等について多くの知識と経験を修得した。これら知識と経験は、JAが今後参加する協力プロジェクトの活動を実施する際に大いに役に立てるものであろう。

- ⑨ 良い変化があった。
- ⑩ ベトナム関係者は、セミナー、ワーキングセッション等を参加する機会に日本人専門家から専門知識を多く修得した。また、計画的に行動する習慣が身についたため、仕事を遂行する効率が上がっている。
- ⑪ プロジェクトの対象法律についての知識・認識が向上された。
- ⑫ 判決執行法の法案起草作業の過程で同法案に関する知識を多く修得した。
- ⑬ 改正民法の法案起草に関与していた者、特にその起草グループメンバーにとっては、法案起草に係る法的理論に関する認識・理解が向上された。
- ⑭ (a) 関係職員は、セミナー等日本人専門家と意見を交換する機会を通じて、また供与された参考資料を通じて専門知識が培養された、(b) 市場経済に適合する法体系の整備必要性と基本条件について理解・認識が正された。
- ⑮ プロジェクト実施を通じて、プロジェクトに関与した幹部、職員の業務実施方法についての考え方が変わり、問題解決策発見能力、及び問題解決能力が向上された。

<プロジェクトのマネジメント体制について>

6. 貴機関で本プロジェクトにかかわっている職員と日本人専門家とのコミュニケーションはとれていたと思いますか。

仮に何らかの問題があったと感じる場合、両者間の意見交換、相互理解の促進に障害となったと思われる要因を回答してください。今後、両者間の問題意識の違い、誤解の発生等を避けるために、コミュニケーション面で改善すべき点があるとすれば、それは何ですか。

-
- ① 関係者間にコミュニケーションによる問題はなかった。この経験から、(これからの協力では)関係者間に問題認識が違うことでトラブルが発生することを事前に防止するために、必要であれば関係者がすぐ顔を合わせて話し合えるような環境を整備することが大事である。
 - ② コミュニケーションに支障がなかった。
 - ③ トラブルがなかった。
 - ④ 誤解を避けるために、協議・セミナーの開催前に配布資料を周到に準備しておくこと。
 - ⑤ トラブルがなかった。
 - ⑥ なし
 - ⑦ SPPのC/Pと日本人専門家との間にはコミュニケーション上に大したトラブルがなかった。専門家はSPPの要請、質問等をすべて速やかにかつ適切に対応してくれた。
 - ⑧ プロジェクト開始直後では、アウトプットB1の活動において通信連絡に係るルールが明確に定められなかったため、JICAとC/P機関との間に誤解が生じた。しかし、その後は双方の努力によりこの問題が解決された。今後はこのようなトラブルを避けるために、共通した通信

連絡ルール（プロジェクトオフィスとJA間で採用している通信連絡ルールのようなもの）をあらかじめ決めたほうがよいと思う。また、C/P機関が毎月、定期的にプロジェクトオフィスへ活動報告を送ることも必要であろう。

⑨（VNUに質問省略）

⑩なし

⑪日本人専門家に対して、ベトナムの法体系の実態に関する情報の提供を充実化することによって、法体系にかかわる比較研究を推進し、ベトナムの法令案の起草及びその運用に関して最適の助言を提出するようにする。

⑫日本・ベトナム両国関係者間のコミュニケーションは全体として良好である。我々は専門家と意見を交換する機会を通じて有益なことを多く修得した。今後は、法律に関する情報・資料だけでなく、日本（の一般のこと）についての資料・情報もぜひ提供してほしい。

⑬なし

⑭一番大きい障害は日本・ベトナム両国の法体系の整備レベルの違いである。ベトナム側関係者が日本側からのコメントや説明について正確にかつ十分に理解していないのはこのためである。ベトナムの法体系はまだ整備途上であり、市場経済に適合する基本法令がまだ欠けている。双方が意見を交換する際には、この違いを頭に置きながら、相手の関心事項の全体像をあらかじめ理解することが必要であると思う。

⑮日本・ベトナム関係者間のコミュニケーションは、専門家が新任の場合、当初の時期にはベトナムCPの実際状況を十分に理解しないため、時々支障が生じる。しかし、しばらく時間が経つと状況が改善する。

7. プロジェクト実施組織（ワーキンググループ、研究会、Inter-ministerial Steering Committee）はうまく機能していると思いますか。日常の活動で、関係者間の意見交換、情報共有、意思決定プロセス等において何か問題があると思いますか。問題があれば、その解決方法についてご意見を聞かせてください。

①ここまでのような活動状況であれば、Inter-Ministerial Steering Committeeが効率よく機能できるが、これからは活動が多様化となり、現在の管理体制では十分でないと思う。

研究グループやワーキンググループの方式は、(多くの人と一緒に) 知恵を出し合って特定の問題を解決するための方策について集中的に議論ができるため、プロジェクトの成果達成に大いに貢献できたものである。しかし、この方式の欠点は、グループメンバーの多くが関係機関の指導部にいる者であり、日常が多忙であるため協議会等に参加することが難しいことある。

プロジェクト関係者は相互協力精神で意見を交換しているため、コミュニケーション上には全く問題がない。

指導部の意思決定に係るプロセスはスムーズであり支障がない。

②同上

③有効であり、問題がない。

④なし

⑤効果的である。

- ⑥なし
- ⑦SPP指導部はプロジェクト活動を積極的に監督指導し、活動がスムーズに実施できるように適切に支援している。
- ⑧JAとしては現在のプロジェクト実施体制が適切であると思う。
- ⑨（VNUに質問省略）
- ⑩プロジェクト実施組織は有効に機能している。障害要因は主にベトナム側にある。つまり、ベトナム幹部は協議会等に継続的に参加していないため合意形成が難しい場合がある。
- ⑪プロジェクト活動をより効果的に行うためにはまず、ベトナム側関係者が自らの担当分野に関する知識・技能を向上すべきである。
- ⑫なし
- ⑬セミナー、ワーキングセッション、JICA-Net等の意見交換ツールはすべて有効である。
- ⑭（ワーキンググループ、研究グループ、Interministerial Steering Committee等の）プロジェクト実施体制は有効に機能している。ちなみに、ベトナム側の幹部が継続的に活動を参加しなかったことで合意形成が困難となったことがしばしばある。
- ⑮プロジェクト実施組織は有効に動いている。意思決定プロセスはスムーズであり、プロジェクト活動の進捗に支障を与えていない。

8. プロジェクトのマネジメント体制（JCC、プロジェクトオフィス、JICAハノイ事務所、JICA本部）は有効に機能していると思いますか。プロジェクト活動に係るモニタリングや軌道修正は適切に行われていると思いますか。

-
- ①JCC、プロジェクトオフィス、JICAハノイ事務所、JICA本部は、プロジェクト活動を効果的に調整している。
 - ②同上
 - ③詳しく知らない。
 - ④よい。
 - ⑤プロジェクト活動のモニタリングを厳格に行い、うまく調整している。
 - ⑥JICA関係機関はプロジェクト活動を適切に監督し指導している。
 - ⑦プロジェクトオフィス、JICAハノイ事務所は有効にプロジェクトを管理している。SPPが提出した合理的な要請はすべて、日本側に速やかに適切に対応してくれた。JICAハノイ事務所及びJICA本部の協力について異議のようなことがない。これら機関の積極的協力、迅速な対応、（暖かい）友情に対して感謝したいところである。
 - ⑧JAにとっては、現在のプロジェクト管理組織・体制が適切であり有効に機能していると思う。
 - ⑨（VNUに質問省略）
 - ⑩プロジェクト管理組織は全体として有効に機能している。しかし、自らはこれら組織に参加していないため具体的に評価することができない。
 - ⑪より簡素化した組織体制が望ましい。
 - ⑫プロジェクト管理組織はうまく機能している。
 - ⑬効果的に機能している。
 - ⑭これらの組織に参加していないため具体的なコメントをあげられないが、全体としてはよく

機能していると思う。

- ⑮プロジェクト管理組織はかなり有効に機能している。プロジェクト活動を適切に監視・監督している。

<評価5項目について>

9. ベトナム側及び日本側からの投入は、プロジェクト活動をスムーズに実施するために十分であったと思われますか。また、投入はタイミングよく実施されていると思いますか。

-
- ①プロジェクト活動のニーズに対してインプットは概ね適切であり、タイミングよく行われている。
- ②同上
- ③詳しく知らない。
- ④なし
- ⑤全体としてはタイミングよく適切に投入している。
- ⑥コメントなし
- ⑦日本側及びベトナム側からの投入は十分であり、また適時に行われたと思う。
- ⑧日本側が誠意をもちプロジェクトを実施し適切な投入をタイミングよく行っているとベトナム関係者が評価している。
- 一方、JAは外部の人材リソースに依存する部分が多いため、プロジェクト計画のとおりこの外部人材を動かすことが難しいケースが多い。JAとしてはこれが自らの弱点であると認識しており、今後はこの状況改善に努力していくつもりである。実際、JAは内部人材の充実化を急いでいる。近い将来では（外部人材の過度依存という）弱点が改善できると思う。
- ⑨日本・ベトナム双方からのインプットは全体として、適切でタイミングよく行われている。（プロジェクト1年目は例外である。）
- ⑩投入は十分である。
- ⑪（投入は）まだ十分でなく、タイミングよく行われていない。
- ⑫インプットはまだ十分でなく、適時ではない。法整備及び財政の面で、日本が支援を続けてほしい。
- ⑬インプットは十分であり、適時である。
- ⑭インプットは十分で適時である。
- ⑮日本からの投入はしばしば不十分であり、プロジェクト活動のニーズに適切に対応できなかった。

10. 本プロジェクトがベトナム社会（マスコミ等）及び政府、国会でどのように認識され評価されているかについて、貴機関で入手した情報、感触等についてご意見を聞かせてください。

-
- ①最高裁判所の関係者間では、本プロジェクトがベトナムの裁判所システムの改革に大いに貢献しているものであり、ベトナムの司法制度改革に大いに資していると評価している。
- ②同上
- ③良かった。

- ④良い。
- ⑤効果的に行った。
- ⑥なし
- ⑦ベトナムの司法制度改革の条件整備に日本が効果的に支援していると、ベトナム政府関係者は評価している。
- ⑧JAが受けた情報によると、本プロジェクト（フェーズ1からフェーズ3まで）は効果が良いものであり、持続発展性が高いと評価されている。本プロジェクトの協力により制定された民法、作成された教材等の効果が大きいからである。また、本プロジェクトの実施により日本・ベトナム関係者間の相互理解が深められ、日本・ベトナム両国間の友好関係が一層強められたと評価される。
- ⑨全体としては良かったが、当初予定した成果が未達成である。
- ⑩国会、政府はプロジェクト成果を高く評価している。
- ⑪プロジェクト成果はベトナム一般市民にまだ広く認知されていない。
- ⑫なし
- ⑬プロジェクトを高く評価している。
- ⑭国会と政府はプロジェクト成果を高く評価している。しかし、地方の行政機関、司法関係機関等は本プロジェクトをほとんど認知していないことは、不動産登記の組織と活動に関する実態調査を行った際に知られるようになった。
- ⑮ベトナム政府、マスコミは、プロジェクトがベトナムの法体系整備及び司法制度改革に効果的に貢献していると、プロジェクトを高く評価している。

11. プロジェクト終了後も、プロジェクト上位目標の達成をめざして、政府及び関連省庁・機関等から貴機関に対する支援はどのように継続されるか、その見通しについてご意見をお聞かせください。

-
- ①ベトナム上層部は今後も相変わらず、裁判所システム改革に関心をもち、裁判所能力強化のために、特に裁判所の人材育成・能力向上のために支援を続けることが重要である。
 - ②同上
 - ③達成した成果を普及・拡大するために投入を続ける必要がある。
 - ④なし
 - ⑤政府は可能な範囲内で、裁判所組織体制の能力強化のため適切な支援策を実施する。
 - ⑥なし
 - ⑦プロジェクト（フェーズⅢ）の終了後は、未完了であるプロジェクト活動、及びベトナム側がめざしている検察院システム改革、ひいては司法制度改革を進めるために、JICAはSPPに支援を継続してほしい。
 - ⑧プロジェクト上位目標はベトナム政府が進めている司法制度改革戦略の目標（共産党決議第49号）と合致している。このため、政府及び関連省庁・機関は今後も（JAが関与している活動を含めて）プロジェクト活動を支援し続けることが予想される。近いうちに、JAは法曹三者の育成に必要とする教材の開発を促進するために、MOJに財政補助の増額を申請する予定である。これに、JAは自らの能力を強化するためにあらゆる支援・協力を模索している。

- ⑨VNUのニーズに適合し、かつ国家予算に見合えば、プロジェクト終了後も政府からの支援が継続されると思う。
- ⑩プロジェクト終了後、政府、関連省庁からMOJ国際法部に対して次の支援が継続されると期待している。(a) 法案起草及びそれに必要な研究活動を進めるために予算補助、(b) 数回のセミナーの共同開催。
- ⑪未完了活動を支援し続けるとともに、(成立した)法令の普及・運用を支援することが期待される。
- ⑫次の活動は引き続いて支援されると期待される。(a) 未完了活動の実施、(b) 制定された法令の運用ガイドラインや施行細則等の作成、(c) 判決執行法に関係のある法令等の制定。
- ⑬ (a) 改正民法の運用に係る運用細則の作成、(b) 現在施行されている法令や規定等が改正民法に整合しているかどうかをチェックし必要であれば改正等を政府に提案すること、(c) 改正民法を一般市民に広報・普及し、同法の適切な運用を図ること。
- ⑭ (不動産登記法、担保取引登記令、民事義務実施保障方法に係る法規定、その他の法令の運用細則等の) 法案起草・制定作業を支援しつづけること、法令の普及・運用を促進するために、MOJ国家登記局と協力すること。
- ⑮ベトナム政府及び関係機関は、未制定法案の起草、プロジェクト成果及びプロジェクトから修得した知識・経験の普及等を支援し続けると思う。

12. プロジェクト終了後、貴機関が主体をもってプロジェクト関連活動を継続するためには、どの課題（障害要因）をまず解決しなければならないと思いますか（例として：職員の意識・能力の不十分、財源確保の困難、情報収集・分析システムの不備、意識決定プロセスの非効率、等）

①重要と思われることは次のことである。

(a) 人材育成及び人材育成のための予算確保、(b) 法案起草に係る情報収集分析の活動強化。

②人材開発に努力を続けることが重要である。

③財政的不足

④なし

⑤人材不足と資金不足

⑥資金不足、能力不足

⑦SPPは「検察官マニュアル第二編（副審、監督審、再審、受刑者の収容・教育、判決執行の各プロセスにおける司法活動の検察権及び公訴権の実施に関する検察官業務指導マニュアル）」の作成を予定しているが、プロジェクト（フェーズ3）の終了後でもJICAからこのマニュアル作成を支援してほしい。

⑧プロジェクト終了後でも、JAが関係活動を継続するためには次の課題を解決しなければならないと考えている。

(a) 法曹三者を対象に質の高い教育プログラムが提供できるようにJAの自らの運営管理能力の強化。

(b) JAの法曹三者教育プログラムを強化するために、同プログラムについて経験のある専門家、あるいは外国人材育成機関から技術アドバイスの模索。

(c) JAの教育プログラムを構成する要因（講師の能力向上、教材の作成、教授法の改善、

施設や機材等のインフラの整備)を改善・向上するために資金源の確保。

⑨ (a) 日本法の講義を担当する講師が不足しており、迅速に育成する必要がある、(b) 運営資金が不足しているため講座全体のカリキュラムがまだ作成されていない、(c) 日本法関係の教科書、参考書がかなり不足している。

⑩次の事項はまず解決する必要がある。

(a) MOJ関係者の業務実施能力がまだ低いこと、(b) 地方の登記機関の幹部の業務実施能力がまだ低いこと、(c) 関係者の業務実施能力を向上するためのトレーニング、並びに地方の登記機関のインフラ整備を行うための資金が不足していること。

⑪予算不足

⑫財源不足や資料不足を解消するための方策の検討、日本の実践的経験伝授への支援

⑬なし

⑭ (a) 関係のある中央行政機関、地方行政機関の幹部の専門能力の低さ、(b) 予算が不足のため、地方登記機関の職員能力の強化、施設・機材等の整備が十分に行われていないこと。

⑮関係機関で法律・司法分野を担当している幹部・職員の能力強化、ひいてはこれら機関の組織能力の強化は、ベトナムの司法制度改革、法体系の整備・強化プログラムの重点の一つである。今後は、この人材育成、組織能力強化に注力する必要がある。

13. プロジェクト終了後、貴機関では、職員の増員・再配置、組織の再編、職員能力の向上、意思決定プロセスの改善等について、何か具体的な計画・予定がありますか。

①具体的な計画は未作成である。

②同上

③詳しく知らない。

④なし

⑤(指導部は)状況によって適切に決めるだろう。

⑥なし

⑦質問の意味がわからない。

⑧JAの教職員の人数はプロジェクト開始時に比べて倍に増員した。今後も、教職員の能力強化はJAの中心課題であると位置づけられている。JAは現在次のことを図っている。(a) 自らの能力強化(運営管理方法、教授方法等の改善含む)、(b) 国際協力機関からの協力の要請。

⑨VNUはプロジェクト開始以来、自らの組織・体制の能力強化が急務の課題であると認識し努力してきた。常に過去に実施された活動から教訓を学んでこの課題に取り組んでいる。

⑩なし

⑪上層部の決断によるものである。

⑫なし

⑬なし

⑭政府と国会は不動産登記活動の実施や行政管理についてどんな政策を取るかが不明である。

不動産登記活動の実施・行政管理に係る権限がMOJに依属されれば、上述の組織強化は必然である。

⑮プロジェクト終了後も、プロジェクトに関与していたMOJ幹部・職員は現在業務を担当しつ

づけると思う。

14. 日本側が提供したコメント・参考資料は量・質に十分ですか。コメント・参考資料をより有効に使用するためにはどうすればよいと思いますか（資料の内容、提供方法、管理方法、共用方法等について、改善すべき点があるとなれば、ご指摘ください）。

-
- ①日本人専門家が提出したコメント、資料は適切である。専門家は、ベトナムの法律及び実際の運用状況について十分に研究してから適切なコメントを出してくれている。今後は、日本側が提供した資料、コメントを有効に利用するために、これら資料、コメントを分野別に編集し「資料集」として複数部にコピー・製本し、関心のある者に広く配布することが望ましいと思う。
- ②日本側が提出したコメントは詳細で適切であり、説得力が強い。
- ③適切である。
- ④日本側はベトナム側の要請に対して適切な資料を速やかに提供してくれた。
- ⑤適切である。多くの関係者に共有できるように適切に配布・普及することが必要である。
- ⑥日本側が提供した資料・コメントはプロジェクト成果達成に効果的に貢献している。
- ⑦日本側が提供した資料・コメントは、SPP関与プロジェクト活動の実施に有益である。
- ⑧日本側が提供したコメントや参考資料は適切であり、プロジェクトの成果達成に貢献していると思う。前のフェーズと同じく、日本側が提供した参考資料を主題・分野別に編集・印刷・製本し、広く配布することが望ましい。
- ⑨言葉の関係で、日本側が提供した資料などを評価することが難しい。VNU側が（日本人講師から学生に供与した）資料の内容を理解し、また学生に対する資料配布を管理することができれば、これら資料がより有効に広く使用されると思う。
- ⑩日本側が提出した資料は全体として、ベトナムの法案起草に大いに役に立てている。
- ⑪インターネット上に載せて広報することが望ましい。
- ⑫日本側が提供した参考資料は内容が良いものであり、ベトナム側のニーズを満たしている。現在は、幾つかの法案の起草作業が進行中であるが、日本側から引き続けて資料提供、専門家派遣等で協力してほしい。
- ⑬コメント・助言は質・量とも適切である。
- ⑭日本側が提供した参考資料等は概ね、国家登記局及びその他の法案起草担当機関に大いに役に立っている。しかし、これらの資料は法案起草・制定に関係のある者に広く配布されていないため、まだ有効に利用されていないと思う。国家登記局では、供与された資料を収集し再編集してから多くの関係者に配布する予定である。
- ⑮日本側が提供したコメントや参考資料は量・質とも適切であり、ベトナムの法整備と法執行のニーズにある程度満たしている。しかし、派遣予定の専門家を選定する過程にベトナム側関係者が参加できれば、ベトナムC/Pに対する協力をより効果的に行える適切な人材が選定できると思う。現在では、JICAが選定・派遣した専門家をベトナム側が受けざるを得ない「一方通行的なやり方」である。

15. ベトナム国内で実施する研究セミナー、ワーキングセッション（JICA-Netによるワーキングセッションを含めて）等について、その実施方法、内容、参加者の選定方法等について改善すべき点

があるとなれば、それは何ですか。

- ①研究セミナー、ワーキングセッション等は効果よく実施されていると思う。
- ②すべてが有効である。
- ③セミナー開催回数を増やす。セミナーの場で各担当者が自らの活動成果について具体的に報告すべきである。
- ④なし
- ⑤（セミナーの）内容をもっと充実にし、もっと実践的にする必要がある。また、能力の高い専門家、適切な参加者を選定することが必要である。
- ⑥セミナー開催の前に資料を配布すること、セミナーで討議あるいは意見交換すべきテーマについて、参加予定者にヒントを出すことなど、配慮が必要である。
- ⑦SPPが関与したセミナーは参加者に大いに歓迎された。参加者からの意見であるが、できれば地方の検察院でも同様なセミナーを開催してほしいという。
- ⑧基本的にこれらの手法・ツールは有効であると思う。しかし、（質問3で回答した「詳細活動計画の作成」と同じように）セミナー等の開催効果を最大限に発揮させるためには、あらかじめ作成した計画にあまり固執しないほうがよいと思う。活動をより効果的に行うためには、活動を開始する前に、双方関係者がその活動の事前評価及び内容修正の必要性について協議すべきである。プロジェクト実施過程で、状況に合わせて活動計画を修正することに関して日本側の努力を高く評価したい。しかし、これ（この柔軟性）は活動を担当する人の（主観的な）考え方に大きく依存している。もし、この事前評価や修正が活動の計画・実施プロセスの一つのステップとしてあらかじめ規定しておけば、ベトナム及び日本の関係者に良い行動習慣になるだろう。
- ⑨（VNUに質問省略）
- ⑩（a）（日本人専門家にベトナムの法体系に関連する情報を提供する一つ的手段として、セミナー等の意見交換の場で）ベトナム側関係者に発表・報告の機会をより多く与えること、（b）セミナーに参加する人の責任を明確にしておくこと、（c）セミナーに参加予定者の職場から離れたところで開催すること。
- ⑪有能な専門家を選定すること。参加予定者に資料を事前に配布すること。参加者を幾つかのグループに分けて、具体的な議題について議論させること。
- ⑫なし
- ⑬なし
- ⑭上記⑩と同じ。
- ⑮参加者を幾つかの少人数グループに分けて、各グループに自らが関心している課題について議論させるなど、セミナーやワーキングセッションの開催方法を改善すべきである。また、セミナーの開催への資金協力方法をも検討すべきである。

16. 日本で行うトレーニング、研修の実施方法・内容、参加者の選定方法等について、改善すべき点があるとなれば、それは何ですか。

- ①事前準備が周到である。

- ②同上
- ③コメントがない。
- ④なし
- ⑤（改善すべき点は次のこと。）学習の内容、参加者の選定。
- ⑥日本研修の機会に参加者がゆっくり意見を交換し、日本の経験を十分に吸収できるようにするためには、その実施期間を1か月程度にすべきである。
- ⑦SPP職員のみを参加の対象とした日本研修がなかったため、その実施効果等についてSPPがコメントできない。（他機関の）参加経験者に聞いたことであるが、日本研修はその内容がよく、参加者の期待や狙いを的確に応えたものであるという。
- ⑧日本研修に参加経験のある者は概ね満足している。ただし、できれば次のことについて是非検討してほしい。
 - (a) グループディスカッションを行う機会を増やし、また講師が説明を繰り返すことを避けるために説明資料を事前に参加者に配布すること、(b) 参加者が出国する前に研修全体の内容が把握できるように関係資料を事前に配布すること、(c) 室内学習時間を減らして、1週間当たりの休み時間を半日程度増やすとともに、日本文化について新しい発見ができるように探検の機会を増やし、また日本の司法制度の実態を肉眼で確認できるように関係機関を見学する機会を増やすこと。
- ⑨（VNUに質問省略）
- ⑩全体として良かった。しかし、参加者を適正に選べるように人選を徹底的にする必要がある。
- ⑪なし
- ⑫なし
- ⑬なし
- ⑭上記の⑩と同じ
- ⑮具体的な課題に係る日本研修（例えば「改正民法」研修）の場合では、日本の風土、文化、伝統習慣等の一般的な事項について紹介する時間を短縮し、中心課題について議論する時間を増やすなど工夫が必要である。

17. 日本からの短期・長期専門家の派遣のタイミング、専門家の活動環境、予備知識の学習等について、改善すべき点があればご指摘ください。

-
- ①SPC関係者間では、日本人専門家が建設的精神をもち、まじめに活動していると評価している。
 - ②同上
 - ③コメントがない。
 - ④なし
 - ⑤派遣する前にベトナムに関する基礎情報を知るようにすべきである。
 - ⑥なし
 - ⑦SPP関与活動を担当する専門家はベトナム法律及び公訴権の実施業務について熟知している。
 - ⑧日本人長期専門家は専門能力、技術移転能力が高いと評価したい。しかし、新任する専門家がすぐ仕事を開始できるようにするためには、前任専門家が新任専門家に対してプロジェク

ト活動の進捗状況やC/P機関に関する基礎情報（background）を適切に伝える必要があると思う。これに加えて、C/P機関が新任する長期専門家のことをあらかじめ知ることができるように、日本側はベトナム側C/P機関に対して長期専門家の選定過程に関する情報を事前に伝えることが望ましい。

⑨全体として大した問題がない。

⑩コメントなし

⑪（専門家派遣の前に）ベトナム法整備の実態に関する基礎情報を十分に伝えておくこと。

⑫特定した分野で経験のある専門家の派遣を増強する。

⑬なし

⑭コメントなし

⑮専門家を選定することに次の事項を考慮してほしい。

(a) ベトナム側に複数の候補者を紹介しベトナム側が選定プロセスに参加できるようにする。

(b) 担当分野の専門能力。(c) ベトナム側のニーズに応える能力。(d) 外国語能力（例、英語）

18. その他、プロジェクトのここまでの成果及び今後の課題について、何かご意見があればここで自由に記述してください。

①なし

②なし

③なし

④なし

⑤なし

⑥なし

⑦ここまでの協力についてはコメントがない。今後は、JICAがSPPに対する協力を一層増強してほしい。

⑧なし

⑨VNUはプロジェクト運営管理に係る経験が不足していたために、プロジェクト実施に多少の支障があった。今後は、活動をうまく実施するようにここまでの経験を活かしながら努力していきたいと思っている。

⑩本プロジェクトのおかげで、市場経済に適合する基本法令が制定されるようになった。これは、プロジェクト上位目標で示している「ベトナムの法体系の整備・改善」の基礎を造成する重要な一歩であり、持続発展性の高いものである。

⑪協力活動は薄く広くせず、焦点にしぼって行うほうがよい。

⑫なし

⑬なし

⑭プロジェクト活動（特に国家登記局が主体となった活動）を通じて、国家登記局の職員及び国会等の関係機関の関係者の多くは、市場経済に適合する法体系について適正な考え方と認識をもつようになった。これは、プロジェクト目標（市場経済化と整合性のある民商事関連の基本法の制定）を達成するためにきわめて重要な基礎条件である。

⑮今後も次の課題解決策を検討すべきである。

(a) 制定した法令の普及・運用に必要な法文書の作成、(b) 法令を効果的に運用するために地方司法機関の幹部の能力強化、(c) 短期間の研修・トレーニングプログラムの実施、(d) 特定テーマについての調査・研究活動の実施、(e) プロジェクト成果の広報・普及活動の展開、(f) プロジェクト実施過程で新たに発生する活動、ニーズを適切に対応するための柔軟なプロジェクト実施体制の構築、(g) 柔軟な経費決済ルールの作成及び経費援助予算の増額

以下は法案起草ワーキンググループ関係者に限定した質問です。

19. 本プロジェクトでは、コメント方式（日本側に法案についてのコメント・助言を依頼し協力を求める方式）を採用していますが、この方式は有効なものであると思いますか。改善すべき点があるとすれば、それは何ですか。

①コメント方式は、ベトナム側が関心している問題に論議が集中され、時間・労力の投入の浪費が避けられるため、有効な方法である。

②同上

③なし

④ベトナム側が日本側にコメントを依頼する事項は、ベトナム側が経験不足により適切な解釈を見つけられず悩んでいることであるため、コメント方式は適切で効果的である。

⑤有効である。

⑥有効である。

⑦コメント方式は有効なツールである。しかし、プロジェクトをより効果的に行うためには、日本人専門家によるセミナー開催回数を増やすことのほか、両国関係者がそれぞれの経験を語り合う機会とする日本研修を増やすことが望ましい。

⑧なし

⑨（VNUに質問省略）

⑩コメント方式は、双方の時間・労力の投入を最低限に押さえながら、日本側がベトナム側の関心事項を詳細に深く検討することができる利点がある。法案起草過程で日本側作業部会メンバーが提供した助言・コメントは、ベトナム関係者の（これからの）法案起草作業にも有効に利用できる。また、研究活動や実態調査への経費援助は法案起草作業を強く推進する力となっている。

⑪質問とコメント提供だけでは十分でない。法令の比較評価や最良案の提出等、より深いアプローチが必要である。

⑫全体としては効果的である。

⑬改正民法の法案起草を支援することには現在の協力方式が適切であり有効である。

⑭コメント方式は、両国関係者の時間・労力の投入を最低限に押さえながら、日本側がベトナム側の関心事項を詳細に深く検討することができる利点がある。しかし、両国の法概念に共通点があり、また両国の法整備レベルの違いがあまり大きくなければ、この方式がもっと効力を発揮できると思う。相手国側に（起草方針が固まって）草案を既に作成した場合にはこのコメント方式が有効であるが、相手国側がどの法体系（欧米流か日本流かのようなこと？）を見本とするか基本方針がまだ固まっていない場合には、（コメント方式ではなく）幾つかの

主要な法体系を総括的に紹介してから、各法体系の長所、短所についてコメントを供与するような協力方式のほうが効果的であると思う。これに、法案起草作業に係る研究活動及び実態調査を行うための経費援助も有効な協力である。

⑮なし

20. 法案起草の過程で、日本人専門家・研究会にコメント・助言を依頼してから、コメント・助言が提示されるまでのプロセスにおいて、改善すべき点があるとすればそれは何ですか（例として、依頼するコメント・論点の背景に関する説明資料の内容及び提供方法、日本側のコメントの内容、提示方法・タイミング等）。

①改善すべき点がない。ベトナム側の依頼に対してコメントを提出するという現在の方式を今後も採用すべきである。

②今後も同様な方法を採用してほしい。

③詳しく知らない。

④正確な翻訳に注意する必要がある。

⑤ベトナム側はコメントを依頼する際、問題点を明白に具体的に述べる必要がある。また、コメントを準備するための時間が十分あるようにし、コメントを適時に返すことも必要である。

⑥これらの方式は今後も有効であるが、もっと効力を発揮するためには、双方がまだ合意していない問題点について討論する時間をより長く延ばす必要がある。

⑦コメントなし。

⑧なし

⑨（VNUに質問省略）

⑩なし

⑪日本法だけでなく他国の法律をも比較検討の対象とするようにし、ベトナムの現況に適合すると思われる複数の選択肢を提出したうえ、分析・評価を行うこと。

⑫コメント・助言をより迅速に提出すること、他の国の法律との比較・評価を追加して行うことが必要である。

⑬改正民法の法案起草支援にとっては現在の協力方式が適切で有効である。

⑭問題6に対する回答のように、日本・ベトナム両国の法整備レベルの違いから両国関係者の問題意識が乖離しているが、これを避けるためには、ベトナム側がコメントを依頼するとき、そのコメントの背景、依頼理由等を適切に説明する資料を日本側に提出すべきである。これに、法案起草作業のタイミングに遅れないように、またベトナム側が受けたコメントを十分に勉強し吸収できるようにするために、コメントを返すまでの時間をなるべく短縮すべきである。実際には、コメントを依頼してからコメントが返すまでの時間が長すぎたため、コメントがベトナム側に届いたときは対象草案の内容が大分変わってしまって、コメントが適用できないことがしばしばあった。これは結果としてプロジェクトの成果達成に障害要因になる。今後は、日本側が常に対象法令の最新草案を手元にしながらコメントを検討できるように、状況を改善すべきである。

⑮なし

5. 日本・ベトナム両側からの投入実績

I. ベトナム側投入

1. カウンターパート配置

- ①プロジェクトディレクター：Dr. Hoang The Lien (MOJ副長官)
- ②プロジェクトマネージャ：Mr. Nguyen Huy Ngat (MOJ国際協力部部長)
- ③業務調整員：Mrs. Dinh Thi Bich Ngoc (MOJ国際協力部職員)
- ④成果A1 (改正民法) 担当カウンターパート
- ⑤成果A2 (知的財産法) 担当カウンターパート
- ⑥成果A3 (民事訴訟法、及び破産法) 担当カウンターパート
- ⑦成果A4 (民法に関連する基本法令) 担当カウンターパート
- ⑧成果B1a (国家司法院) 担当カウンターパート
- ⑨成果B1b (検察官能力強化) 担当カウンターパート
- ⑩成果B2 (判決書・判例整備) 担当カウンターパート
- ⑪成果B3 (ベトナム国家大学ハノイ校日本法講座) 担当カウンターパート

成果A1 (改正民法) 担当カウンターパート

担 当	氏 名	職 位
Part 1	Dr. Dinh Trung Trung	Vice-Minister of Justice (MOJ)
Part 2	Dr. Duong Dang Hue	Director, Civil and Economic Law Department (MOJ)
Part 3	Dr. Nguyen Thuy Hien	Director of NRAFT (MOJ)
	Dr. Nguyen Am Hieu	Deputy Director of the Civil and Economic Law Department (MOJ)
Part 4	Dr. Nguyen Van Luat	Director of the Judicial Science Institute (SPC)
Part 5	Mr. Nguyen Binh	Deputy Director of Civil and Economic Department (MOJ)
Part 6	Mr. Doan Nang	Director of the Department of Law, Ministry of Science and Technology (MOST)
Part 7	Dr. Hoang Phuoc Hiep	Director of the International Law Department (MOJ)

成果A2 (知的財産法) 担当カウンターパート

氏 名	職 位
Mr. Nguyen Binh	Deputy Director of Civil and Economic Department (MOJ)

成果A3 (民事訴訟法、及び破産法) 担当カウンターパート

氏 名	職 位
Dr. Dang Quang Phuong	Deputy Chief Justice (SPC)
Dr. Nguyen Van Luat	Director of the Judicial Science Institute (SPC)
Mr. Ngo Cuong	Deputy Director of the Judicial Science Institute (SPC)

成果A4（民法に関連する基本法令）担当カウンターパート

担当	氏名	職位
不動産登記法	Dr. Nguyen Thuy Hien	Director of NRAFT (MOJ)
担保取引登録令	Dr. Nguyen Thuy Hien	Director of NRAFT (MOJ)
国家賠償法	Dr. Duong Dang Hue	Director of the Civil and Economic Law Department (MOJ)
判決執行法	Mr. Nguyen Binh	Deputy Director of Civil and Economic Department (MOJ)
経済統合に関する法的枠組みの研究	Dr. Hoang Phuoc Hiep	Director of the International Law Department (MOJ)
	Mr. Hoa Huu Long	Deputy Director of the International Law Department (MOJ)

成果B1a（国家司法学院）担当カウンターパート

氏名	職位
Dr. Phan Huu Thu	Director (Judicial Academy, JA)
Mr. Nguyen Van Huyen	Deputy Director (JA)
Mr. Nguyen Thanh Tri	Head of Training Division (JA)
Ms. Do Thi Huong Nhu	Head of International Cooperation Division (JA)
Ms. Quach Thuy Quynh	Officer, International Cooperation Division (JA)
Mr. Dinh Xuan Nam	Vice Dean of Training School (SPP)
Mr. Nguyen Van Thong	Dean (College for Court Officers)
Mr. Nguyen Huy Thiep	Ex.Vice Chairmen, Ha Noi Bar Association
Mr. Nguyen Tien Dung	Head of Education Division, Personel Department, SPP

成果B1b（検察官能力強化）担当カウンターパート

氏名	職位
Dr. Vu Moc	Deputy Director of the Procuratorial Science Institute (SPP)
Mr. Le Tien	Legal Expert of the Procuratorial Science Institute (SPP)
Mr. Nguyen Quoc Viet	Legal expert of the Procuratorial Science Institute (SPP)
Ms. Hoang Thuy Hang	Officer of the Procuratorial Science Institute (SPP)
Mr. Dinh Xuan Nam	Vice Dean of Training School (SPP)
Mr. Nguyen Tien Dung	Head of Education Division, Personel Department (SPP)

成果B2（判決書・判例整備）担当カウンターパート

氏名	職位
Dr. Dang Quang Phuong	Deputy Chief Justice (SPC)
Mr. Ngo Cuong	Deputy Director of the Judicial Science Institute (SPC)
Mr. Dang Xuan Dao	Chief of the Secretariat (SPC)
Mr. Chu Thanh Quang	Department Legal Expert of Judicial Science (SPC)
Mr. Chu Xuan Minh	Deputy Chief Judge, SPC Civil Court
Mr. Tran Quoc Tu	Deputy Chief Judge, SPC Criminal Court
Mr. Do Cao Thang	Chief Judge, SPC Economic Court
Mr. Do Van Chinh	Chief Judge (SPC)
Mr. Nguyen Viet Cuong	Chief of Supervision Division, Chief Judge, SPC Labor Court

成果B3（ベトナム国家大学ハノイ校日本法講座）担当カウンターパート

氏名	職位
Prof. Dr. Mai Trong Nhuan	Vice President (VNU)
Dr. Le Cam	Dean of Law Faculty (VNU)
Dr. Nguyen Ngoc Chi	Vice Dean of Law Faculty (VNU)
LL.M Bui Thi Thanh Hang	Chief of Civil Laws Unit, Law Faculty (VNU)

2. 施設・事務室

- ①MOJ内に長期専門家用の常設事務所
- ②各カウンターパート機関内にセミナーやワークショップ等用会議室 (MOJ、JA、SPP、SPC、VNU)

3. 運営経費自己負担

- ①プロジェクト担当フルタイム職員の給料・手当
- ②JICAが供与する機材の入国税、保管、国内運搬、据付に係るコスト
- ③JICAが供与する機材等のメンテナンスコスト
- ④一部の翻訳費用、事務経費等

4. その他

- ①検察官マニュアルの作成費 (SPP、13,770米ドル)
- ②判決書マニュアルの作成費 (SPC、1,550米ドル)
- ③法曹三者共通教科書4冊の作成費 (JA、11,600米ドル)

II. 日本側投入（2006年4月時点までの実績を取りまとめたもの）

1. 長期専門家

長期専門家の派遣実績

	氏名	担当分野	派遣時期
①	杉浦 正樹	法整備支援 司法アドバイザー（法曹強化）	2002年7月1日～2004年3月31日
②	丸山 毅	アドバイザー（総括、経済法分野、 司法制度分野、人材育成分野）	2003年5月26日～2004年5月25日
③	榊原 信次	民事法立法、法曹人材養成、判例強化	2004年5月2日～2005年5月1日
④	森永 太郎	総括、民事法立法、法曹人材養成、 判例強化	2004年5月8日～2006年6月30日
⑤	山下 哲雄	業務調整	2004年7月20日～2006年6月30日
⑥	佐々木 直 史	アドバイザー（民法を中心とした民商 事法分野立法支援）	2004年11月29日～2006年6月30日
⑦	國分 隆文	民事法立法、法曹人材養成、判例強化	2005年5月22日～2006年6月30日

2. 短期専門家派遣

本フェーズ3開始後2006年3月30日現在まで、延べ29名（7.4MM）

- ①2003年度：計12名（2.5MM）
- ②2004年度：計5名（1.3MM）
- ③2005年度：計12名（3.6MM）

3. 機材供与

次頁「日本側が供与した「リスト」」に示すとおり、本フェーズ3に日本側が提供したコンピューター、プリンター等のコンピューター周辺機器、コピー機、事務機器及び消耗品、その他の機材は、総額約0.076億円。

日本側が供与した機材リスト

機材管理番号	供与年度	登録日	機材名 (メーカー・型式等)	単価			供与数	処分数	現有数	合計価格			利用 (保管) 場所	備考 (特記事項)
				JPY	VND	USD				JPY	VND	USD		
03A0001	2003	2004. 7. 30	Scanning software VnDOCR Pro 3.0		8,000,000		23		23		184,000,000		MOJ 23 province office	Handcarry budget in JPY 2003
03A0002	2003	2004. 7. 30	Rap top computer(TOSHIBA Dynabook E8/420 CME)	138,000			1		1	138,000		0	Project Office	Handcarry by Mr.maruyama
03B0003	2003	2004. 7. 30	Facsimile machine, Panasonic KX-FL502		6,993,800		1		1		6,993,800		Project Office	General Local Cost
03B0004	2003	2004. 7. 30	Shredder GEHA Primo 1000			325	1		1			325	Project Office	General Local Cost
03B0005	2003	2004. 7. 30	Safety Cash Box Sunguji		2,700,000		1		1		2,700,000		Project Office	General Local Cost
03A0006	2003	2004. 7. 30	DELL PowerEdge 4600 Server			7,245	1		1			7,245	MOJ/NRAST	Handcarry budget in JPY 2003
03A0007	2003	2004. 7. 30	DELL Optiplex GX270 SD, PC (カウンターパート U, Monitor, Keyboard, and other accessories)			1,080	4		4			4,320	MOJ/NRAST	Handcarry budget in JPY 2003
03A0008	2003	2004. 7. 30	IBM ThinkCenter A30 Desktop カウンターパート			960	1		1			960	MOJ/NRAST	Handcarry budget in JPY 2003
03A0009	2003	2004. 7. 30	HP5100 Tn Net-LaserJet Printer			2,323	1		1			2,323	MOJ/NRAST	Handcarry budget in JPY 2003
03A0010	2003	2004. 7. 30	Projector EIKI model SB20			2,235	1		1			2,235	MOJ/NRAST	Handcarry budget in JPY 2003
03A0011	2003	2004. 7. 30	Photocopy Ricoh FT 5840			3,565	1		1			3,565	MOJ/NRAST	Handcarry budget in JPY 2003
03A0012	2003	2004. 7. 30	HP5100 Tn Net-LaserJet Printer			1,500	1		1			1,500	JA	Handcarry budget in JPY 2003
03A0013	2003	2004. 7. 30	Bubblejet Printer CANON BJC55			310	1		1			310	JA	Handcarry budget in JPY 2003
03A0014	2003	2004. 7. 30	Notebook Toshiba Satellite, 10-S440 (カウンターパート U, Monitor, Keyboard, and other accessories)			2,350	1		1			2,350	JA	Handcarry budget in JPY 2003
03A0015	2003	2004. 7. 30	Bookmarking machine(Sunbeam Babygiant)			230	1		1			230	JA	Handcarry budget in JPY 2003
03A0016	2003	2004. 7. 30	Coference System Control Unit SONY SX-M10A Control Unit			2,365	1		1			2,365	SPP	Handcarry budget in JPY 2003
03A0017	2003	2004. 7. 30	Coference System for Chairman SONY SXC-100A			570	1		1			570	SPP	Handcarry budget in JPY 2003
03A0018	2003	2004. 7. 30	Coference System for Prtipants SONY SXD-100A deligate's Unit			460	9		9			4,140	SPP	Handcarry budget in JPY 2003
03A0019	2003	2004. 7. 30	Coference System connection cable SONY RK-1710 Extension cable			205	1		1			205	SPP	Handcarry budget in JPY 2003

機材管理番号	供与年度	登録日	機材名 (メーカー・型式等)	単価			供与数	処分数	現有数	合計価格			利用 (保管) 場所	備考 (特記事項)
				JPY	VND	USD				JPY	VND	USD		
03A0020	2003	2004. 7. 30	Toshiba Photocopier Model 4570 with 20 Bin sorter Spec: A4,45perminute			7,350	1		1			7,350	SPC	Handcarry budget in JPY 2003
03A0021	2003	2004. 7. 30	PC Dell Optiplex 160L SMT			875	1		1			875	SPC	Handcarry budget in JPY 2003
03A0022	2003	2004. 7. 30	HP ScanJet 5550C Scanner			480	1		1			480	SPC	Handcarry budget in JPY 2003
03A0023	2003	2004. 7. 30	Coference System YAMAHA Amplyfire			820	1		1			820	SPC	Handcarry budget in JPY 2003
03A0024	2003	2004. 7. 30	Coference System Speaker Peavay 600W			500	1		1			500	SPC	Handcarry budget in JPY 2003
03A0025	2003	2004. 7. 30	Coference System Wireless Microphone Y11-555			125	4		4			500	SPC	Handcarry budget in JPY 2003
03A0026	2003	2004. 7. 30	SONY VPL=CX6 Portable Projector			3,100	1		1			3,100	Project Office	Handcarry budget in JPY 2003
03A0027	2004	2004. 7. 30	IBM Think pad R51	180,000			2		2	360,000			Project Office	Hand carry by Mr.Sakakibara &Mr.Morinaga
03A0028	2004	2004. 7. 30	OLYMPUS Voice Trek DM-30	29,380			1		1	29,380			Project Office	Hand carry by Mr.Sakakibara
03A0029	2004	2004. 7. 30	SONY IC Recorder ICD40ST	15,000			1		1	15,000			Project Office	Hand carry by Mr.Morinaga
03B0030	2004	2004. 9. 30	Laser Printer HP 2300N			960	1		1			960	Project Office	General Local Cost
03B0031	2004	2004. 11. 24	Laser Printer HP 1320		7,538,000		1		1		7,538,000		MOJ/ProOffice	General Local Cost
03B0032	2004	2005. 3. 25	Laser Printer HP 1100		5,530,000		1		1		5,530,000		VNU Prof.Hang	General Local Cost
03B0033	2004	2005. 3. 25	Desktop カウンターパート HP Compad UPS,monitor,Keyboard and UPS			1,135	1		1			1,135	Project Office	General Local Cost
03B0034	2004	2005. 3. 25	Voice Recorder Diasonic DDR-3100			159	1		1			159	MOJ/ProOffice	General Local Cost
										542,380	206,761,800	48,522		
											US\$13,086.19			
										¥542,380	¥1,504,912	¥5,580,030		
									機材供与計	¥7,627,322				

4. 研究会活動

4-1 民法改正共同研究会

①研究会委員リスト

	氏名	所属先	委嘱期間 (フェーズ3当初から委嘱の場合は空欄)
1	森脇 昭夫 (委員長)	財団法人地球環境戦略研究会機関 理事長	
2	新美 育文	明治大学大学院法務研究科 教授	
3	内田 勝一	早稲田大学国際教養学部 学部長/教授	
4	野村 豊弘	学習院大学大学院法務研究科 常任理事/教授	
5	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科 教授	
6	角紀 代恵	立教大学法学部 教授	
7	佐藤 恵太	中央大学大学院法務研究科 教授	
8	渡辺 達徳	中央大学大学院法務研究科 教授	2004年4月～
9	田中 嘉寿子	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2006年4月～
10	伊藤 文規	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2006年4月～
11	武藤 司郎	日本弁護士連合会 弁護士	～2004年3月
12	森永 太郎	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	～2004年5月
13	丸山 毅	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2004年6月～2006年3月
14	伊藤 隆	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2004年4月～2006年3月

②研究会開催実績 (第29回以前はフェーズ2時に実施)

	開催日	主な議題
第30回	平成15年7月7日	フェーズ3合意内容について
		現地ワークショップ結果報告 (物権法)
第31回	平成15年8月2～3日	体系全体についての検討
		ベトナム国家大学ハノイ校への協力について
第32回	平成15年9月23日	担保取引法令ワークショップ概要報告
		ワークショップ準備 (不動産登記法、債権総論、相続法)
		代理法体系案
		IP関連法WS問題状況報告
		建物区分所有権法体系案
第33回	平成15年10月29日	体系案の検討 (総則、債権総論)
第34回	平成15年12月5日	知的財産関係報告
		債権総論ワークショップ結果報告
		ベトナム国家大学ハノイ校について
		民訴法草案の状況
第35回	平成16年1月13日	現地ワークショップ結果報告・協議 (債権総論、不法行為法改正、民法体系案)

		現地専門家からの報告（担保取引登録法令ワーキングセッション概要、ベトナム国家大学ハノイ校案件の進捗）
		現地専門家からの照会事項（民法第6編（IP法）のアウトライン）
第36回	平成16年3月1日	各先生担当条文案について
第37回	平成16年4月5日	各先生担当条文案について
		担保取引登録法令ドラフトに対する日本側コメントについて
第38回	平成16年5月10日	現地からの報告（立法スケジュール、本邦研修）
		運営指導調査について
		各先生担当条文案について
		担保取引登録法令について
第39回	平成16年6月10日	丸山長期専門家帰国報告
		現地からの報告（民法及び担保取引法令の新条文案状況、MOJとの協議結果）
		運営指導調査について
		知的財産権について
		各先生担当条文案について
		担保取引登録法令 日本側からの詳細コメントについて
第40回	平成16年7月6日	運営指導調査団帰国報告
		各先生担当条文案について
第41回	平成16年8月9日	角先生とヒエン担保取引登録局長との協議について
		各先生担当条文案について
		知的財産小委員会について
第42回	平成16年9月30日	ベトナム司法省とのJICA-Net協議
第43回	平成16年11月11日	現地ワークショップ報告（債権）
		国会提出草案の審議
第44回	平成16年12月16日	民法支援研修について
		現地ワークショップ報告（知的財産）
		ベトナム民商事局とのJICA-Net協議
第45回	平成17年1月24日	民法支援研修について
		民法国会提出草案について
		ベトナム民商事局とのJICA-Net協議
第46回	平成17年3月18日	ベトナム民法研修結果報告
		ベトナム民法教材作成について法曹養成部会の協力要請
		ベトナム民商事局とのJICA-Net協議
		ベトナム国家大学ハノイ校集中講義カリキュラムについて
第47回	平成17年4月22日	国会審議スケジュールについて
		ベトナム民法教材作成について現況報告
		担保取引登録局ヒエン局長とのJICA-Net協議
第48回	平成17年6月27日	民法成立の報告及び最新状況報告
		今後の部会の活動について（関連法案の審議状況報告）
		JAの教材作成支援について

第49回	平成17年7月19日	不動産登記法ワークショップ報告
		JAの教材作成支援について
		司法省トゥン新次官とのJICA-Net協議（改正民法に関する説明）
第50回	平成17年8月30日	不動産登記法に関する状況報告
		不動産登記法に関するコメント検討
		JA民法教科書状況報告
第51回	平成17年9月27日	JA民法教科書作成支援進捗状況報告
		不動産登記法に関するコメント検討
		不動産登記法ワークショップ報告
第52回	平成17年11月8日	JA民法教科書作成支援進捗状況報告
		ベトナム国家大学ハノイ校集中講義報告
		担保取引登録局ヒエン局長とのJICA-Net協議
第53回	平成17年12月9日	ベトナム改正民法に評価について
		国家賠償法現地セミナーについて
		法整備支援連絡会について
第54回	平成18年1月18日	国家賠償法ワークショップ報告及び現地セミナーについて
		不動産登記法起草支援進捗状況報告
第55回	平成18年2月16日	国家賠償法ワークショップ報告及び現地セミナーについて
		不動産登記法ワークショップ報告
		終了時評価調査について

③短期専門家派遣実績

	氏名	分野	派遣期間	月数
1	松本 恒雄	民法	2003. 7. 27 - 2003. 7. 31	0. 2
2	野村 豊弘	民法	2003. 11. 2 - 2003. 11. 6	0. 2
3	森脇 昭夫	民法	2003. 12. 21 - 2003. 12. 25	0. 2
4	野村 豊弘	担保取引登録令	2004. 10. 31 -2004. 11. 2	0. 1
※	佐藤 恵太*	知的財産法	2004. 11. 3 - 2004. 11. 4	0. 1
5	森脇 昭夫	国家賠償法	2006. 3. 27 - 2006. 3. 31	0. 3
	計		5名	1. 0M

* JICA予算によるものではない。

④本邦研修実績及び参加者リスト

(1) 改正民法 実施時期：2005年2月～0.5ヶ月

No.	Name	Position/organization	Training Topic	Duration
1	Mr. Dinh Trung Tung	Director, Civil and Economic Law Dept. MOJ	Civil Code amendment	20th Feb. 2005 to 5th Mar. 2005
2	Mr. Do Duy Thuong	Vice President, Central Committee of Fatherland Front of Vietnam		
3	Mr. Phan Trung Ly	Vice president, Law Committee, NA		
4	Mr. Tran Van Trung	Vice Director Procuratorial Science Institute, SPP		
5	Mr. Dinh Dung Sy	Vice Director, legislation bureau, OOG		
6	Mrs. Nguyen Thuy Hien	Director, NRAST, MOJ		
7	Mr. Hoa Huu Long	Dep. Dir., Int'l Law Dept. MOJ		
8	Mrs. Vo Thi Thanh	Senior expert, Civil and Economic Law Dept. MOJ		
9	Mrs. Hoang Thi Thanh	Examiner, Judicial Science Institute, SPC		
10	Mr. Bui Van Sy	Expert, Legal Dept. MOSTE		
11	Mrs. Pham Thi Huong Lan	Expert, Vietnam Federal of lawyers Assosications		
12	Mr. Nguyen Huu Huyen	Expert, Dept. of Int'l Cooperation, MOJ		

⑤長期・短期専門家によるワーキングセッション及び現地セミナーの実施実績

サブ・プロジェクトA 成果1. 改正民法の最終草案の起草（司法省 民事経済法局・交際法局）				
時 期	活動内容	主催／講師	実施場所	ベトナム側参加者
2003年				
11月3日～5日	ワーキング・セッションの実施	丸山長期専門家	MOJ	61人（3日間）
12月22日～23日	ワーキング・セッションの実施 (Liability for compensation for non contractual damage)	丸山長期専門家	MOJ	53人（2日間）
2004年				
9月30日	JICA-NET ワーキング・セッションの実施	民法改正共同研究会	JICA	13人
11月1日～2日	現地セミナーの開催	野村短期専門家	MOJ	37人（2日間）
11月11日	JICA-NET ワーキング・セッションの実施	民法改正共同研究会	JICA	16人
12月4日	JICA-NET ワーキング・セッションの実施（国際私法）	民法部会（神前教授・学習院大学）	JICA	11人
12月16日	JICA-NET ワーキング・セッションの実施	民法改正共同研究会	JICA	10人
12月17日	フォローアップ・ワーキング・セッション1実施（国際私法）	森永・佐々木長期専門家	MOJ	10人
2005年				
1月13日	フォローアップ・ワーキング・セッション2実施（国際私法）	森永・佐々木長期専門家	MOJ	5人
1月24日		民法改正共同研究会	JICA	19人
2月1日	JICA-NET ワーキング・セッションの実施	森永・佐々木長期専門家	MOJ	5人
2月18日	フォローアップ・ワーキング・セッション3実施（国際私法）	民法部会（神前教授・学習院大学）	JICA	7人
3月18日		民法改正共同研究会	JICA	7人
5月19日	JICA-NET ワーキング・セッションの実施（国際私法）			
7月19日	JICA-NET ワーキング・セッションの実施 ベトナム国会第11期第7回本会議で可決・成立 JICA-NET ワーキング・セッションの実施 (トウン副大臣による国会成立改正民法の解説)	民法改正共同研究会	JICA	15人

サブ・プロジェクトA 成果4. 民法関連法案の草案準備の促進

1. 不動産登記法起草（司法省 担保取引登録局）

時 期	活動内容	主催／講師	実施場所	ベトナム側参加者
2003年				
9月22日	ワーキング・セッションの実施	丸山長期専門家	MOJ	11人
10月27日	ワーキング・セッションの実施	丸山長期専門家	MOJ	20人
2004年				
10月18日	ワーキング・セッションの実施	森永長期専門家	MOJ	22人
10月22日	ワーキング・セッションの実施	森永長期専門家	MOJ	19人
2005年				
1月26日	ワーキング・セッションの実施	森永・佐々木長期専門家	MOJ	31人
4月～5月	不動産登記実態調査（北部・中部・南部 全18省）		全18省	
6月30日	ワーキング・セッションの実施	森永・佐々木長期専門家	MOJ	22人
8月9日	ワーキング・セッションの実施	森永・佐々木長期専門家	MOJ	26人
9月14日	ワーキング・セッションの実施	森永・佐々木長期専門家	MOJ	29人
9月15日	ワーキング・セッションの実施	森永・佐々木長期専門家	MOJ	21人
11月18日	JICA-NET ワーキング・セッションの実施	民法改正共同研究会	JICA	17人
2006年				
1月19日	ワーキング・セッションの実施	森永・佐々木長期専門家	MOJ	34人
1月20日	ワーキング・セッションの実施	森永・佐々木長期専門家	MOJ	17人
2月10日	ワーキング・セッションの実施	森永・佐々木長期専門家	MOJ	24人
3月6日	ワーキング・セッションの実施	森永・佐々木長期専門家	MOJ	20人

2. 担保取引登録令（司法省 担保取引登録局）				
時 期	活動内容	主催／講師	実施場所	ベトナム側参加者
2004年				
1月7日	ワーキング・セッションの実施	丸山長期専門家	MOJ	24人
8月27日	JICA-NET ワーキング・セッションの実施	民法部会（角教授・立教大学）	JICA	9人
4. 国家賠償法起草（司法省 民事経済法局）				
時 期	活動内容	主催／講師	実施場所	ベトナム側参加者
2005年				
12月19日	ワーキング・セッションの実施	森永長期専門家	MOJ	31人
2006年				
1月16日	ワーキング・セッションの実施	森永・國分長期専門家	MOJ	28人
2月16日	ワーキング・セッションの実施	森永・國分長期専門家	MOJ	32人
3月28日～30日	ワーキング・セッションの実施	森寫短期専門家、森永・國分・佐々木長	MOJ	40人
4月26日	ワーキング・セッションの実施	期専門家 森永・佐々木長期専門家	MOJ	11人

4-2 民法改正共同研究会知的財産法小委員会

①委員リスト

	氏名	所属先	委嘱期間
1	松尾 和子 (委員長)	日本弁護士連合会 弁護士	2004年8月～2005年3月
2	佐藤 恵太	中央大学大学院法務研究科 教授	2004年8月～2006年3月
3	茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科 教授	2004年8月～2006年3月
4	土肥 一史	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授	2004年8月～2006年3月
5	林 いづみ	日本弁護士連合会 弁護士	2004年8月～2005年3月

②委員会開催実績

	開催日	主な議題
第1回	平成16年8月3日	ベトナム政府の方針決定について
		条文案の概要
第2回	平成16年9月3日	民法典及び不正競争の規定
		技術移転
第3回	平成16年10月25日	民法典条文改正案
第4回	平成16年11月9日	現地ワークショップ報告

③長期・短期専門家によるワーキングセッション及び現地セミナー実施実績

サブ・プロジェクトA 成果2. 知的財産関連法規に関する基礎知識習得・草案起草（司法省 民事経済法局）				
時 期	活動内容	主催／講師	実施場所	ベトナム側参加者
2004年 11月3日～4日	現地ワーキング・セッションの開催	佐藤教授 中央大学	MOJ	40人（2日間）
2005年 3月18日	JICA-NET ワーキング・セッションの実施	知的財産法小委員会 （佐藤教授・一橋大学、土肥教授・一橋大学）	JICA	7人
11月	ベトナム国会第8回本会議にて法案が可決・成立			

4-3 民事訴訟法共同研究会

①委員リスト

	氏名	所属先	委嘱期間 (フェーズ3当初から 委嘱の場合は空欄)
1	吉村 徳重 (委員長)	日本弁護士連合会 弁護士	
2	井関 正裕	日本弁護士連合会 弁護士	
3	酒井 一	立命館大学大学院法務研究科 教授	
4	田中 嘉寿子	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2006年4月～
5	伊藤 文規	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2006年4月～
6	山下 輝年	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	～2004年3月
7	森永 太郎	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	～2004年5月
8	廣上 克洋	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2004年4月～2006年3月
9	丸山 毅	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2004年6月～2006年3月

②研究会開催実績

	開催日	主な議題
第1回	平成15年6月18日	本研究会の設置根拠・名称・作業内容等
		ベトナム法整備支援の経緯と概況
		ベトナム民事訴訟法の特徴及び全体的構成
		これまでの指摘・助言事項
		ベトナム第一審手続の特徴と助言・改正内容
第2回	平成15年7月7日	英語訳の実情
		SPC論点ペーパーについて
		ベトナム民事訴訟法9次草案の検討
第3回	平成15年7月22～23日	ベトナム民事訴訟9次草案の特徴とその検討
		ベトナム最高人民検察院チー検事に対する質問の検討
第4回	平成15年8月28日	ベトナム民事訴訟法9次草案に対するコメント案の検討
		ベトナム民事訴訟法草案に対するコメント不足部分の選定と取り扱いについて
		現地専門家によるベトナム側への確認事項について
第5回	平成15年10月6日	ベトナム民事訴訟法9次草案に対するコメント案の検討
第6回	平成15年11月10日	コメントの検討
		第11次草案への対応の検討
第7回	平成15年12月18日	コメントの検討
		第11次草案への対応の検討
第8回	平成16年2月2日	第11次草案における改正点及び問題点の検討
第9回	平成16年3月5～6日	第11次草案に係るベトナム国会の論点ペーパーに対する日本側対応の最終確認及び書面コメントについての協議
第10回	平成16年3月24日	ベトナム民事訴訟法セミナー内容の確認 (JICA-Net利用)
	平成16年3月25日	ベトナム民事訴訟法セミナー (JICA-Net利用)

第11回	平成16年10月21日	今後の活動スケジュール及び手順（担当割り）について
		ベトナム新民事訴訟法に対する日本側コメントの反映状況の検証
		これまでの支援活動（理念、方針および方法）の検討・検証
第12回	平成16年12月9日	ベトナム新民事訴訟法に対する日本側コメントの反映状況の検証
		ベトナムSPCフォン副長官との意見交換の内容検討
		法整備支援連絡会における講演内容等の打ち合わせ
第13回	平成17年1月13日	フォン副長官との新民事訴訟法起草及び運用に関する質疑応答
第14回	平成17年3月8日	ICD NEWS掲載論文作成にかかる担当分野及び執筆方針の検討
第15回	平成17年4月7日	ベトナム司法学院の民訴法テキスト支援について
		ICD NEWS掲載論文の検討
		ベトナム民事訴訟法共同研究の振り返りについて
第16回	平成17年6月16日	JAに対する民訴法テキスト支援について
		ICD NEWS第21号の掲載論文について
		ベトナム民事訴訟法に残された課題について
第17回	平成17年9月21日	JAの教材作成支援の現状について
		ベトナム民事訴訟法の今後の課題について
		ベトナム民事訴訟法起草手法の論点整理について
第18回	平成17年12月1日	ベトナム民事訴訟法起草支援の回顧と展望について

③短期専門家派遣実績

氏名		分野	派遣期間	月数
1	吉村 徳重	民事訴訟法	2003. 8. 4 - 2003. 8. 10	0. 3
2	井関 正裕	民事訴訟法	2003. 8. 4 - 2003. 8. 10	0. 3
3	酒井 一	民事訴訟法	2003. 8. 4 - 2003. 8. 10	0. 3
4	吉村 徳重	民事訴訟法	2004. 3. 10 - 2004. 3. 13	0. 1
5	井関 正裕	民事訴訟法	2004. 3. 10 - 2004. 3. 13	0. 1
6	酒井 一	判決執行法	2005. 7. 26 - 2005. 8. 2	0. 3
計			6名	1. 4M

④長期・短期専門家によるワーキングセッション及び現地セミナー実施実績

サブ・プロジェクトA 成果3. 民事訴訟法及び倒産法の最終法案起草（最高人民裁判所）				
時 期	活動内容	主催／講師	実施場所	ベトナム側参加者
2003年 8月6～8日	民事訴訟法ワーキング・セッションの開催	吉村・井関・酒井短期専門家		115人（3日間）
2004年 3月11～12日	民事訴訟法現地セミナーの開催	吉村・井関・酒井短期専門家	MOJ	70人（2日間）
3月25日	JICA-NET ワーキング・セッションの実施	民事訴訟法共同研究会	JICA	12人
6月	国会第11期第5回本会議にて法案が可決・成立			

サブ・プロジェクトA 成果4. 民法関連法案の草案準備の促進 3. 判決執行法起草（司法省 民事経済法局）				
時 期	活動内容	主催／講師	実施場所	ベトナム側参加者
2004年 10月14日	ワーキング・セッションの実施	森永長期専門家	MOJ	7人
2005年 5月18日	ワーキング・セッションの実施	森永長期専門家	MOJ	21人
6月16日	ワーキング・セッションの実施	森永長期専門家	MOJ	17人
7月28～29日	現地セミナーの開催	酒井短期専門家、森永・國分長期専門家	MOJ	61人（2日間）

4-4 法曹養成共同研究会

①委員リスト

氏名		所属先	委嘱期間 (フェーズ3当初から委嘱の場合は空欄)
1	松田 亨 (委員長)	司法研修所 教官	2005年4月～
2	加藤 学	司法研修所 教官	
3	松島 洋	日本弁護士連合会 弁護士	
4	片山 達	日本弁護士連合会 弁護士	
5	田中 嘉寿子	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2006年4月～
6	伊藤 文規	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2006年4月～
7	下田 文男 (委員長)	司法研修所 教官	2003年11月～2005年3月
8	山下 輝年	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2003年11月～2004年3月
8	森永 太郎	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2003年11月～2004年5月
8	廣上 克洋	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2004年4月～2006年3月
9	丸山 毅	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2004年6月～2006年3月

②研究会開催実績

	開催日	主な議題
第1回	平成15年11月11日	WG設置要旨・根拠・プロジェクトの現状について
		活動の進め方・たたき台に対する意見交換
		現地セミナーについて
第2回	平成15年12月24日	加藤新太郎教官現地セミナー報告
		第1回本邦研修について
第3回	平成16年3月10日	第1回ベトナム法曹養成機関強化本邦研修総括報告
		今後の活動方針及び作業予定(次回現地セミナーのプログラム見直し、 書面コメント作業予定の検討)
第4回	平成16年8月25日	松島委員現地セミナー結果報告
		運営指導調査団結果報告
		現地専門家現状報告
		今後の活動方針について協議
第5回	平成16年11月22日	ベトナム法曹養成WG1年目レポートの検討
		法曹養成共通カリキュラム・アウトラインの検討
		本邦研修の内容、日程の検討
第6回	平成17年1月19日	ベトナム法曹養成WG作成の「法曹養成の共通カリキュラム」(ドラフト1)の検討
第7回	平成17年3月23日	民法・民訴法テキストについての報告
		カリキュラム第3ドラフトの検討
		技能教材支援の可否・方向性についての検討

第8回	平成17年6月29日	JAに対する支援活動の現状報告
		現地セミナーの日程案・テーマ案・派遣専門家の検討
		国特研修の日程案・テーマ案の検討
第9回	平成17年8月22日	現地の状況報告
		現地セミナーの準備についての協議
第10回	平成17年10月13日	共通カリキュラム及び裁判技能編教科書の作成作業の進捗状況
		本邦研修の実施計画検討
第11回	平成17年11月17日	現地セミナー結果報告
		現地専門家状況報告
		本邦研修具体的日程協議
第12回	平成18年1月27日	JA技能編教材作成作業等に関する現地報告
		本邦研修における意見交換（JA技能編教材原稿について等）の打ち合わせ
第13回	平成18年3月29日	現地専門家状況報告
		教材技能編原稿（追加分）についての意見交換
		JICA本部の質問に対するコメント

③短期専門家派遣実績

氏名（所属先、委員除く）		分野	派遣期間	月数
1	山下 輝年	法曹養成	2003.12.1 - 2003.12.7	0.3
2	加藤 新太郎（司法研修所 教官）	法曹養成	2003.12.3 - 2003.12.6	0.3
3	松島 洋	法曹養成	2004.8.1 - 2004.8.8	0.3
4	川嶋 四郎 （九州大学大学院法学研究院 教授）	法曹養成	2004.8.1 - 2004.8.8	0.3
5	加藤 学	法曹養成	2005.10.18 - 2005.10.25	0.3
6	高畑 満（日本弁護士連合会 弁護士）	法曹養成	2005.10.18 - 2005.10.25	0.3
計			6名	1.8M

④本邦研修実績及び研修員リスト

(1) 法曹育成機関能力強化 実施時期：2004年2月～1ヶ月

No.	Name	Position/organization	Training Topic	Duration
1	Mr. Nguyen Thanh Binh	Dean, JA	Strengthening capacity for judicial training agencies	2nd Feb. 2004 to 5th Mar. 2004
2	Mr. Tran Quo カウンターパート hu	Chief Inspector, MOJ		
3	Mr. Dinh Van Que	Chief of criminal court division, SPC		
4	Mr. Nguyen Van Dung	Vice Principal, Court School, SPC		
5	Mr. Nguyen Ngoc Khanh	expert, SPP		
6	Mr. Dinh Xuan Nam	Vice Principal, Procuratorial College, SPP		

7	Mrs. Vu Thi Huong	Expert, MOJ		
8	Mr. Nguyen Van Bon	Expert, MOJ		
9	Mrs. Le Thi Ha	Vice Dean, JA		
10	Mrs. Nguyen Minh Hang	lecturer, JA		
11	Mrs. Vu Thi Hoa	lecturer, JA		

(2) 法曹人材教育カリキュラム開発 実施時期：2005年1月～0.5ヶ月

No.	Name	Position/organization	Training Topic	Duration
1	Mr. Nguyen Van Huyen	Dep. Director, JA	Making survey and studying experiences of developing curriculum and textbooks for training judicial titles	20th Feb. 2005 to 5th Mar. 2005
2	Mr. Nguyen Tien Dung	SPC		
3	Mr. Nguyen Thanh Tri	Head of training Division, JA		
4	Mr. Phan Chi Hieu	Vice Head of training Division, JA		
5	Mr. Nguyen Van Diep	In charge in training procurators, JA		
6	Mr. Pham Nhu Hung	Lecturer, JA		
7	Mr. Tran Minh Tien	Lecturer, JA		
8	Mrs. Le Thi Thuy Nga	Lecturer, JA		
9	Mr. Nguyen Huy Thiep	Vice Chairman, Ha Noi Bar Association		

(3) 法曹人材育成機関能力強化 実施時期：2006年2月～0.5ヶ月

No.	Name	Position/organization	Training Topic	Duration
1	Mr. Phan Huu Thu	Director, JA	Strengthening the Function of Vietnamese Judicial Training Institutes	5th Feb. 2006 to 18th Feb. 2006
2	Mr. Nguyen Thanh Phu	Dep. Chief, Information and Research Center, JA		
3	Ms. Do Thi Huong Nhu	Vice Head, International Cooperation Division, JA		
4	Mr. Hoang Ngo Van	Lecturer, JA, HCM Branch		
5	Ms. Nguyen Thanh Mai	Lecturer, JA		
6	Ms. Le Lan Chi	Lecturer, JA		
7	Ms. Ngo Ngoc Van	Lecturer, JA		
8	Mr. Hoang Ngoc Can	Head, Criminal Prosecution Dept. Hanoi People's Procuracy		
9	Ms. Dang Thi Bich Nga	Chief Judge, Gia Lam District Court		
10	Ms. Nguyen Thi Ban Hang	Lawyer, Hanoi Bar Association		

⑤長期・短期専門家によるワーキングセッション及び現地セミナー実施実績

サブ・プロジェクトB 成果1(a) 法曹養成機関強化 (JA・SPC・SPP)				
時期	活動内容	主催/講師	実施場所	ベトナム側参加者
2003年				
9月18日	ワーキング・セッション	杉浦長期専門家	JA	21人
10月18日	ワーキング・セッション	杉浦長期専門家	JA	16人
11月14日	ワーキング・セッション	杉浦長期専門家	JA	15人
12月4日～5日	現地セミナー	加藤・山下短期専門家	JA	29人
2004年				
1月7日	ワーキング・セッション	杉浦長期専門家	JA	17人
3月23日	ワーキング・セッション	杉浦長期専門家	JA	18人
4月20日	ワーキング・セッション	杉浦長期専門家	JA	12人
8月4日～6日	現地セミナー	松島・川嶋短期専門家	JA	101人
10月6日	ワーキング・セッション	榊原長期専門家	JA	18人
11月23日	ワーキング・セッション	榊原長期専門家	JA	31人
11月25日	ワーキング・セッション	榊原長期専門家	JA	---
12月1日	ワーキング・セッション	榊原長期専門家	JA	---
12月22日	ワーキング・セッション	榊原長期専門家	JA	25人
2005年				
1月20日	ワーキング・セッション	榊原長期専門家	JA	19人
2月22日	ワーキング・セッション	榊原長期専門家	JA	21人
4月26日	ワーキング・セッション	榊原長期専門家	JA	26人
6月28日	ワーキング・セッション	國分長期専門家	JA	27人
9月22日	ワーキング・セッション	國分長期専門家	JA	29人
10月12日	ワーキング・セッション	國分長期専門家	JA	23人
10月18日	ワーキング・セッション	國分長期専門家	JA	19人
10月20日～21日	現地セミナー	加藤・高畑短期専門家	JA	41人
11月15日	ワーキング・セッション	國分長期専門家	JA	15人

成果1 (b) 検察官マニュアル作成 (SPC)				
時 期	活動内容	主催／講師	実施場所	ベトナム側参加者
2004年				
10月26日	ワーキング・セッション	森永長期専門家	SPP	16人
12月28日	ワーキング・セッション	森永長期専門家	SPP	20人
2005年				
1月20日	ワーキング・セッション	森永長期専門家	SPP	18人
8月18日～19日	ワーキング・セッション	森永長期専門家	Ha Noi	84人
8月29日～30日	ワーキング・セッション	森永長期専門家	Ha Nam	100人
9月8日～9日	ワーキング・セッション	森永長期専門家	Hai Duong	100人

4-5 判決書・判例整備共同研究会

①委員リスト

	氏名	所属先	委嘱期間 (フェーズ3当初から 委嘱の場合は空欄)
1	井関 正裕 (委員長)	日本弁護士連合会 弁護士	2004年1月～
2	島崎 邦彦	大阪地方裁判所 裁判官	2006年4月～
3	塚原 長秋	日本弁護士連合会 弁護士	2004年1月～
4	関根 澄子	法務省法務総合研究所 教官	2004年4月～
5	伊藤 文規	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2006年4月～
6	宮崎 謙	大阪地方裁判所 裁判官	2004年1月～2006年3月
7	山下 輝年	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2004年1月～2004年3月
8	森永 太郎	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2004年11月～2004年5月
8	丸山 毅	法務省法務総合研究所国際協力部 教官	2004年6月～2006年3月

②研究会開催実績

	開催日	主な議題
第1回	平成16年1月20日	WG趣旨説明、運営方針・作業分担決定
		ベトナムの判決書・判例の特徴について
		現地セミナー案・本邦研修案検討作業
第2回	平成16年3月17日	ベトナム裁判所判決書全般についての分析コメント
		個別判決書の問題点分析・討議
第3回	平成16年3月30日	ベトナム裁判所判決書等に対する質問項目の検討及び取りまとめ
		ベトナム判決2、7、8の問題点分析・討議
第4回	平成16年4月15日	井関委員による法総研国際協力部新教官に対するベトナムの現状(民訴法・判決書等)に関するレクチャー
		宮崎委員作成サンプル判決の検討
第5回	平成16年4月26日	ベトナム側WGとのテレビ会議
第6回	平成16年5月7日	5月現地セミナー内容検討
第7回	平成16年6月9日	本邦研修(9月実施)について
		現地セミナー報告
第8回	平成16年7月5日	ベトナム現地の状況説明及び本邦研修内容の検討
		現地専門家とのテレビ会議
		現地とのテレビ会議を踏まえての日本側での協議
第9回	平成16年8月19日	判決書標準化支援活動の現状報告
		支援戦略及び報告せいについて
		ベトナム現地専門家からの現状報告
第10回	平成16年9月16日	判決書標準化支援活動の現状報告
		事実認定に関するセミナーについて
		日本側から提案すべき判決書のスタイルについて

第11回	平成16年11月4日	「事実認定・理由」をテーマとするセッションの準備
		ベトナム判決主文の問題点検討
		SPCフォン副長官来日時の本研究会の対応について
第12回	平成16年12月8日	SPC作成のPrimary Report に関するコメントの検討
		判決書サンプルに対するコメントの検討
第13回	平成17年1月14日	SPCフォン副長官とのベトナム判決書・判例整備に関する質疑応答
第14回	平成17年1月25日	現地ワークショップ報告
		SPCフォン副長官との質疑応答結果報告
		SPC作成のベトナム判決書サンプルに対するコメント作成
第15回	平成17年2月23日	判決書マニュアル（ドラフト）に対するコメントの検討
		日本側による判決書サンプル作成の検討
第16回	平成17年3月22日	現地専門家状況報告
		判決書サンプルに対するコメントの検討
第17回	平成17年4月14日	現地ワーキングセッション経過報告
		現地セミナー（6月実施予定）についての検討
第18回	平成17年5月12日	ベトナム現地セミナーの内容検討について
第19回	平成17年5月25日	ベトナム現地セミナーの内容検討について
第20回	平成17年6月9日	ベトナム現地セミナーの内容報告について
		本邦研修の準備について
第21回	平成17年8月4日	本邦研修の内容検討について
		判決書マニュアルドラフトの検討について
第22回	平成17年10月25日	本邦研修報告
		ベトナム現地報告
		今後の判決書・判例整備支援について
第23回	平成17年11月29日	ベトナム側書き直しサンプル判決書の検討
		ベトナム監督審決定に関する活動方針の検討
第24回	平成17年12月20日	ベトナム監督審決定に対する支援作業計画等の検討
第25回	平成18年1月12日	ベトナム側WG作成のサンプル判決書についての検討
		ベトナム監督審決定書セミナー参考資料としての日本最高裁判所判決・決定についての検討
第26回	平成18年1月24日	ベトナム側WG作成の判決書マニュアル民事編及びサンプル判決書に対するコメント検討
第27回	平成18年3月2日	ベトナム現地セミナーの内容・進行についての検討
		ベトナム現地セミナーで用いる日本の最高裁判所判決の選択
		STAR監督審決定集掲載の監督審決定に対するコメント案の検討
		ベトナム側WGに対する監督審に関する質問事項の検討
第28回	平成18年3月20日	ベトナム現地セミナーの内容・進行についての最終確認
		ベトナム現地セミナーで用いる監督審決定の選択
		ベトナム側WGに対する監督審に関する質問事項の検討
		プロジェクト終了に際しての評価について

第29回	平成18年4月24日	ベトナム現地セミナーの内容についての協議
		ベトナム側WGに対する監督審に関する質問事項の検討
		長期専門家からの報告

③短期専門家派遣実績

氏名		分野	派遣期間	月数
1	塚原 長秋	判例強化	2004.5.30 - 2004.6.5	0.3
2	宮崎 謙	判例強化	2004.5.30 - 2004.6.5	0.3
3	井関 正裕	判例強化	2005.5.29 - 2005.6.7	0.3
4	宮崎 謙	判例強化	2005.5.29 - 2005.6.7	0.3
計			4名	1.2M

④本邦研修実績及び参加者リスト

(1) 判決書標準化 実施時期:2005年9月~0.5ヶ月

No.	Name	Position/organization	Training Topic	Duration
1	Mr. Nguyen Viet Cuong	Chief Judge, Labor Court, SPC	Standardizing Vietnamese Judgment Documents	4th Sep. 2005 to 17th Sep. 2005
2	Mr. Chu Xuan Minh	Dep. Chief Judge, Civil Court, SPC		
3	Mr. Nguyen Van Thong	Principal, Court's School, SPC		
4	Mr. Nguyen Minh Man	Dep. Chief Judge, Appellate Court, SPC		
5	Mr. Vu The Doan	Judge, Appellate Court, SPC		
6	Mr. Bui Huy Tien	Judge, Economic Court, SPC		
7	Mr. Nguyen Son	Dep. Chief Judge of Hanoi People's Court		
8	Mr. Ngo Thi Minh Ngoc	Dep. Chief Judge, Civil Court Division, Hanoi People's Court		
9	Mr. Nguyen Huu Chinh	Dep. Chief Judge, Criminal Court Division, Hanoi People's Court		
10	Mrs. Tran Thi Thu Hien	Evaluator, Secretariat, SPC		
11	Mrs. Bui Thi Nhan	Expert, Judicial Science Institute, SPC		
12	Mr. Nguyen Thanh Tri	Lecturer, JA		
13	Mr. Tran Minh Tien	Lecturer, JA		
14	Mrs. Dong Thi Kim Thoa	Lecturer, JA		

⑤長期・短期専門家によるワーキングセッション及び現地セミナー実施実績

サブ・プロジェクトB 成果2. 判決様式標準化・判例整備公開促進 (SPC)				
時 期	活動内容	主催／講師	実施場所	ベトナム側参加者
2003年				
10月20日	ワーキング・セッション	杉原長期専門家	SPC	21人
12月15日	ワーキング・セッション	杉原長期専門家	SPC	17人
2004年				
1月15日	ワーキング・セッション	杉原長期専門家	SPC	19人
2月20日	ワーキング・セッション	杉原長期専門家	SPC	24人
4月26日	ワーキング・セッション	丸山長期専門家	SPC	21人
12月27日～28日	ワーキング・セッション	榊原長期専門家	SPC	47人
2005年				
1月24日	ワーキング・セッション	榊原長期専門家	SPC	14人
6月1日～3日	現地セミナー	井関・宮崎短期専門家、國分長期専門家	SPC	101人（3日間）
7月7日	ワーキング・セッション	國分長期専門家	SPC	17人
2006年				
2月13日	ワーキング・セッション	國分・森永長期専門家	SPC	3人

5 その他

5-1 倒産法

①短期専門家派遣実績

氏名	所属先	分野	派遣期間	月数
1 谷口安平	東京経済大学現代法学部 教授	倒産法	2004. 3. 14 - 2004. 3. 17	0.1
2 田頭章一	上智大学法学部 教授	倒産法	2004. 3. 14 - 2004. 3. 17	0.1
計			2名	0.2M

②短期専門家による現地セミナー実施実績

サブ・プロジェクトA 成果3. 民事訴訟法及び倒産法の最終法案起草 (最高人民裁判所)				
時期	活動内容	主催/講師	実施場所	ベトナム側参加者
2004年 3月15～16日	倒産法現地セミナーの開催	谷口・田頭短期専門家	MOJ	83人 (2日間)

5-2 ベトナム国家大学ハノイ校日本法講座支援

①短期専門家派遣実績

氏名	所属先	分野	派遣期間	月数
※ 佐藤 恵太*	中央大学大学院法務研究科 教授	不法行為	2005. 10. 10-2005. 10. 11	0.1
1 秋山 靖浩	早稲田大学大学院法務研究科 教授	民法総則 契約	2005. 10. 19-2005. 10. 27	0.3
2 舟橋 秀明	札幌大学法学部 専任講師	物権	2005. 12. 11-2005. 12. 17	0.3
3 永井 和之	中央大学 学長	会社法	2005. 12. 21-2005. 12. 29	0.3
4 豊岳 信昭	中央大学法学部 教授	商法総則、商行為、手形小切手法	2006. 1. 1 - 2006. 1. 7	0.3
5 佐藤 恵太	中央大学大学院法務研究科 教授	知的財産法	2006. 1. 19 - 2006. 1. 25	0.3
6 渡辺 達徳	中央大学大学院法務研究科 教授	債権法	2006. 2. 21 - 2006. 3. 1	0.3
計			6名	1.8M

* JICA予算によるものではない。

②長期・短期専門家によるワーキングセッション及び現地セミナー実施実績

サブ・プロジェクトB 成果3. 国家大学ハノイ校法学部日本法講座 (ベトナム国家大学ハノイ校)				
時 期	活動内容	主催/講師	実施場所	ベトナム側参加者
2004年				
6月9日	キックオフ・ミーティング	森永長期専門家	VNU	7人
8月20日	運営会議	森永長期専門家	VNU	7人
10月5日	開講式		VNU	
2005年				
10月10日～11日	集中講義	佐藤短期専門家	VNU	10人
10月20日～26日	集中講義	秋山短期専門家	VNU	10人
12月12日～16日	集中講義	舟橋短期専門家	VNU	10人
12月21日～28日	集中講義	永井短期専門家	VNU	10人
2006年				
1月2日～6日	集中講義	豊岳短期専門家	VNU	10人
1月20日～24日	集中講義	佐藤短期専門家	VNU	10人
2月22日～28日	集中講義	渡辺短期専門家	VNU	10人

5-3 経済統合に向けた法制度研究

①長期専門家によるワーキングセッション及び現地セミナー実施実績

サブ・プロジェクトA 成果4. 民法関連法案の草案準備促進				
5. 経済統合に向けた法制度研究 (司法省 国際法局)				
時 期	活動内容	主催/講師	実施場所	ベトナム側参加者
2004年				
4月21日	ワーキング・セッションの実施	佐々木長期専門家	MOJ	35人
11月21～22日	ワーキング・セッションの実施 (国際司法共助法)	佐々木長期専門家	MOJ	65人

